

平成25年9月

熊野市議会定例会会議録

平成25年9月2日 開会

平成25年9月20日 閉会

熊野市議会

平成25年第9月熊野市議会定例会会議録目次

第1日目（9月2日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
提出議案	2
議事日程	3
開 会	5
市長の挨拶	5
諸般の報告	9
説明のための出席者	10
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
議案の上程	11
提案説明	11
議案第1号	13
議案第2号	13
議案第3号	14
議案第4号	15
議案第5号	15
議案第6号	18
議案第7号	19
議案第8号	22
報告第1号	25
報告第2号	25
報告第3号	26
報告第4号	26
報告第5号	27
議案の上程	28

提案説明	28
諮問第1号	28
採決	28
散会	29
署名議員	30
第2日目（9月11日）	
出席議員	31
欠席議員	31
説明のため出席した者の職氏名	32
会議に出席した事務局職員の職氏名	32
議事日程	32
開議	34
一般質問	34
11番 山本洋信君	34
1番 道後宣弘君	48
6番 山田 実君	65
15番 前田桂之助君	75
延会	85
署名議員	87
第3日目（9月12日）	
出席議員	88
欠席議員	88
説明のため出席した者の職氏名	89
会議に出席した事務局職員の職氏名	89
議事日程	89
開議	91
一般質問	91
13番 中田征治君	91
16番 清水純一君	108
7番 下田克彦君	118

8 番 岩本育久君	134
散 会	147
署名議員	149
第 4 日 目 (9 月 13 日)	
出席議員	150
欠席議員	150
説明のため出席した者の職氏名	151
会議に出席した事務局職員の職氏名	151
提出議案	151
議事日程	151
開 議	153
議案の上程	153
提案説明	153
議案第 9 号	154
議案の質疑	155
委員会付託	156
議案の上程	156
議案の質疑	156
議案第 1 号	156
議案第 2 号	157
議案第 3 号	158
議案第 4 号	158
議案第 5 号	158
議案第 6 号	162
委員会付託	162
議案の上程	162
議案の質疑	162
議案第 7 号	162
委員会付託	163
議案の上程	163

議案の質疑	163
議案第 8 号	163
委員会付託	163
議案の上程	164
議案の質疑	164
報告第 1 号	164
報告第 2 号	164
報告第 3 号	165
報告第 4 号	165
報告第 5 号	165
散 会	165
署名議員	167
第 5 日 目（ 9 月 20 日 ）	
出席議員	168
欠席議員	168
説明のため出席した者の職氏名	169
会議に出席した事務局職員の職氏名	169
提出議案	169
議事日程	169
開 議	171
議案の上程	171
各委員長報告	172
討論、採決	175
議案第 1 号	175
議案第 2 号	175
議案第 3 号	176
議案第 4 号	176
議案第 5 号	177
議案第 6 号	177
議案第 7 号	178

議案第 8 号	178
議案第 9 号	179
議案の上程	179
提案説明	179
議案の質疑	181
討論、採決	185
議員提出議案第 1 号	185
議員提出議案第 2 号	185
議員提出議案第 3 号	186
閉 議	186
閉 会	187
署名議員	188

平成25年9月熊野市議会定例会会議録

(第1日)

平成25年9月2日(月曜日)

平成25年9月熊野市議会定例会会議録

平成25年9月2日（月曜日）

第 1 日

招集年月日 平成25年9月2日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 会 平成25年9月2日（月）午前9時00分

開 議 平成25年9月2日（月）午前9時15分

出席議員

1番	道 後 宣 弘 君	2番	西 賢 二 君
3番	濱 重 明 君	4番	和 田 いく子 さん
5番	増 田 幸 美 君	6番	山 田 実 君
7番	下 田 克 彦 君	8番	岩 本 育 久 君
9番	樋 口 雄 史 君	11番	山 本 洋 信 君
13番	中 田 征 治 君	15番	前 田 桂之助 君
16番	清 水 純 一 君		

欠席議員

12番	中 田 悦 生 君	14番	前 地 林 君
-----	-----------	-----	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	濱口 武彦 君	消 防 長	片岡 信次 君
福 祉 事 務 所 長	仲森 弘安 君	市 長 公 室 長	庵前 佳生 君
総 務 課 長	山本 哲也 君	防 災 対 策 推 進 課 長	尾中 弘明 君
市 民 保 険 課 長	岩本 眞智子さん	税 務 課 長	星山 政文 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	清嶺地 利夫君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	西垣戸 勝 君	林 業 振 興 課 長	大江 勝郎 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	久保 智 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	濱口 幸治 君
建 設 課 長	下岡 昌年 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	西岡 久典 君
水 道 課 長	東 佳広 君	教 育 長	杉松 道之 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	山本 哲也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	長田 健次 君
監 査 委 員 事 務 局 長	坪井 正登 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	南 佳壽 君	次 長 兼 庶 務 係 長	山口 耕作 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	和田 春菜 さん

提出議案

- 議案第1号 熊野市誘客・周遊拠点施設条例案
- 議案第2号 熊野市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第3号 熊野市紀和鉾山資料館条例の一部を改正する条例案
- 議案第4号 工事変更請負契約の締結について
- 議案第5号 平成25年度熊野市一般会計補正予算（第2号）について

- 議案第 6 号 平成25年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 号 平成24年度熊野市歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 号 平成24年度熊野市水道事業会計決算の認定について
- 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 報告第 2 号 平成24年度熊野市財政の健全化判断比率について
- 報告第 3 号 平成24年度熊野市青年の家事業の資金不足比率について
- 報告第 4 号 平成24年度熊野市紀和地区水道事業の資金不足比率について
- 報告第 5 号 平成24年度熊野市水道事業の資金不足比率について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議事日程

開 会

諸般の報告

- 1 全国森林環境税創設促進議員連盟第20回定期総会出席報告
- 2 四市正副議長会（黒潮懇話会）開催報告
- 3 各常任委員会先進地行政視察報告
- 4 説明員の報告

開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

[提案理由、内容説明]

日程第 3 議案第 1 号 熊野市誘客・周遊拠点施設条例案

日程第 4 議案第 2 号 熊野市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 5 議案第 3 号 熊野市紀和鉾山資料館条例の一部を改正する条例案

日程第 6 議案第 4 号 工事変更請負契約の締結について

日程第 7 議案第 5 号 平成25年度熊野市一般会計補正予算（第 2 号）について

- 日程第8 議案第6号 平成25年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第7号 平成24年度熊野市歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第8号 平成24年度熊野市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第12 報告第2号 平成24年度熊野市財政の健全化判断比率について
- 日程第13 報告第3号 平成24年度熊野市青年の家事業の資金不足比率について
- 日程第14 報告第4号 平成24年度熊野市紀和地区水道事業の資金不足比率について
- 日程第15 報告第5号 平成24年度熊野市水道事業の資金不足比率について
[提案理由、採決]
- 日程第16 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

午前 9時 00分 開会

開会・開議

○議長（増田幸美君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。欠席の届け出は12番 中田悦生議員、14番 前地林議員であります。

定足数に達しておりますので、これより平成25年9月熊野市議会定例会を開会いたします。

なお、本日はテレビ撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

市長の挨拶

○議長（増田幸美君） 開議に先立ち、市長から今期定例会招集の挨拶を受けます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

本日、平成25年9月熊野市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さん方には、大変お忙しい中、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、定例会の開会に当たりまして、これから取り組む、また現在取り組んでいる主な事業の概要や進捗状況など7項目について、簡単にご報告をいたします。

まず、鬼ヶ城センター複合施設及び水産物直販施設のオープンにつきましてご説明いたします。

鬼ヶ城センター複合施設につきましては、熊野市の観光の玄関口としてふさわしい施設となるよう、平成20年度より整備計画を検討し、平成23年度に設計、平成24年度、25年度に施設整備工事を行ってまいりました。7月末に駐車場等の一部を除き建物などの整備が完了したことから、去る8月1日より仮オープンとして営業を開始しております。

仮オープンから1カ月が経過いたしました。おおむね順調に運営することができております。今後、秋の行楽シーズンを控え、観光バスの団体の昼食の予約もふえてきている状況です。また、9月末には熊野尾鷲道路も開通しますので、今後マイカーによる個人の利用客も増加することを見込んでおります。

水産物直販施設は、鬼ヶ城センター複合施設に隣接して、木造平家建て延べ床面積35.19㎡で、施設整備は完了しております。施設の管理運営者であります熊野漁業協同組合は、漁獲量の減少や魚価の低迷に対応すべく、市場に水揚げされた新鮮な魚介類を直接販売して、魚価の維持向上とあわせ熊野の魚のPRを図りたいと考えております。今月中にオープンを予定しており、現在、オープンに向けて従業員の採用や運営体制の確立等、事業運営に係る最終的な準備を進めているところでございます。

次に、2点目、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」1対1対談についてであります。

知事みずからが市町を訪れ対談することにより、地域の声や市町の抱えてる課題を詳しく聞き、県予算に反映できるように行われているもので、当市においては7月22日に開催されました。

対談項目の1点目は、働く場の創出を目的とする産業の振興についてでございました。高速道路の開通や伊勢神宮のご遷宮、熊野古道世界遺産登録10周年という大きなチャンスを生かすため、大型イベントの開催や地域の連携、三重県南部地域の活性化、香酸かんきつ「新姫」の三重ブランド認定、企業誘致への協力、雇用創出事業の継続、拡充などについて強く訴えました。

また、対談項目の2点目は、万全な防災対策についてであります。南海トラフ巨大地震への対応や高規格幹線道路の未整備部分の解消のほか、河川観測水位計や監視カメラ、量水標の設置、大型台風接近時における三重県職員の派遣、無堤防区間の早期解消や宅地の浸水被害解決に向けた市内河川の河床掘削、公共工事の残土を利用した堤防の築堤、被災山林内の流木の処理、防災施設としても重要な大規模な屋内運動施設建設への支援などについて、強く要請をいたしました。

知事からは、対談した各項目について、支援や協力の意向、具体的な整備時期が示されるなど、前向きな回答も多くあり、有意義な対談となりました。

次に、3点目の三重県総合防災訓練についてであります。

昨日、三重県、熊野市、御浜町、紀宝町が連携して総合防災訓練を実施いたしました。

今回の訓練は広域で、県のみならず地元医師会、自衛隊を初め多くの関係団体、機関が参加するより実践的な訓練でした。また、これまでに行っていない医療連携訓練、避難所設置運営などの訓練も実施いたしました。具体的には、木本小学校と新鹿小学校で紀南医師会と連携し、傷病者の重症度と緊急度によって分別し治療や搬送先の順位を決定するトリアージ訓練を市民参加の訓練では初めて行いました。2,326名の参加をいただき、この地域における災害時の医療のあり方について、今後の取り組みの参考となりました。

また、新鹿小・中学校では、新鹿地区自主防災会と熊野市身体障害者（児）連合会とが連携した市内では初めての避難所運営訓練を実施し、災害時要援護者を含めた避難所運営の課題等を検証したところでございます。

次に、4点目として、近畿自動車道紀勢線の進捗状況及び熊野尾鷲道路の開通予定であります。

近畿自動車道紀勢線の紀伊長島から海山間において、紀伊長島区长島地内の赤羽川橋の橋台が傾くという事態が発生いたしました。現在、平成25年度内の供用に向けて、詳細な地質調査結果に基づき、新たな橋台の再構築等の対策が実施されると伺っております。

熊野尾鷲道路は、未開通区間13.6kmについて、平成25年9月29日日曜日に開通することとなりました。賀田インターチェンジにつきましては、今回、尾鷲市方向のみの開通となり、熊野市方向については引き続き整備が行われます。尾鷲北インターチェンジから尾鷲南インターチェンジ間については、第2期工事として橋梁やトンネルなどの詳細な調査、設計が現在行われております。

近畿自動車道紀勢線、熊野市大泊から紀宝の間につきましては、計画段階評価やボーリング調査も完了し、今後、事業化に向けて詳細なルート等が検討されると伺っております。

次に、5点目の市道久生屋金山線の開通についてであります。

この道路は、久生屋町の県道鶴殿熊野線と金山町の県道御浜北山線を結ぶ主要な道路で、金山小学校の通学路にもなっておりますが、道路幅員が狭い上に、地形的な条件から急カーブ、急勾配が連続し、安全で円滑な通行の確保が課題となっております。この道路の管理者である本市にかわり、三重県が県代行道路として平成8年から取り組みを進められ、全体延長が約1.8km、車道部幅員が2車線5.5m、歩道幅員が2mで、総事

業費約11億円をかけて道路整備を行っていただいたものであります。この市道久生屋金山線の道路整備事業が8月末には全て完成いたしました。

なお、市では県への感謝の気持ちと事業完成を祝い、9月9日に竣工式典を開催いたします。

次に、6点目の平成23年の台風12号による災害復旧事業の進捗状況についてであります。

平成25年7月末現在の状況でございますが、建設課、農業振興課、林業振興課を合わせて473件のうち461件、率にして97%の工事を発注しております。発注した461件のうち418件が完成し、完成割合は約88%でございます。未完成の工事につきましては、平成26年3月末までには、特段の事情が生じない限り、全ての工事を完成させたいと考えております。

次に、橋梁被災による通行どめ箇所について状況を報告いたします。

有馬町の産田橋につきましては、復旧工事が完成し、7月29日に通行が可能となりました。大泊町の宮川橋については本年9月末を、五郷町の月の瀬橋、柚木橋については本年12月末を、飛鳥町野口の水路橋につきましては平成26年3月末の完成を目指して取り組んでいるところでございます。市民の皆さんには大変ご不便をおかけしておりますけれども、災害復旧工事を最優先として、一刻も早く完成に向けて引き続き努力をまいりまいる所存でございます。

続きまして、三重県の道路河川等の災害復旧の状況であります。

147件のうち144件、98%の工事が発注されております。発注された工事144件のうち108件が完成し、完成割合は73%となっております。未完成のうち、災害復旧事業につきましては平成25年度末の完成を目指して取り組んでおり、改良復旧を伴う事業については平成26年度末を目指して取り組んでいただいているところでございます。

最後に、主な県道の災害復旧工事の状況でございます。

県道七色峡線については、8月末までは午前8時半から午後5時30分まで時間通行どめでございましたが、9月からは片側交互通行による規制を行いながら工事が行われる予定と伺っております。

県道新鹿佐渡線については、9月30日午後8時半から来年3月末まで全面通行どめを行い、工事を再開する予定と伺っております。

両県道の災害復旧工事は、県において鋭意努力をいただき、平成26年3月末の完成が

予定されておりますが、市といたしましては、一日も早い復旧の実現に向け引き続き県に要望してまいる所存です。

最後に7点目の中学生・高校生等医療費助成事業についてであります。

昨年度、県事業で小学生まで拡大した子ども医療費の助成を市単独事業として今年度9月からさらに中学生・高校生まで拡大することにより、子育てを行っている世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てのできる環境を整えるものであります。

現在、医療機関等に支払っている入院、通院に係る自己負担3割のうち、中学生は全額、高校生は3分の2の助成を行い、これにより中学生の自己負担がなくなり、高校生等は1割負担で受診することができるようになります。今後、9月以降の受診分から助成を行ってまいります。

以上、主な事業の進捗状況などについてご報告いたしました。

なお、今定例会におきましては、条例案など8件、報告5件、諮問1件、合わせて14の案件を提出いたしております。ご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての施政報告とさせていただきます。

諸般の報告

○議長（増田幸美君） 次に、諸般の報告につきましては、去る7月11日、全国森林環境税創設促進議員連盟第20回定期総会が福島県南会津町で開催され、私が出席いたしました。

8月2日には、四市正副議長会（黒潮懇話会）を熊野市で開催し、私と副議長が出席いたしました。

また、総務厚生常任委員会が長野県飯山市、新潟県柏崎市に7月29日から7月31日まで、産業教育常任委員会が岩手県平泉町、宮古市に7月8日から7月10日まで、それぞれ先進地行政視察を行いました。

いずれも、その報告書はお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

説明のための出席者

○議長（増田幸美君） 次に、地方自治法第121条の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

○議長（増田幸美君） これより本日の会議を開きます。
議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（増田幸美君） 日程第1「今期定例会の会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第86条の規定により、議長において、
6番 山田 実 議員
16番 清水 純一 議員
を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長（増田幸美君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期については、本日から9月20日までの19日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月20日までの19日間と決しました。

議案の上程（議案第1号～報告第5号）

○議長（増田幸美君） 日程第3 議案第1号「熊野市誘客・周遊拠点施設条例案」から日程第15 報告第5号「平成24年度熊野市水道事業の資金不足比率について」まで、以上13件を一括議題といたします。

提案説明

○議長（増田幸美君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 平成25年9月熊野市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「熊野市誘客・周遊拠点施設条例案」につきましては、平成26年3月オープン予定の熊野市誘客・周遊拠点施設の設置及び事業等について定める条例を制定しようとするものであります。

議案第2号「熊野市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、平成25年度税制改正により、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、本条例で規定する延滞金についても税の延滞金の額と均衡を失しないよう、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第3号「熊野市紀和鉦山資料館条例の一部を改正する条例案」につきましては、高速道路開通に伴い、多くの観光客の皆さんに入館いただけるよう、入館料の引き下げを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第4号「工事変更請負契約の締結について」につきましては、平成23年国災第1257号その他市道細平湯屋線（上月の瀬橋）橋梁災害復旧工事（分割2）を平成24年10

月22日に株式会社宇城組代表取締役宇城哲也氏と請負契約を締結しましたが、橋脚の施工に係る掘削補助工法の変更が必要となったことなどから、工事変更請負契約を締結するに当たり、熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号「平成25年度熊野市一般会計補正予算（第2号）について」につきましては、障害児通所支援事業、遊木漁港耐震診断事業等による補正で、補正額は1億4,534万4,000円の増、予算総額128億7,995万8,000円となっております。

議案第6号「平成25年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、平成24年度療養給付費等負担金の確定に伴う返還金などによる補正で、補正額は3,706万7,000円の増、予算総額28億7,665万4,000円となっております。

議案第7号「平成24年度熊野市歳入歳出決算の認定について」につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、一般会計ほか、6つの特別会計の決算について議会の認定をお願いするものであります。

議案第8号「平成24年度熊野市水道事業会計の決算の認定について」につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

以上で議案の提案理由の説明を終わり、次に報告事項についてご説明申し上げます。

報告第1号「専決処分の報告について」につきましては、平成25年5月26日、甫母町地内の国道311号において発生いたしました自動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年7月19日、損害賠償の額を定めることについて専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号「平成24年度熊野市財政の健全化判断比率について」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものであります。

報告第3号「平成24年度熊野市青年の家事業資金不足比率について」、報告第4号「平成24年度熊野市紀和地区水道事業の資金不足比率について」、報告第5号「平成24年度熊野市水道事業の資金不足比率について」の3件の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものであります。

以上、提案の理由を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、先ほどの施政報告のうち、県道新鹿佐渡線の通行どめの期間を9月30日午後8

時半からと申し上げましたが、午前8時半から来年3月末までの全面通行どめということでございます。

上程議案の内容説明

○議長（増田幸美君） 次に、議案第1号から順次内容の説明を求めます。

まず、議案第1号について。

観光スポーツ交流課長。

（観光スポーツ交流課長 濱口幸治君 登壇）

○観光スポーツ交流課長（濱口幸治君） 議案第1号「熊野市誘客・周遊拠点施設条例案」について内容をご説明申し上げます。

議案集1ページをごらんください。

本条例は、地域情報及び観光情報の発信や憩いの場の提供を通じ、市民と来訪者との交流を促進するとともに、市内を周遊させ、にぎわいを創出するため、現在改修中の熊野市誘客・周遊拠点施設の設置に必要な条項を定め、同施設の運営を円滑に進めるため、条例を制定するものであります。

条を追ってご説明いたします。

第1条は設置目的を定め、第2条は名称及び位置、第3条は施設が行う事業について、第4条は施設の利用時間等を定めるものです。第5条は施設の管理について指定管理者によるものとし、第6条は指定管理者が行う業務の範囲を定めるものです。1ページから2ページの第7条は施設内での行為の禁止を、第8条は施設への入場制限等について、第9条は施設等に損傷を与えた場合の損害賠償について定めるものです。第10条は委任について規定するものです。附則はこの条例の施行日について定めるものです。

以上、内容のご説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（増田幸美君） 次に、議案第2号について。

総務課長。

（総務課長 山本哲也君 登壇）

○総務課長（山本哲也君） 議案第2号「熊野市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の3ページをごらんください。

本条例は、平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金の割合が見直されたことから、本条例で規定する延滞金についても同様に見直しを行うものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

附則第3項の延滞金の割合の特例におきまして、従来は納期限一月を経過する日までの場合の7.3%について特例を定めておりましたが、一月を経過する日以後の場合の14.6%の割合についても特例を定めるものです。また、その率につきましても市税と同様に引き下げを行うものであります。

現時点での特例基準割合をもとに申し上げますと、一月を経過しない場合の延滞金は、改正前は通常の7.3%が特例により4.3%となっていました。改正後には3%となります。また、一月を経過した場合の延滞金は、改正前の14.6%に対し、改正後は9.3%となります。

附則につきましても、条例の施行日を平成26年1月1日と定めるものです。

以上、議案第2号につきましても、その内容をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（増田幸美君） 次に、議案第3号について。

教育長。

（教育長 杉松道之君 登壇）

○教育長（杉松道之君） 議案第3号「熊野市紀和鉦山資料館条例の一部を改正する条例案」につきましても、その内容をご説明申し上げます。

議案集の5ページをごらんください。

本条例は、高速道路開通に伴い、熊野市紀和鉦山資料館へ観光客を初め多くの皆さんに入館していただけるよう、入館料の改定を行うものであります。改定に当たりましては、三重県内の公立資料館等の入館料も参考にしながら、より適正な料金設定にいたしております。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

現在、入館料は、大人1人1回につき500円と定めておりますが、これを300円に、また、小学生及び中学生につきましても1人1回につき200円と定めておりますが、これを100円に、それぞれ引き下げ、さらに団体割引につきましても、現在、40人以上の団

体では個人入館料の場合の10分の5の額、20人以上の団体では個人入館の場合の10分の8の額と定めているものを、20人以上の団体のみの設定とし、大人1人1回につき150円に、小学生及び中学生1人1回につき50円に、それぞれ引き下げるものであります。

附則につきましては、条例の施行日を平成25年10月1日と定めるものであります。

以上、議案第3号につきまして、その内容をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（増田幸美君） 次に、議案第4号について。

総務課長。

（総務課長 山本哲也君 登壇）

○総務課長（山本哲也君） 議案第4号「工事変更請負契約の締結について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の7ページから12ページをごらんください。

平成24年10月22日、熊野市議会定例会におきまして議決をいただき、請負契約を締結いたしました。平成23年国災第1257号その他市道細平湯屋線（上月の瀬橋）橋梁災害復旧工事（分割2）につきまして、工事変更請負契約を締結する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容につきましては、橋脚の施工に際しまして、岩盤強度が当初の予想を超えて高かったことから、先行掘削補助工法を変更する必要が生じたほか、橋台の施工において、工法の変更により鋼矢板の仮設が不要となったものであります。これらの変更により、契約の金額を766万5,000円増額し、1億9,876万5,000円として、株式会社宇城組代表取締役宇城哲也氏と工事変更請負契約を締結するものです。

以上、議案第4号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（増田幸美君） 次に、議案第5号について。

市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 議案第5号「平成25年度熊野市一般会計補正予算（第2号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、国・県支出金の額の決定に伴い事業費に増減が生ずるもの、特殊な事情により緊急を要するものを主にし、障害児通所支援事業や遊木漁港耐震診断事業など

による補正でございます。

それでは、別冊の補正予算書をごらんください。

1 ページの第 1 条は補正予算の規模などを定めたもので、補正額としましては 1 億 4,534万4,000円の増額、歳入歳出予算の総額はそれぞれ128億7,995万8,000円となります。

第 2 条は地方債の補正についての記載でございます。

2 ページから 4 ページまでは、第 1 表歳入歳出予算補正として、今回補正の全容をまとめたもの、6 ページ、7 ページにつきましては、第 2 表地方債補正として、今回補正に伴う起債の限度額について整理してものがございます。

9 ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。9 ページは歳入の総括、10・11 ページは歳出の総括でございます。

次に、12 ページからの歳入について順次内容をご説明いたします。

款13国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金912万3,000円の増額補正は、17ページ中ほど下の歳出予算、障害児通所支援事業に係るもの、目 3 災害復旧費国庫負担金の増額補正は、23ページの歳出予算、道路河川災害復旧事業に係るもの、項 2 国庫補助金、目 6 消防費国庫補助金43万円の減額補正は、21ページ下から 3 段目の歳出予算、非常備消防事業経費に係る補助金でございます。

次の款14県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生費県負担金456万1,000円の増額補正は、17ページ中ほどの下の歳出予算、障害児通所支援事業に係る負担金、項 2 県補助金、目 3 衛生費県補助金54万5,000円の増額補正は、17ページ下段の歳出予算、予防衛生事業に係る補助金、目 4 農林水産業費県補助金4,574万3,000円の増額補正は、19ページ 2 段目の歳出予算、地域農業支援組織連携強化事業に係る補助金を初め 6 つの補助金でございます。15ページにかけての目 7 災害復旧費県補助金832万円の増額補正は、21ページ下段から23ページにかけての歳出予算、農地農業用施設災害復旧事業に係る補助金及びその下、林道災害復旧事業に係るものがございます。

次の款14県支出金、項 3 委託金、目 4 土木費委託金 8 万3,000円の増額補正は、21ページ中段の歳出予算、住宅管理事業経費に係る委託金でございます。

次の款18、項 1、目 1 繰越金5,476万5,000円の増額補正は、前年度剰余金のうち、歳出に見合う必要額を計上したものの。

款19諸収入、項 4、目 1 雑入57万5,000円の増額補正は、21ページ下から 3 段目の歳

出予算、非常備消防事業経費に係る助成金。

歳入の最後、款20、項1市債、目10災害復旧債1,100万円の増額補正は、各種災害復旧事業の財源に充てるための起債でございます。

続きまして、16ページからの歳出についてご説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費9万円の増額補正は、庁用器具費に係るもの、項2、目3徴税費250万円の増額補正は、市税過納還付金に係るものでございます。

次の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費124万4,000円の減額補正は、地域活動支援センター事業業務委託料の減額、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費1,825万7,000円の増額補正は、障害児通所支援事業に係るもの、目2児童福祉施設費540万2,000円の増額補正は、私立保育所耐震診断事業並びに（仮称）紀和保育所新築事業に係るものなどがございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費109万円の増額補正は、新たに風疹予防接種費補助を行うためのもの。18ページ、19ページをお願いします。項2環境対策費、目1環境対策総務費36万6,000円の増額補正は、小規模水道整備事業に助成するためのものがございます。

次の款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費735万7,000円の増額補正は、新たに地域農業支援組織連携強化事業に係るものでございます。次の項2林業費、目1林業総務費1,173万2,000円の増額補正は、林道維持補修事業並びに有害鳥獣駆除事業に係るもの、項3水産業費、目2水産業振興費3万5,000円の増額補正は、水産多面的機能発揮対策事業の事務費の増額によるもの。目4漁港建設費5,000万1,000円の増額補正は、新たに遊木漁港耐震診断業務を行うことによるものでございます。

20ページの款6、項1商工費、目2商工業振興費90万9,000円の増額補正は、首都圏営業拠点「三重テラス」活用事業に係るもの、目3観光交流費30万円の増額補正は、観光動向調査業務委託に係るもの。

款7土木費、項6住宅費、目1住宅管理費8万3,000円の増額補正は、住宅生活総合調査に係るもの。

款8、項1消防費、目2非常備消防費71万5,000円の減額補正は、補助事業の変更によるもの。

款9教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費40万円の増額補正は、市体育館遮

光カーテン修繕によるものでございます。

23ページにかけての款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地農業用施設災害復旧費703万2,000円の増額補正、目2林道災害復旧費714万6,000円の増額補正、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路河川災害復旧費3,410万3,000円の増額補正は、6月の豪雨や昨年の災害復旧に係る事業によるものでございます。

歳出の最後、款11、項1公債費、目1元金50万円の増額補正は、災害援護資金償還によるものでございます。

次に、24ページから27ページの給与費明細書につきましては、今回補正いたしました報酬、職員手当について整理したもの、また28・29ページの地方債に関する調書につきましては、今回補正しました各事業について整理したもので、平成25年度末の起債現在高見込額は145億2,171万4,000円となります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（増田幸美君） 次に、議案第6号について。

市民保険課長。

（市民保険課長 岩本眞智子さん 登壇）

○市民保険課長（岩本眞智子さん） 議案第6号「平成25年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」につきまして内容をご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成24年度療養給付費等交付金の額の確定等に伴う補正であります。

補正予算書の31ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,706万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億7,665万4,000円とするものであります。

次に、33ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

33ページは歳入の総括、34・35ページは歳出の総括であります。

項目別に歳入からご説明申し上げます。

36・37ページをごらんください。

款8、項1繰越金、目2その他繰越金3,706万7,000円の増額補正は、39ページ歳出の返還金の増によるものであります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

38・39ページをごらんください。

款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金3,706万7,000円の増額補正は、平成24年度療養給付費等負担金、平成24年度療養給付費等交付金及び資格喪失後受診に伴う指定医療交付負担金の超過交付が発生したことによるものであります。

以上、議案第6号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（増田幸美君） 次に、議案第7号について。

会計管理者。

（会計管理者兼会計課長 濱口武彦君 登壇）

○会計管理者兼会計課長（濱口武彦君） 議案第7号「平成24年度熊野市歳入歳出決算の認定について」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、平成24年度一般会計及び国民健康保険事業特別会計ほか、5つの特別会計の歳入歳出決算でございます。それでは、各会計別にご説明いたします。

決算書の1ページをお願いします。

熊野市一般会計につきましては、歳入総額138億2,422万9,652円、歳出総額131億806万3,572円で、歳入歳出差し引き残額7億1,616万6,080円の剰余となっております。剰余金のうち財政調整基金に3億円、減債基金に1億5,000万円の4億5,000万円を基金に繰り入れ、残り2億6,616万6,080円を平成25年度へ繰り越しいたしました。

次に、特別会計であります。236ページをお願いします。

熊野市国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額30億1,056万8,447円、歳出総額27億2,758万7,303円で、歳入歳出差し引き残額2億8,298万1,144円の剰余となり、全額平成25年度へ繰り越しいたしました。

268ページをお願いします。

熊野市後期高齢者医療事業特別会計につきましては、歳入総額5億1,990万3,498円、歳出総額5億1,636万1,733円で、歳入歳出差し引き残額354万1,765円の剰余となり、全額平成25年度に繰り越しいたしました。

282ページをお願いします。

熊野市青年の家事業特別会計につきましては、歳入総額633万8,665円、歳出総額545万277円で、歳入歳出差し引き残額88万8,388円の剰余となり、全額平成25年度に繰り越しいたしました。

292ページをお願いします。

熊野市私有林整備事業特別会計につきましては、歳入総額2,349万8,464円、歳出総額2,213万6,303円で、歳入歳出差し引き残額136万2,161円の剰余となり、全額平成25年度に繰り越しいたしました。

304ページをお願いします。

熊野市紀和診療所事業特別会計につきましては、歳入総額8,788万4,214円、歳出総額7,888万2,686円で、歳入歳出差し引き残額900万1,528円の剰余となり、全額平成25年度に繰り越しいたしました。

318ページをお願いします。

熊野市紀和地区水道事業特別会計につきましては、歳入総額7,973万7,556円、歳出総額7,846万9,516円で、歳入歳出差し引き残額126万8,040円の剰余となり、全額平成25年度に繰り越しいたしました。

次に、332ページからの財産に関する調書であります。

1、公有財産の（1）土地及び建物であります。行政財産、普通財産合わせた土地の決算年度末現在高は、最下段の4列目のとおり3,938万8,794㎡となっております。建物につきましては、木造及び非木造合わせた延べ面積の合計は333ページ下段の最終列のとおりの15万5,275㎡となっております。

334・335ページをお願いします。

（2）山林の面積につきましては、下段の4列目のとおり3,673万6,915㎡で、流木の推定蓄積量は、下段の最終列のとおりの7万2,698㎡となっております。

（3）有価証券につきましては、株券が株式会社三重県松阪食肉公社から株式会社ZTVの3件で1,366万円となっております。

336・337ページをお願いします。

（4）出資による権利につきましては、三重県農業信用基金協会から三重県環境保全事業団の20件で1億8,962万7,500円となっております。

338ページから355ページになりますが、物品につきましては、購入価格1件50万円以上のものについて掲載しており、車両類から雑具類まで730件となっております。

356・357ページをお願いします。

3、債権につきましては、奨学費貸付金で3,973万800円となっております。

次の4、基金につきましては、（1）土地開発基金から（8）まちづくり応援基金までの決算年度末現在高について掲載しております。主な基金の決算年度末現在高は、

(2) 財政調整基金が32億5,285万9,961円となっております。(4) 減債基金が5億9,402万9,000円となっております。

358・359ページをお願いします。

(5)、明日を拓くふるさと創生基金が1億8,000万6,149円となっております。

(7) 地域振興基金は7億7,909万1,000円となっております。

なお、詳細につきましては、本冊の中で各会計の歳入歳出決算事項別明細書において、歳入では調定額、収入済額、不納欠損額及び収入未済額等を掲載し、備考の欄で収入済額の内容を説明しております。歳出では支出済額、過年度繰越額及び不用額等を掲載し、備考の欄で支出済額の内容を説明しております。別冊の熊野市一般会計・特別会計予算額と決算額との差額に関する説明書では、各会計における目単位で予算額と決算額との差額が30万円以上、繰越明許費については節単位で5万円以上を生じた理由を説明しております。

また、決算に係る主要な施策の実績報告書では、各会計における主要事業の事業概要及びその実績を説明しております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(増田幸美君) 引き続き、議案第7号について監査委員 山田実議員から決算審査の報告を受けます。

山田議員。

(6番 山田 実君 登壇)

○6番(山田 実君) それでは、議案第7号、平成24年度熊野市歳入歳出決算の認定について、決算審査の結果をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、市長から審査に付されました平成24年度熊野市一般会計及び熊野市国民健康保険事業特別会計外5事業の特別会計に係る歳入歳出決算並びに基金運用の状況につきまして、平成25年6月24日から7月26日にかけて、関係所属長及び職員の出席を求め、各会計の歳入歳出事項別明細書並びに財産に関する調書等の決算附属書類により内容の説明を受け、審査を行いました。その結果、各会計の歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿の計数と符合し、正確であると認めました。

なお、審査の概要につきましては、別冊の意見書のとおりであります。

以上、報告申し上げます。

○議長（増田幸美君） 次に、議案第8号について。

水道課長。

（水道課長 東 佳広君 登壇）

○水道課長（東 佳広君） 議案第8号「平成24年度熊野市水道事業会計決算の認定について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本決算は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間の営業活動の実績であります。

まず初めに、熊野市水道事業の状況であります。平成25年3月31日現在におけます給水戸数は9,840戸で、前年度と比較いたしまして73戸の減少となっております。

また、利用いただきました水道水の使用料であります年間有収水量は220万1,055m³で、前年度に比べ6万5,123m³、2.87%の減少となっております。

それでは、決算書について内容のご説明を申し上げます。

決算書の1ページ、平成24年度熊野市水道事業決算報告書をお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出につきましては、予算額と決算額との比較でございます。収入につきましては、予算総額3億2,002万6,000円に対しまして、決算額3億1,272万5,094円で730万906円の減となっております。支出につきましては、予算総額3億2,016万8,000円に対しまして、決算額2億9,460万3,838円で、不用額は2,556万4,162円となっております。

次に、3ページ、資本的収入及び支出につきましては、前のページ同様に予算額と決算額との比較でございます。収入につきましては、予算総額1億7,288万9,000円に対しまして、決算額1億6,410万3,344円で878万5,656円の減となっております。支出につきましては、予算総額3億3,055万6,000円に対しまして、決算額3億914万1,498円、翌年度繰越額400万円、不用額1,741万4,502円となっております。

以上によりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,503万8,154円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額986万8,086円、過年度分損益勘定留保資金1億3,517万68円で補填いたしております。

次に、5ページ、平成24年度熊野市水道事業損益計算書をお願いいたします。

損益計算書につきましては、1ページの収益的収入及び支出の明細でございまして、消費税を除いた金額により作成いたしております。

1の営業収益合計2億8,305万7,551円は給水収益としての水道料金などで、2の営業

費用合計 2 億4,266万9,484円は人件費、物件費、減価償却費などで、差し引き営業利益は4,038万8,067円となっております。

3の営業外収益1,493万2,276円は雑収益や一般会計からの繰入金などで、4の営業外費用4,747万3,754円は企業債などの支払利息などで、差し引き営業外収益は3,254万1,478円の不足となっており、その結果、先ほど申しあげました営業利益との差額784万6,589円が計上利益となっております。

5の特別利益54万378円は資産の売却によるもので、6の特別損失49万458円は不納欠損などであります。

以上によりまして、当年度純利益は789万6,509円となり、前年度繰り越し欠損金2,902万8,133円を差し引きますと2,113万1,624円が当年度未処理欠損金となります。

次に、6ページ、平成24年度熊野市水道事業剰余金計算書につきましては、平成24年度中における増減変動をあらわした計算書であります。資本金のうち自己資本金につきましては、当年度の変動はなく、当年度末残高は5億361万4,177円、借り入れ資本金の当年度の変動は、企業債の償還、企業債の借り入れ、災害復旧債の借り入れで、当年度末残高は17億3,790万3,144円であります。

次に、剰余金のうち資本剰余金につきましては、営業活動以外の資本取引から生じる資本の年度末累計額で、当年度の変動は、工事負担金、国庫補助金、他会計繰入金を加えました資本剰余金合計の当年度末残高は20億1,603万2,122円、利益剰余金の当年度の変動は、未処分利益剰余金の当年度純利益でありまして、利益剰余金合計の当年度末残高は156万5,205円であります。

以上によりまして、資本金合計の当年度末残高は42億5,911万4,648円となっております。

次に、8ページの平成24年度熊野市水道事業欠損金処理計算書（案）につきましては、先ほど7ページで申しあげました利益剰余金のうちの当年度未処理欠損金2,113万1,624円を全額翌年度に繰り越し欠損金として計上するものであります。

次に、9ページ、平成24年度熊野市水道事業貸借対照表につきましては、資産の部では1の固定資産は、土地、建物、構築物、機械及び装置などの有形固定資産40億7,409万2,636円と無形固定資産112万2,800円を合わせた合計額40億7,521万5,436円であります。

2の流動資産は、現金預金や未収金などでありまして、流動資産合計は2億419万

3,608円で、これらを合わせた資産合計は42億7,940万9,044円となっております。

次に、10ページの負債の部では、3の固定負債合計は1,385万3,430円で、4の流動負債合計は644万966円で、これらを合わせた負債合計は2,029万4,396円となっております。

次に、資本の部では、5の資本金は企業債などの資本金合計で22億4,151万7,321円、11ページの6の剰余金は、資本剰余金合計20億1,603万2,122円と利益剰余金合計156万5,205円を合わせた剰余金合計は20億1,759万7,327円となりまして、資本合計は42億5,911万4,648円となります。したがって、負債資本合計は42億7,940万9,044円となり、これは先ほど9ページでご説明申し上げました資産合計と符合いたしております。

なお、12ページから42ページまでの決算附属書類におきましては、業務、経営の状況、工事の概要、業務量、収益費用明細、資本的収入及び支出明細並びに資産の状況等についてご説明いたしております。

以上、内容のご説明を申し上げます。よろしくご審議賜りましてご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（増田幸美君） 引き続き、議案第8号について監査委員、山田実議員から決算審査の報告を受けます。

山田議員。

（6番 山田 実君 登壇）

○6番（山田 実君） 議案第8号「平成24年度熊野市水道事業会計決算の認定について」決算審査の結果をご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、市長から審査に付されました平成24年度熊野市水道事業会計決算につきましては、平成25年6月1日から6月27日にかけて審査を行い、6月11日には所属長及び職員の出席を求め、審査を行いました。その結果、決算の計数は関係諸帳簿の計数と一致し、正確であり、企業の経営成績及び財政状態を適正に示していると認めました。

なお、審査の結果の概要は、別冊意見書のとおりであります。前年度と比較しますと、給水人口、給水戸数とも減少し、有収水量は6万5,123^mの減少となっております。

経営状況における収益的収支の決算は、事業収益2億9,853万円に対し、事業費用は2億9,063万4,000円で、収支を差し引きますと789万6,000円の純利益となり、当年度未処理欠損金は前年度未処理欠損金から当年度純利益を差し引いた2,113万2,000円とな

っております。これは、平成23年度は台風12号災害により経営状況が悪化したものの、復旧も進み、今年度は純利益を計上することができています。

しかし、経営成績を労働生産性の面から見てみると、市の地理的状況等により水道施設が点在する当市では、職員1人当たりの収益性の低さは避けて通れない課題でもあります。今後は、少子高齢化や過疎化の進行による給水人口の減少、節水意識の定着による有収水量の減少等により、さらなる料金収入の減少が予想されます。配水管や給水装置の漏水整備を行い、有収率の向上を図るなど、効率的な事業運営にも努められるように提言いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（増田幸美君） 次に、報告第1号について。

総務課長。

（総務課長 山本哲也君 登壇）

○総務課長（山本哲也君） 報告第1号「専決処分の報告について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の17ページ、18ページをごらんください。

平成25年5月26日、熊野市甫母町地内で発生しました自動車事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の内容は、平成25年5月26日午前8時50分ごろ、イベント参加者の送迎のため、甫母町に向かっていた市のマイクロバスが、甫母町地内の国道311号において、対向車をかわそうと車両を後退させる際に、後方に停車していた相手方車両に衝突し、前部バンパー、ボンネット等を損傷させるという損害を与えたものであります。

この事故により、相手方に与えた損害額は49万9,650円で、全額を支払うことで合意が得られましたので、平成25年7月19日専決処分をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（増田幸美君） 次に、報告第2号、報告第3号及び報告第4号について。

市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 報告第2号「平成24年度熊野市財政の健全化判断比率について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書の19ページをごらんください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものでございます。財政の健全化につきましては、表にあります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標がどのような水準にあるかによって判断されます。これらの指標が早期健全化基準を超えれば、いわばイエローカードとして財政健全化計画を、また財政再生基準を超えればレッドカードとして財政再生計画を、それぞれ策定、実施することが義務づけられています。4つの指標のうち、まず一般会計を初めとする普通会計を対象とした実質赤字比率及び普通会計に水道事業会計など公営企業会計を含めた全会計を対象にした連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字が生じていませんので、空白となっています。また、借入金である地方債の返済額に当たる公債費の大きさの財政規模に対する割合を表した実質公債費比率は5.5%、さらには地方債など現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表した将来負担比率は30.3%となっており、いずれも早期健全化基準を大幅に下回っております。

引き続き、報告第3号「平成24年度熊野市青年の家事業の資金不足比率について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

22ページをごらんください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。公営企業に資金不足が生じ、資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画の策定実施が義務づけられることとなりますが、平成24年度決算におきまして、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額は黒字となっており、資金不足額は発生いたしておりません。

続きまして、報告第4号「平成24年度熊野市紀和地区水道事業の資金不足比率について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

25ページをごらんください。

紀和地区水道事業についても、平成24年度決算におきまして、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額は黒字となっており、資金不足額は発生いたしておりません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（増田幸美君） 次に、報告第5号について。

水道課長。

(水道課長 東 佳広君 登壇)

○水道課長(東 佳広君) 報告第5号「平成24年度熊野市水道事業の資金不足比率について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして議会に報告するものであります。

水道事業における資金不足比率は、資金不足額の事業規模に対する比率でございます。その資金不足額は流動負債と流動資産との間により発生いたします。平成24年度決算における流動負債の額は、年度中に発生しました債務に係る未払金及びその他流動負債合計で644万966円となっております。対します流動資産の額は現金預金、未収金及び貯蔵品の合計額2億419万3,608円となっております。したがって、流動資産の額が流動負債の額を上回っております。

よって、平成24年度熊野市水道事業会計決算において、資金不足が生じていないことを報告いたします。

以上です。

○議長(増田幸美君) 引き続き、報告第2号から第5号について、監査委員、山田実議員から決算審査の報告を受けます。

山田議員。

(6番 山田 実君 登壇)

○6番(山田 実君) 報告第2号から報告第5号について、平成24年度熊野市財政の健全化判断比率及び熊野市青年の家事業外2件の資金不足比率の審査についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、市長から審査に付されておりました平成24年度熊野市財政の健全化判断比率並びに熊野市青年の家事業、熊野市紀和地区水道事業及び熊野市水道事業の資金不足比率につきましては、平成25年6月11日及び7月26日に関係所属長及び職員の出席を求め、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類により内容の説明を受け、審査を行った結果、適正に作成されているものと認められました。

なお、審査の結果につきましては、議案に記載されております意見書のとおりであります。

以上、ご報告申し上げます。

議案の上程（諮問第1号）

- 議長（増田幸美君） 日程第16 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案説明

- 議長（増田幸美君） 市長から提案理由の説明を求めます。
市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

- 市長（河上敢二君） 諮問第1号につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」につきましては、現委員8名のうち2名の委員が本年12月31日をもって任期満了となることに伴い、久生屋町、岡部忠澄さん、五郷町、古田浩照さん、以上2名の方を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めるものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしく願い申し上げます。

採 決

- 議長（増田幸美君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、こ

れを適任とすることに決しました。

散 会

○議長（増田幸美君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

9月3日から9月10日まで議案精読、内容調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、9月3日から9月10日まで休会とすることに決しました。

9月11日は午前9時から会議を開き、一般質問を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前 10時 18分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

平成25年9月熊野市議会定例会会議録

(第2日)

平成25年9月11日(水曜日)

平成25年9月熊野市議会定例会会議録

平成25年9月11日（水曜日）

第 2 日

招集年月日 平成25年9月2日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成25年9月11日（水）午前9時00分

出席議員

1番	道 後 宣 弘 君	2番	西 賢 二 君
3番	濱 重 明 君	4番	和 田 いく子 さん
5番	増 田 幸 美 君	6番	山 田 実 君
7番	下 田 克 彦 君	8番	岩 本 育 久 君
9番	樋 口 雄 史 君	11番	山 本 洋 信 君
12番	中 田 悦 生 君	13番	中 田 征 治 君
15番	前 田 桂之助 君	16番	清 水 純 一 君

欠席議員

14番 前 地 林 君

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	濱口 武彦 君	消 防 長	片岡 信次 君
福 祉 事 務 所 長	仲森 弘安 君	市 長 公 室 長	庵前 佳生 君
防 災 対 策 推 進 課 長	尾中 弘明 君	市 民 保 険 課 長	岩本 眞智子 さん
税 務 課 長	星山 政文 君	健 康 ・ 長 寿 課 長	清嶺地 利夫君
環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君	農 業 振 興 課 長	西垣戸 勝 君
林 業 振 興 課 長	大江 勝郎 君	水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	久保 智 君
観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	濱口 幸治 君	建 設 課 長	下岡 昌年 君
地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	西岡 久典 君	水 道 課 長	東 佳広 君
教 育 長	杉松 道之 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	長田 健次 君
監 査 委 員 事 務 局 長	坪井 正登 君	総 務 課 長 補 佐	濱中 拓也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 次 長	大谷 健 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	南 佳壽 君	次 長 兼 庶 務 係 長	山口 耕作 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	和田 春菜 さん

議事日程

日程第1 一般質問

- 1 番 11 番 山本洋信君…………… 34
1. 森林資源と限界集落への思いについて
 2. 水道行政における水源保護について
- 2 番 1 番 道後宣弘君…………… 48
1. 熊野市の活性化策について

3番	6番	山田 実君	65
	1.	国民健康保険制度について	
4番	15番	前田桂之助	75
	1.	平成23年の豪雨災害の本市における復旧の進捗状況、特に井戸川の状況について	
	2.	防災公園整備事業の目的と完成時期について	
	3.	農業公園整備事業の目的と完成時期について	

午前 9時 00分 開議

○議長（増田幸美君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

欠席の届け出は14番 前地林議員であります。

会議に先立ち、本日、J－A L E R T全国一斉情報伝達訓練が午前11時と11時30分に実施されます。防災行政無線を使用した自動放送が実施されると同時に、庁内でも音声放送が実施されます。本会議場での放送はありませんが、一般質問中と考えられますので、質問される議員及び答弁される執行部の皆さんにはご了承をお願いいたします。

説明員のうち、山本哲也総務課長兼選挙管理委員会書記長が欠席する旨、届け出がありました。かわりまして、総務課長補佐の濱中拓也君と選挙管理委員会書記次長の大谷健君が出席されました。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

一 般 質 問

○議長（増田幸美君） 日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元に配付いたしております順序によって発言を許します。

11番 山本洋信議員。

（11番 山本洋信君 登壇）

○11番（山本洋信君） おはようございます。暑かった8月も終わりました、最近めっきり秋らしくなってきました。そんな中2020年東京オリンピックが決まりました。

これからの7年間、日本中を元気にしてくれるんじゃないかと思っております。またそのことによって、この熊野へのその波及効果があらわれ、経済の活性化になればなどというふうに思って、期待しているところでございます。

それでは、早速、通告に従いまして2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず、森林資源と限界集落への思いについてでございます。

私たちの生活に欠かすことのできない水や空気の源は森林であり、日々の暮らしの安全・安心を森林によって支えられていると言っても過言ではありません。土砂災害の防止、水源の涵養、地球温暖化防止等、さまざまな森林の恵みを享受しています。ところが、長引く林業の低迷の中、山林所有者の関心が低下し、山林及び集落の過疎化、高齢化等により手入れの届かない森林が増加しており、大変厳しい状況が続いております。

そんな中、三重県におきまして、本年3月に平成26年4月1日を目途とするみえ森と緑の県民税が制定されました。その施策の基本方針として、実施主体を県と県下各市町として想定事業案が幾つか示されております。その中で、従来から本市が抱える諸問題を解決するべく、期待する事項が多々見受けられますところから3つほど抜粋しまして、質問及び提言をさせていただきたいなというふうにして思います。

まず、暮らしに身近な森林づくりとして、イノシシや鹿や猿といった獣害の温床ともなっている放置された里山や、また、拡大する森林の整備がおろそかになっていることによっていろんな弊害が出ております。この想定事業案に示された荒廃した里山や竹林の再生について、当局の方針、考え方をお聞きしたいと思います。

2点目、平成20年同僚議員、22年私と、一般質問をさせていただきました。集落環境の整備という観点から、当時、当局の答弁はあくまでも民と民の問題であるということまで現在に至っております。少なくとも、今回のこの想定事業案によって、何とかこの問題も解消される可能性が出てきたのではないかなというところで、質問事項とさせていただきました。

3番目の水源林等の公有化についてですが、これは、次の大きな2点目の水道行政とのかかわりが大きな関連があるかなというふうにして思っております。林政のほうの観点から答弁をいただければなというふうにして思います。

以上、1点目の質問よろしくお願いたします。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 1点目の山本議員のご質問にお答えを申し上げます。

三重県では、既にご案内のとおり、県民の生命、財産を守る災害に強い森林づくりと

県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、みえ森と緑の県民税を平成26年4月1日より導入することになっております。それに伴い、ことし3月に三重県から示されましたみえ森と緑の県民税の制度案によりますと、その県民税を活用した施策の基本方針の一つに災害に強い森林づくりが掲げられており、議員ご指摘の荒廃した里山や竹林の再生、集落周辺の森林整備、水源林等の公有林化についても、この県民税を活用した事業に対象として含まれているところでございます。ただ、現時点では、具体的なそれら事業の内容については確定しておりません。荒廃した里山や竹林の再生につきましては、今、議員も申されましたように、放置された里山や拡大する竹林の整備を行うものとされておりまして、集落周辺の森林整備につきましては、人家裏や通学路沿いで倒木になるおそれのある危険木の除去等を行うものとされておりまして、

これまで、個人所有の竹林の整備や人家に倒れるおそれのある危険木の伐採について要望がありまして、個人所有の山林であれば、原則として民と民との間で解決されるべきで、行政の関与については、民と民の問題に際限なくかかわりを持つことになる可能性もあり、ちゅうちょせざるを得ませんでした。しかし、みえ森と緑の県民税による事業として実施する可能性が出てきたことに加え、不在地主がふえつつあり、その所有山林について危険木が生じた場合、これまで以上に対応に時間がかかってしまうなどの問題もあることから、市として、今後、事業実施について検討を行いたいと思っております。しかし、事業を実施するに当たっては、さまざまなことを想定する必要があるとございます。例えば整備箇所の要望は個人で行っていただくのか、地域で取りまとめて要望していただくことになるのか、要望箇所の選定や優先順位についてどのように考えていくのか、また整備するに当たり、個人や地区から負担金をいただくことになるのかどうか、さらには、当然整備する土地所有者の承諾は必要となりますが、その調整についてどのように進めていくことができるのか等々、市として、こうした荒廃した里山や竹林の再生、集落周辺の森林整備がこの県民税を利用して事業としてできるかどうか、しっかりと検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、水源林等の公有林化について申し上げます。

森林は言うまでもなく、洪水の緩和、水資源の貯留、水量調整、水質浄化などの水源涵養機能を有します。熊野市全体の森林約3万3,000haに対して、およそ7割がこうした水源涵養機能を持つ森林として登録されており、そのうちの7%が市有林となっております。この水源林の公有林化につきましては、水源林として重要な森林や防災減災の

観点から、公的管理が望ましい森林を外国資本による水資源目当ての森林買収などから守るために公有林化を促進するものと考えられております。ただ、熊野市における水源涵養機能を有する森林面積は非常に広く、また河川全ての流域を公有林化するには、市で到底対応できるものではございません。市といたしましては、地区や集落で生活用水として使用している小規模水道施設の水源地となっている森林の公有林化について、これは2のご質問について、その答えでも少し申し上げることになるわけですが、基本的には、そうした市内における水源林の状況や山林の権利関係などについて調べた上で、事業実施の必要性や可能性、受益者負担のあり方等に関して検討を行ってまいりたいと考えております。

現在、三重県がみえ森と緑の県民税を活用した市町交付金事業の実施要領や、その運用について検討を進めているところでございます。今後、県と市町の間での事業のすみ分けや、事業における交付金の使途について詳細な内容が決定されると思いますので、市といたしましては、そうした事業の内容を確認した上で、交付金事業によりこうした里山の整備等々の事業について検討を行ってまいりたいと思っているところでございます。

○議長（増田幸美君） 山本議員。

○11番（山本洋信君） はい、ありがとうございます。

まず、1点目の質問についてでございますけれども、現在、私もはっと気がついたんですけれども、たまたま自分ところの家の近くの山にバンブーバスターズとかという事業でもって、特に竹やぶが道路にまで張り出してきとる箇所が何カ所があるわけです。そういった中で、下がミカン畑で非常に景観が悪いなと思っておったんですけれども、ある日その道を通ったところ、全くきれいになっておりました。その作業が終わって見たところ、平成24年度バンブーバスターズ熊第1号業務委託という標識が立っておったわけなんです。これ林業振興課長にお聞きしたところ、緊急雇用の事業でやったと。今回、この荒廃した里山や竹林の再生、これ県が、恐らく三重県内相当至るところにこういった里山がふえてきとるということを勘案した中で、この事業を想定事業案として入ってきたんじゃないかなというふうにして思っております。

この事業をやるに当たっての、いわゆる熊野市内においてこの事業を想定する箇所というのが、大体、林業振興課のほうでどの程度あったのか、また今後その計画があるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（増田幸美君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） 山本議員ご質問の、バンブーバスター事業でございますが、県事業の緊急雇用対策事業として有馬町、井戸町、磯崎町、8カ所において4.38ha実施いたしました。実施しました箇所は、宅地や原野に家が進出して放置されておりましたうっそうとしました竹林が整備されまして、有害鳥獣の寝床などがなくなり、明るい竹林となったということで住民にも喜ばれております。

次に、みえ森と緑の県民税による交付金事業でございますが、市長からの答弁にありましたように、里山の整備と危険木の伐採も含まれておりますので、県の事業はあくまでも竹林だけでございました。しかし、これについては竹林だけでなく、雑木等の伐採も整備することができると考えております。これから実施する箇所についてはまだ決めておりません。これからいろいろ県の事業内容、要領が発表されてくると思いますので、それを見ながら実施を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 山本議員。

○11番（山本洋信君） はい、ありがとうございます。

今、このバンブーバスターズ事業の計画しとったのが有馬、井戸、磯崎と3カ所予定しとったと。有馬に関してはもう終わってますね、1カ所ね。あと井戸と磯崎はもう終わっとるんですか。

○議長（増田幸美君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） 井戸町におきましては、これから実施するところも一部瀬戸地区にございます。磯崎町においては、大吹地内において実施済みでございます。

○議長（増田幸美君） 山本議員。

○11番（山本洋信君） 磯崎町のどこ地ですか、場所は。

○議長（増田幸美君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） 大吹地区でございます。熊野古道沿いの大吹地区でございます。

○議長（増田幸美君） 山本議員。

○11番（山本洋信君） はい、ありがとうございます。

こうしますと、今、課長から答弁いただきましたように、県の事業はあくまでも竹だけだったと、伐採するのは。そういえばそうですね、雑木が残っています。切って横に

しとるのが全部竹ばかりで、いわゆる植林した杉、ヒノキの間に生えてきた雑木とかはそのまんま残った状態になってます。私が見る限り。今後、このいわゆる県民税を使った事業を行っていく場合に、県が主体でやる事業、そして市が、例えば熊野市がこういう問題があるということ、能動的に県のほうに申請して、それと併用してその事業をやっていくということもある程度は可能になってくるという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（増田幸美君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） この事業に、みえ森と緑の県民税につきましては、県の果たす役割と市の果たす役割は明確に区別されておまして、県については災害に強い森づくりを行うと。主に治山事業とかそういうのを行いまして、それ以外のものについては、各市町で行うことになっておまして、このバンブーバスターにかわる竹林の整備、竹林とか雑木の整備というのは市町が担当するようになっております。

○議長（増田幸美君） 山本議員。

○11番（山本洋信君） はい、ありがとうございます。

この問題は、この次の2番目のいわゆる集落環境の整備をしていくということにも大きくかかわってくる問題でございます。先ほど、冒頭のところで言わせていただきましたように、やはり過疎化に歯どめがかからないこの地域に見合って、高齢化によって、従来、今まで若いころなら自分たちでできたことがなかなかできなくなってきたという現状があります。やはり民民ではなかなか解決し得ない諸問題というものをいっぱい抱えておると思います。そういう中で今回のこの県民税の創設というのが本当に私にとって渡りに船だと、私に限らずそういった問題を抱えたいろんな人たちにとって本当にいい制度をつくってくれたなというふうにして思っております。

そういった中で、先ほど市長の答弁の中に、やはり民と民のいわゆる民家、そして個人が所有したる山、その間に立って結局行政がどういうふうな形でその問題を解消できるかということがこれからの課題であるというふうにして私は受けとめたんですけども、以前の質問の中で、近隣の村で時限立法としてそういった条例を制定して、そういうことも同僚議員からその当時の質問の中で提案をさせていただいております。そのことによって、150カ所近いそういった問題を解消してきたという実例もその当時示させていただいております。この県民税を導入することによって、そのことがほとんど解消できる可能性というものを私は見出したので、そのことも含めて事例がありますから、

そういうものを結局参考にした上で、何とか積極的にそういうことに取り組んでいただけないかなというふうにして思うんですけれども、いかがですか。

○議長（増田幸美君） 市長。

○市長（河上敢二君） 大変申しわけないんですが、今、議員の話を聞かせていただくと、もう県民税を利用して民と民の間の問題を市がかわりに片づけるということについて、方向性が決まったようなご発言をいただきましたけれども、先ほども言いましたように、市としては、今後検討していきたいということでございます。事業の対象としてこの森林税を使えるという可能性が出てきておりますので、この税を使うことについて県が正式に詳細な内容を決定すれば、それを前提として考えますけれども、やはり民と民との問題に市がどこまでかかわるかということがございます。もう一つ言えば、先ほども少し申し上げましたけれども、負担金をいただくことも必要になってくるのではないかと。そうでなければ民と民の問題に際限なく公共がかかわっていくような状況が考えられるわけございまして、その辺の状況をしっかりと詰めた上で事業実施について考えていかなきゃいけないと。

ただ、やはり民と民といいましても、先ほど県の緊急雇用事業としてバンブーバスターズというのが実施されたということは私も聞いておりますけれども、先ほど議員みずからおっしゃられたように、このバンブーバスターズにおいても単純に竹林が森林を破壊している状況进行处理するのではなくて、竹林が道路などの公共物に支障をもたらしている場合においてこれ进行处理しているわけございまして、やはり基本は、公共の視点で考えていくことになるのではないかと。

ですから、個人所有の山林が道路に危険を及ぼしているとか、もしくは個人所有の山林の木が複数の民家に危険をもたらす可能性があるとか、そういったことを想定しながら、事業については優先順位や対象を、やはりある程度限定的に考えざるを得ないだろうと。ですから、単純にどの危険木も公共が民にかわって、それを伐採するということにはならないこともありますので、その辺は、ぜひ十分にご留意いただきたいと思えますし、なるべく議員のご指摘や考えに沿った対応ができるかどうか考えていきたいと思えますけれども、ぜひ、全てこの事業で対応できるというふうにはまだ決まっているわけじゃありませんので、十分この点のご留意いただきたいと思えます。

○議長（増田幸美君） 山本議員。

○11番（山本洋信君） あくまでも想定事業案ということを私は前提としてこの話をさせ

でもらっているつもりです。市長から、これはやりますというその原質をいただいた上で、この話をしているつもりはございません。

今のこのいわゆる集落環境の問題についてでも、いろいろ条件が違ってくると思います。個と個の間で話ができるけども費用の面をどうするのかとか、そしてその持ち主がなかなかわかりにくいとか、そういったいろんな条件を結局見た中で、その中に行政がどこまでかかわって、その問題を解消できるすべがあるのか。行政だけではなくて、やっぱり地区。区とか、そしてまたその役員さんとかそういった地域の中でのいわゆるまちづくり協働事業の中での対応とか、いろんなことがまず想定されるわけです。私は、平成20年、22年の一般質問を持ち出したのは、その時点では、あくまでもいわゆる市当局は民と民の問題に行政はかかわることはできないということをはっきりと答弁をいただいています。だけど、三重県がこの、三重県に限らず、今、全国でいわゆる放棄された山林とかそういったところがふえとると。我々議会としても三重県の森林環境の環境税に対しての会議にも議長はずっと毎年出ております。だから、この疲弊する限界集落を抱えるいろんな地域の中において、それだけではないですけども、そういった大きな問題となっておることに対して三重県がやっとな腰を上げてくれたと、そのことによって、それを抱える問題を持っておる熊野市、またほかの市町も同じように、この問題を千載一遇のチャンスと捉えて、そして何とか積極的に取り組んでいただきたいという思いから今回この問題を取り上げさせていただいております。

だから市長が先ほど言われましたように、なるべくそういった市民の要望に応えられるような施策を今後積極的に取り入れていくというふうなことを、今言っていただきましたので、私がこの問題を何とか市として積極的にと言うのは、この想定事業案の中で、税収事業に対しての交付金の考え方という項目の中に、いわゆる一律の森林面積の人口などを基礎として一定のルールに従って配分する基本配分枠を基本としますが、事業費が基本配分枠を超える場合への対応として、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分するための特別配分枠を設けますということも、今明記されておるわけなんです。これが来年4月に向けてどのように変わるかは別としても、恐らくこの基本的な県の交付金の配分の仕方の基本的な考え方というのは、それほど変わるものではないんじゃないかなというふうにして思います。だから、そういったことを想定した上で、冒頭言わせていただきましたように、市として抱える問題を解消するためのいろんな調査、そして検討というものを、結局積極的に行っていただきたいなというふうにして思う気

持ちからこの問題を取り上げさせていただいております。

次に、3点目のところなんですけど、この市長の答弁、私もこの問題をどっちに、次の水道行政のほうに入れたほうがいいのか、こっちのほうに入れたらいいのか、ちょっと本当に迷ったところなんですけれども、むしろ、これからの質問、提言とすれば、むしろ水道課長とも交えた中でそういった話をしていったほうがいいのかなどというふうにして思うんですけれども、そこらあたり市長どんなふうに感じますか。

○議長（増田幸美君） 市長。

○市長（河上敢二君） これは森林の観点、森林資源を保護すると。森林資源の中には、先ほども言いましたように、水源涵養機能を持つ森林が当然あるわけで、そういう観点からの公有林化のご質問でございましたんで、集落水道にかかわる水源林を含めての議論になりますと、2番の質問で先ほども言いましたように、水道課がより詳しく答弁することになりますんで、もう一度そこで議論をいただいたらどうかと思います。

ただ、繰り返しになりますが、やはり基本的には、水源林がどういう状況であるかとか、権利関係はどうであるかとかこういったことについては、やはり一度調べる必要があるんだろうなというふうに思ってます。その上で、例えば急峻で近くに林道も作業道もないと、開発の可能性が到底考えられないような水源林である場合には、市が先手を打って、公有林化を検討する必要もない、そういったこともあるんじゃないかと。そういう意味で、やはり現在の集落水道等についての水源林がどういう状況になっているかということについて、まずは一度調査をしてみる必要があるんだろうなというふうに思ってますけど。

○議長（増田幸美君） 山本議員。

○11番（山本洋信君） この問題は、先ほど檀上から答弁をいただきましたので、次の水道行政における水源保護についてのところでもいろんな質問、議論をしていきたいなというふうにして思います。

1問目の項目は以上です。

続いて、2番目の水道行政における水源保護についてでございます。

これは、1番目の森林資源の保護とも十分関連するところでございますが、近年、全国的に外資系や大企業等による森林売買が増加しております。その目的は投資とカーボンオフセットと水の確保であると言われております。限界集落に近い森林ほど危険性が高いと言われております。命の源である水を守るための努力が必要かと思われま

こで以下についてお伺いいたします。

まず1点目、市が管理する水道施設、取水種別、水源についてお聞きします。また、市が管理しない山水等を、表流水等を利用している集落と水源についてお聞きします。

こういったいろんな水源について、いろんな問題がありますけども、水源の確保と保護のために、今後、法整備が必要ではないかと私自身思いますが、当局の見解をお聞きしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

環境対策課長。

（環境対策課長 栗須廣也君 登壇）

○環境対策課長（栗須廣也君） 山本議員ご質問の水道行政における水源保護についてのうち、まず、2点目の市が管理しない山水等の表流水を利用している集落と水源についてにつきましてお答えいたします。

市内には、市が管理する上水道や簡易水道施設以外に、集落にお住まいの方々が独自に水道施設を設置されている地区がございます。旧紀和町地区では、地域振興課が集落ごとの水道施設の運営にかかわっております。また旧熊野市地区では環境対策課が担当となりまして、集落において自主的に管理運営の水道施設を新たに設置した場合や改修した場合には、熊野市小規模水道整備事業費補助金交付要綱に基づきまして、一定の要件のもと、補助対象となります整備費の3分の2を補助させていただいております。平成8年度以降現在も利用されています施設では、3地区に対して補助しておりますが、今後におきましても地区からご要望をいただいた場合には、生活水を継続して確保できますよう、現地を確認させていただき、また現地の状況を踏まえまして対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 水道課長。

（水道課長 東 佳広君 登壇）

○水道課長（東 佳広君） 続きまして、山本議員ご質問のうち2項目の水道行政における水源保護についてのうち①、③についてお答えいたします。

まず、1点目の市が管理する水道施設、取水種別、水源についてにつきましてご説明いたします。

水道課で管理しています水道につきましては、上水道が4施設、簡易水道が11施設あ

ります。また取水種別につきましては、上水道では伏流水が1カ所、地下水が3カ所。簡易水道では表流水が8カ所、地下水が4カ所となっております。

次に、地域振興課で管理しております紀和地区の水道につきましては、簡易水道が5施設、小規模水道が8施設あります。取水種別は、簡易水道では地下水が1カ所、表流水が4カ所。小規模水道では地下水及び表流水ともに4カ所となっております。水源につきましては、水道課及び地域振興課管理ともに地下水の浅井戸のほか、県及び市の管理いたします河川となっております。

次に、3点目の水源の確保と保護のため、法整備が必要と思うがいかがかにつきましてご説明いたします。

まず、議員ご指摘のとおり、近年の外国資本による森林買収につきましては、農林水産省の調査によりますと、平成18年から平成24年にかけて、68件で801haの土地が買収されております。その目的の一つは水の確保ではないかと言われており、全国の自治体でも水源保護のため、条例の整備を進めているところもございます。国においては、外国資本による水源林の買収や乱開発で水資源に悪影響が及ぶことを防ぐための水循環基本法案が国会に提出されましたが、残念ながら成立に至らなかったところであります。

その他水源保護を目的とした法令につきましては、水道法では第2条第1項で「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれら周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。」、第2項で「国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない」と、国及び地方公共団体と国民の責務をうたっております。また、市が管理する水道施設の水源となる河川につきましては、河川法や熊野市法定外公共物管理条例に基づき、許可行為などの規制をして水源の確保に努めているところであります。

しかしながら、今後、将来にわたって市民の皆様への安心・安全な水道水の安定供給のためには、水源保護条例等の整備も必要ではないかと考えております。ただ、法律の裏づけのない自治体の条例だけで、山林等の開発を規制、制限することには限界があり、開発業者からの訴訟が行われると条例では十分な対抗措置とならない場合も考えられることから、最終的には国の法令整備が必要ではないかと考えております。

また、市が管理しない表流水を利用している集落の水源保護につきましては、水道法や河川法、熊野市法定外公共物管理条例の適用を受けない谷水等もあるため、今後は関係各課と連携し、水源林等となっている山林の状況や権利関係を調査し、水源確保が必要かどうか、受益者負担のあり方などを含めて検討してまいりたいと考えております。

また、平成26年4月から施行されるみえ森と緑の県民税を活用した水源林等の公有化につきましても、林業振興課と連携を図りながら、水源の確保と保護について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 山本議員。

○11番（山本洋信君） はい、ありがとうございます。

各水源の説明をいただきました。まず、旧熊野市が管理する水源いわゆる河川、特にいろんな河川の名前のついているところから取水しているところ、地下水は別として、こういったところというのは、まずその河川の管理が県であり、市であったりというところは、多分それほど問題にはならないんだらうなど。特に表流水、伏流水に関してもそういったことに対しての森林売買とかそういったものがあつたとしても、そこに流れてくる水に関しての管理というのは行政がやっておるということで問題にならないんじゃないかなというふうにして思います。それでよろしいですね。

問題は、先ほどの森林保護法の関係の市長の答弁にもありましたように、やはり谷水とかそういったところから取水している表流水の箇所、それが先ほど環境対策課長から説明をいただきましたいわゆる市は管理しないけれども、その集落の人たちにとっては大切な命の水であるという場所なんですね。ところが、恐らく皆さん御存じのように、従来、自分たちで管理できとった水源がそれもまた高齢化のために、なかなか遠くの山、またそういった水源のあるところというのは本当にいい水が流れておるところなんです。本当に混ざりけのない透明な本当にきれいな、そのまんますくって飲めるその水をいわゆる家庭でずっと何年も使ってきたという歴史があります。ところが、それが自分たちで管理できない状況がいろんな地区で生まれてきとるということですね。近くに息子さんがおれば、息子さんがかわって山へ行つて、その取水口の葉っぱをとったりとか、不備な点を直したりとかということが行われてきております。

今回この問題の中で、やはり私特に、従来は熊野市の中でそういったところも何カ所か現地へ行つて見てきました。それ以前にも合併してからの紀和町のそういった水源も

案内していただいて、いろんなところを見てきました。本当にこの先にその水源があるんかよというようなところから水を引いてます。その水源そのものに、その集落にとってのすごい歴史が多分あると思います。その歴史の中で、その人たちは集落を維持するために今頑張っているというふうなことがあろうかと思っています。その命の水を結局確保していく必要性というものが自分たちが守れるうちはよかったですけれども、なかなかそれがかなわなくなってくる。それと、いわゆる時代とともに集落を離れる、もともと山を持つとった人たちがその水を結局農業、そしていわゆる生活の水、そういった使い分けてきた水が、今まさに農業よりも命の水としての需要が大きくウエートを占めてきておるけど、なかなか自分たちでその管理も行き届かない面が多々出てきておるということで、少なくとも今熊野市において、そのことにとってそれほどの問題はないと思いますけれども、これからそういった問題がますます大きくなっていくんじゃないかなというふうにして思うところです。

そういったその水源を守るための施策、これは法整備が難しければ、また違った意味の方法も考えていただければなというふうにして思うところです。

先ほどの法整備の中で、水道課長がいろんな法律の話をしていただきました。私も今回この質問をするに当たって、いろんな条例とかそんなん探してみたところ、やはりこの水の問題を管理するとすれば熊野市の河川管理条例ぐらいしか自分の中では見当たらなかったわけですね。ところが、その河川管理条例だけでは、なかなかこの市が管理しない水の管理というのがなかなかできない状況であるということがわかりまして、いわゆる熊野市の法定外公共物管理条例、結局これをひもといたときに、第4条の第5項のところに、「流水を利用するため、法定外公共物の敷地内においてこれを停留し、又は引用すること」という項目を見つけたんですけども、これでそうしたらその水源が全部確保できるかとなると、自分の中ではちょっと難しいなと思ったんですけども、この問題に関して水道課長、いかがですか。

○議長（増田幸美君） 水道課長。

○水道課長（東 佳広君） 熊野市法定外公共物管理条例の行為の許可というところで、「流水を利用するため、法定外公共物の敷地内において停留し、それを引用すること」ということがありますので、これは市の管理者の許可を得てということで、まず許可を得てからそういう行為にするということになると思うんですけど。

○議長（増田幸美君） 市長。

○市長（河上敢二君） 恐らく議員が想定されているのは山水だと思いますので、山水については、市が管理する法定外公共物に該当しないと考えられます。したがって、現時点でそのいろいろと法律や慣行的なものなどを含めていろいろ検討しましたがけれど、山水については、所有者が誰であるかというのは、すみません、今の時点でははっきり明確に申し上げることはできません。したがって、水源林を公有林化することについては、意味がそういう意味では出てくるんじゃないかと。

他市の他の自治体の水源林を確保するための条例ができていているというのも、恐らく山水等について、もしくは水道の水源となる山林について表流水を使う場合などについては、その法的な根拠が今のところどうも見当たらないような状況です。そういうことを踏まえて、恐らくですけれども、水源林の開発規制条例というものができていないかというふうに思います。法律上の解釈については、少しまだ不十分なところはありますけれども、現時点での市としての解釈はそういうことでございます。

○議長（増田幸美君） 山本議員。

○11番（山本洋信君） 実は今、僕、水は誰のものかということをも水道課長なりに問おうかなと思っただけです。先ほどの森林の件とこの水源保護というものがリンクしとるということは紛れもないことなんで、法整備が結局国においてもなかなかできていないという現実の中で、そうしたら市町、市だけの条例でそれが対応できるかと、それもまた難しい問題や。だけどこれは守っていかざるを得ない、守っていかないかん。そうなるとうわゆる公有林化することが一番守るということにおいての一番手っ取り早い方法かなと、けど、それには莫大な、恐らく資金、金がかかるであろうと。いわゆる買収せないかんわけですから。ところが、条例を例えば立てるとなれば、それほど費用はかからないという、どちらが先かということになってくると思いますので、この問題は早急に、先ほど課長からも答弁いただきましたように、いわゆる林政、いろんなところとの、農政もひよっとしたらかかわってくるかもわかりません。

だから、水道行政だけではなくて、いろんな課との連携の中で、いわゆる限界集落に住んでる人たち、またこの市街地に住んでる人たちの水の確保、命の水としてのありようというものを、これから根本的に検討していただきたいなというふうにして思っております。

それで、今回、私の質問の趣旨としまして、まず、過疎、高齢化が進む限界集落に住む市民にしっかりと光を当てていただきたいという思いからであります。その方法とし

て幾つかありますけれども、私はこのことに関して水という観点から今回の質問をさせていただきます。

くしくも、この命の水としてのキャッチフレーズのもとで、念願であった高速道路開通が目前に迫っております。1億円キャンペーンと銘打って、華々しく43もの事業を行おうとしております。私自身、この1億円キャンペーンを全く否定するものではありませんが、過疎の町でひっそりと暮らす高齢者の方々にとって、日々平穏に暮らせる環境整備を望んでいる人が少なくありません。どうか5期目を目指す河上市政が本当にぬくもりのある、思いやりのある施策をしっかりと遂行していただくことを心から祈念申し上げます。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（増田幸美君） 午前10時10分まで休憩いたします。

（午前 9時 51分）

○議長（増田幸美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 10分）

○議長（増田幸美君） 一般質問を続行いたします。

1番 道後宣弘議員。

（1番 道後宣弘君 登壇）

○1番（道後宣弘君） 先ほど、先輩議員の非常にすばらしい一般質問を受けまして、私も少し似たところもございますので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

熊野市の活性化策について。私はこの一般質問をする前にある本に出会いました。それをもとに提案などもしてみたいと思います。

市役所はさまざまな活性化策をして頑張っております。それが形になるにはまだまだ時間が必要なのかとも思います。折しも夏休み中のお伊勢さんを訪れた人が爆発的にふえたとお聞きします。活性化は熊野市にとって喫緊の課題。たくさんお聞きしたいことがあります。田舎力を上げるため、今回は大きな意味での戦略と林業についてお伺いします。

まず第1点目、活性化策はどのような戦略なのかをお伺いします。

2点目、熊野市は市内の森林面積が3万3,000ha、市の面積の88%を占めています。数年前、森林資源の蓄積量は769万㎡、これが年々10万㎡増加すると聞きます。これは県下でも3番目とか。そこで活性化には森林資源を活用するのが一番と思いますが、執行部の意見をお伺いします。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 道後議員ご質問の熊野市の活性化策についてのうち①活性化策はどのような戦略なのかについてお答えいたします。

市におきましては、第1次熊野市総合計画をまちづくりの最も大切な基本となる計画と位置づけ、産業の振興を初め、保険、医療、福祉の充実、教育、文化の振興、生活環境の整備など、各分野における施策を総合的かつ計画的、戦略的に力強く推進しているところでございます。市における主要課題としましては、産業の振興分野で申しますと、産業の振興等による働く場の確保と地域経済の活性化を最重要課題の1つと位置づけ、市長就任以来、輸出と集客に特に力を入れて取り組んでまいっておるところでございます。

市におきましては、9月29日に高速道路が熊野大泊インターチェンジまで開通することは、この地域の悲願でもあり、活性化の大きなチャンスと捉え、これまで集客体制を図るためさまざまな施策を計画的に進めてきたところでございます。主なものとして、ハード面では駅前景観を初め、文化交流センター、滞在型観光を図る目的で花の窟活性化施設、8月にオープンしました市の観光の玄関口の役割を担う鬼ヶ城センター複合施設などの整備を推進してまいりました。市としましては、これらの施設整備により、働く場、雇用の創出にもつながっていると考えているところでございます。ソフト面につきましては、市のさまざまな団体の皆さんに参加していただき、集客向上に向けた連携協力として取り組みを行う熊野集客倍増おもてなしアップ推進会議、商工会議所を中心として町なかを楽しく回遊できる仕掛けづくりなどを検討している熊野市中心市街地活性化市民会議、市の魅力、よさを広く国内外に情報を発信するために、熊野市観光大使の活用など、取り組みを行っているところであります。

また、これまで力を入れてまいりましたソフトボールや野球などの合宿や、スポーツ

イベントを中心としたスポーツ集客に係る宿泊者数につきましては、平成24年度に目標としておりました3万人を超えるなど、大幅に集客数を増加させたところでございます。今年度につきましては、道後議員も応援していただいております高速開通熊野1億円キャンペーンによる集客増大につきまして、市民の皆さん、事業者の皆さんの協力をいただきながら、市を挙げて歓迎ムードの高揚とおもてなしアップを図り、各施設も活用しての集客交流の大幅な増大を図ってまいりたいと考えています。

次に、市の活力再生に向けた輸出の一翼を担う特産品についてですが、ミカン、高菜、さんま、新姫、熊野地鶏など、これまでも生産、製造販売への振興を図ってまいりました。熊野市ふるさと振興公社が運営しているふるさと特産物加工所では、衛生管理を徹底し、安全で安心な品質の高い特産品の製造を行うなど、消費者ニーズを見据えた取り組みを行っており、今後も輸出拡大を図ってまいりたいと考えております。

市としましては、第1次熊野市総合計画にもお示しいたしておりますように、今後の市のまちづくりの留意点、戦略的視点といたしまして、1点目は、社会経済情勢の変化の後追いでは産業振興など、市の活性化はあり得ません。伝統文化などを守り、伝えなければならないものがある一方で、産業などにおいて他に負けない価値を創造するためには、これまでの考え方ややり方、組織の体制などを変えていくことが避けられません。リスクに挑戦する気概を持って、常に変化の先取りに努めなければならないと考えております。

2点目では、過疎化と高齢化が進む中、将来を担う子供たちを初め、全ての市民が自然や歴史、文化など、郷土のすばらしさを理解し、豊かな人間性や郷土に対する誇りと愛着を育むことが肝要です。また、産業を初め、福祉や文化、芸術、生活環境、地域コミュニティや市民活動団体など、あらゆる分野において活動を支える人材を育成することは、本市のまちづくりにおいて欠かせません。また、若い世代や壮年層の人だけでなく、女性と高齢者があらゆる機会や事業等で重要な担い手となって活躍することが必要と考えております。

3点目は、高速道路の開通はさらに人口の流出や購買力の外部流出を招くマイナスの効果もあります。プラスの効果を生み出すためには、観光や産業を中心として新たな事業展開や体制の強化などに、今こそ正念場の認識を持って取り組まなければならないと考えております。

このようにまことに留意しながら、まちづくりを計画的、戦略的に推進してまいりた

いと考えております。しかしながら、市政の発展は行政だけでは実現し得るものではありません。市の活力再生の正念場にあつて、市の発展のため、今後とも議員の皆さんを初め、市民の皆さんのご理解とご協力がぜひとも必要と考えており、活力があり、安心して暮らせる熊野の実現に向けて全力を傾注してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（増田幸美君） 林業振興課長。

（林業振興課長 大江勝郎君 登壇）

○林業振興課長（大江勝郎君） 道後議員ご質問の熊野市の活性化策についての②につきましてお答えを申し上げます。

熊野市は道後議員が言われますように、市の面積の88%を森林が占めており、森林所有者、森林組合、林業事業体、製材業者、加工業者など、さまざまな方が林産業に携わっております。しかし、森林資源は充実しているものの、木材価格の低迷や経営コストの上昇による放置森林、伐採後に植林されていない未整備森林の増加など、林業生産活動の停滞が懸念されております。ほかにも後継者の育成、林道、作業道などの基盤整備の充実、森林の公益的機能の向上など、多くの課題が挙げられます。この豊かな森林資源を活用しての活性化には、林産業にかかわる関係者の協力による森林整備が大変重要となります。このような課題がある中で、熊野市としましては、第1次熊野市総合計画にもありますように、市民と共存する豊かな森づくり、林産物の需要拡大と安定供給体制づくり、森を支える人と組織体制づくりを実施し、森林資源を十分に活用した活性化策を進めております。

最初に、市民と共存する豊かな森づくりについては、森林が供給する林産物のほか、水源涵養や地球温暖化防止などの機能が発揮できるよう、国、県の補助を活用し、市有林を初め、民有林において間伐事業を実施しているほか、県の補助を活用した森林環境創造事業による広葉樹植栽事業や森林保育事業の実施、森林経営計画による森林経営の集約化を図り、健全な森づくりを行っております。そのほか、市有林1,014haにおいてフォレストック認定を取得し、市有林の持つ二酸化炭素の吸収量8,214トンをクリックトして販売実施しております。さらに、林業生産活動の基盤であるとともに、生活道としても利用していただいております林道の維持管理、開設工事についても実施しております。また林業生産性の向上を図るため、作業道の整備も実施しております。

次に、林産物の需要拡大と安定供給体制づくりについては、熊野材の供給体制を整備

することによる地元材利用促進や市で進めている公共建築についても平成23年6月1日に策定した熊野市公共建築物等木材利用方針に基づいて、市内における公共施設については木材利用を推進しております。また、木質資源の有効利用と循環型社会づくりを目指すため、森林バイオマスエネルギーの利用を調査研究し、実用化に向けた取り組みを行っております。そのほか、林産物の新興といたしまして、熊野のキノコとしてキノコの特産品化やその副産物としての甲虫類の特産品化、また、名古屋学芸大学のデザインを専攻する学生と共同で熊野材を使った特産品のデザイン等にも取り組み、新たな林産物の開発にも取り組んでおります。

最後に、森を支える人の組織体制づくりについては、熊野材の需要拡大を図るため、熊野材輸出推進協議会への活動支援を行っております。その1つとして、早稲田大学の学生が中心となって地域住民の皆さんへのヒアリングとワークショップを通じ、林産業、林業及び製材、木材業者と熊野市が既に有している地域資源、人的資源と都市住民との統合を実現するための共同事業の可能性について取り組んでいただいております。このような事業を通じて森林資源を有効に活用していく中で、熊野市の熊野市らしい活性化を実行してまいります。

以上でございます。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） ありがとうございます。

私、今回ちょっと執行部と違う意見を言うかもしれませんが、視点は多角に、そして最後はみんなで1つをモットーに、続いての質問をさせていただきます。

まず2点、市長公室長にお尋ねしたいのですが、まちおこしの三種の神器は御存じでしょうか。そしてもう一点が、懐かしい未来という言葉があります。これを御存じでしょうか。この2点をちょっとお願いします。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） まちおこしの三種の神器につきましては、市に来ていただく、市の魅力を知ってもらう、市のファンをつくるというようなことが考えられるのではないかと。言いかえれば、高速道路の開通、企業の誘致、観光の振興ということが考えられます。ただ、これだけで全てが解決するものではないとは思っております。

2点目の懐かしい未来についてでございますけれども、いわゆる自然と人という、真に持続可能で、人々が幸せに暮らせる社会ということで、今、世界に広がっておるロー

カリゼーション運動の中で唱えられていることかなというふうに推察しております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） 今お伺いしたのは、本日の私にとっての肝といいますか、なんですけども、今言われた三種の神器、高速、企業誘致、観光振興、これなんですけども、失敗ではないんですけども、中国地方ですと、20年ほど前に高速がついて、観光振興も頑張っ、それで企業誘致も一応成功したと。けどなかなか、だからといってまちおこしにはならない。そこで私はこの懐かしい未来。スウェーデン人のヘレナ・ノーバックホッジ氏の言葉で、昔から永遠と営まれている暮らしが先進国に非常に大事だという意味でまちおこし、田舎力を発揮するためには懐かしい未来というこれは、金山で今現在熊野倶楽部ありますけども、あそこで一番最初に聞いた言葉なんですね。ですから、これをせっかく金山で提唱されているのですから、今は何か提唱されてないみたいですけども、三重スローライフ協会的时候に提唱されてますね。ですから、これからもそういう言葉を活用していく。懐かしい未来というと、意味わからんなど私も最初思ったんですけども、いろいろ見ていくと、今の日本人よくキャンプに行かれますよね。キャンプに行くということは、昔で言うと野宿、野営これが今はお金を出してまでキャンプに行く。懐かしい行動なんですね、人間本来の。これが未来につながっていくのではないかというふうに私は理解したんです。それで、今回ちょっと質問させていただいたんですけども。

そして次の質問として、懐かしい未来でふるさとは輸入できないという観点もあります、お聞きしたいんですけども、山口県の周防大島のジャム屋さんのことをちょっと調べていただいたと思うんですけども、市長公室長ちょっとお願いします。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 山口県周防大島のジャム屋さんというのは、瀬戸内海のジャムズガーデンさんというようなお店なのかなと。このお店は農林水産省が選びます6次産業先進事例でも選ばれておまして、ジャム食材の生産、加工、販売を手がけておられる。原料の9割を地元で調達され、地元の農家と協力をしながら防腐剤を使わないなど無添加の製法にこだわり、鮮度や味のよさを大切にされたジャムづくりをしておられるお店というふうに理解しています。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） そうなんです。このジャム屋さんは、もともと京都の方が周防大島に縁があって引っ越して来られてジャム屋さんを始められた。そして、これは本当に純粹に民間が始められたとこだと思うんですけども、ある程度行政が加わったところで言いますと、去年ちょっとある方に紹介していただいたところなんですけども、高知県の中土佐町の苺倶楽部というところなんですけど、あそこはかなりの率で最初から行政が加わったと。両方とも大成功。それで6次産業化がしっかりされて雇用も守られてるということで、非常にすばらしい。単純にまねはできないと思うんですけども、またこちらのほうもどんどん調べて活性化策につなげていけたらいいなと私は思います。

それから、ちょっと話は変わりますが、鬼ヶ城施設、お綱茶屋、特産品館、ふるさと振興公社の加工場、そして旧栃尾邸、これらの施設、成功と失敗というのがありますが、何をもって成功、何をもって失敗とされるのかをちょっとお伺いしたいんですけども、お願いします。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 成功、失敗につきましては、基本的には持続可能な自立状態をいうと個人的には思っております。しかしながら、公共が取り組む場合は、雇用の拡大、地場製品の販売場所としての役割という視点からの評価が大変重要になってくると考えております。雇用を拡大することによりまして、定住や賃金による経済波及効果、また地場製品の販売により、生産者の事業拡大と、生産現場における雇用拡大が期待できるといふふうに考えております。ただし、地場製品の販売につきましては、お客様が買いたいと思う商品づくりが欠かせないと思います。このようなことから事業者の方々の工夫をお願いしなければいけないものと考えております。

成功、失敗につきましては、いずれにいたしましても事業者と連携しながら、それぞれの事業拡大につなげていくことが必要なのではないかなというふうに考えております。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） ちょっとわからなかったんですけどね。利益、僕が今挙げたのは全て商業施設ですから、利益じゃないのかなと思うんですけど、成功と失敗。赤字は失敗、利益を上げれば成功、商業施設ですからそうかと思うんですけど、これはちょっと私のほうが違うんでしょうか。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 利益を上げるということが、まず、先ほど申しました持続

可能な自立状態とはそういった状態を指すと考えております。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） 先ほど、ジャム屋さんと苺倶楽部、こちらは利益を上げているから雇用も守り、そして広報に関しても私が知っているぐらいですから、しっかり広報、自動的にされていくんですね。ですから、利益だと思うんですよ。そういった観点で今ちょっと言っていたんでうれしいです。

そして、その次に、シェアとよく昔から聞きますけど、シェアとはどのような印象ですか。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） シェアという言葉はよく経済で使われる言葉として、ある企業の商品が一定の範囲、いわゆる地域とか期間で、それの中でどのぐらいの割合を占めているのかの比率ということでシェアというのはよく使われるのではないかなど。ただ、少し前からですけども、ワークシェアリングとか、カーシェアリングとかという言葉の使い方もされています。分け合うという意味もあるのかなというふうに考えております。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） そうなんですね。使用占有率という形で昔はされていたんですけど、今は分け合うシェア、これがこれからの世の中になっていくのかなど。田舎力というところでいく、僕はこのそういう意味でのシェアという言葉も大事なかなと思うんですね。活性化というのはすればいいのではなく、要は、先ほども市民の皆様のと云われましたけども、やっぱり市民の皆様、私たちみんなも一緒になって楽しめば活性化になるのかなど。確かにお金をたくさん得れば、それだけが活性化にはならないと思うんですね。そして、今こそ活性化を形にする、そういった意味でいろんな意味の活性化、お金ばかりではない意味の活性化にするというところですが、我が熊野市は観光の拠点がいっぱい点としてあると思うんですね。点、まず、花の窟、そして鬼ヶ城、大丹倉、那智黒石。この那智黒石なんかはこの間から広辞苑でしたっけ、産地が熊野市しかないのに、那智勝浦町とかいって誤った記述があって、これ逆に使う、こちらが使うという意味でも、またいろんなことができるかと思うんですけどね。その点を線に結ぶ、要するに点在するところを線で結ぶという戦略的なものが必要だと思うんですけども、その結ぶ方策は何を考えておられますか。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） おっしゃられるように点在するということにつきましては、観光タクシー事業による観光タクシーのプラン、観光地めぐりとかですね、熊野古道1号館や2号館という形での熊野古道館めぐり、それから周遊バス、1億円事業でやっております写真スポット等の各所のポイントラリー、それから周遊のパンフレットとか、そういったもので総合的にPRなり、来ていただけるような魅力をつくっていきたいというふうに考えています。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） それはこれから先も、私も応援できることがあれば言っていただければ応援していきます。

それで、これもっと今の点在するものを総合的にプロデュースしていくということも必要かと思うんですけども、そういうプロデュースですね、単に点、点、点では単に点在になっちゃうので、それを総合的にプロデュースするということで、何かこう人とかそういう方をお願いするとかいうそういうことは考えておられますか。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） そういったプロデュースは必要と考えておまして、観光公社などの活用というものを考えております。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） 観光公社ですか、まあいいでしょう。私は、金山にできました熊野倶楽部、もともとは紀南中核的交流施設という意味で、あそこなんかは本来ならいいんじゃないかなと思うんですけども、そこらはどうなんですかね。あそこの社長なんか結構いろんな意味で大きな方だと思うんですけども、ああいう方をもう少し呼び込んでということは無理なんですか。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 実際に鬼ヶ城センター複合施設などでアドバイスをいただいているというような状況もありまして、今おっしゃっていただいたような連携協力も今後必要かなというふうには考えられます。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） はい、ありがとうございます。

そうしたら、次に、熊野市人会の扱いといいますか、活性化に向けての熊野市人会。

市人会の方たちは、私普通に話をさせていただいたときには、すごく郷土に対する気持ち、愛郷心というんですかね、非常に強いものを持って、皆さん持っておられるなと思うんですけども、この市人会を利用という言葉はいけないでしょうけども、何か協力していただいとすることで、何かこう、単に市人会を開催するだけでなく、もっと何かそういうことを考えておられますか。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） おっしゃっていただきましたように、市人会というのは、市の振興発展への協力、それから会員間の相互の融和とか親睦を図ることを目的として設置しておりますので、現在のところ関東、関西、中部と3つございますけれども、総勢で800人を超える状況でございまして、こういった方々には、今までも市のPRや特産品の購入や特産品の販路についてご協力いただいておりますので、引き続きお願いをしていきたいというふうに考えてます。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） その案でいいかと思うんですけども、私がたまたまお会いした方にちょっと愚痴といいますか、言っていたのが、もう少し市役所は私たちに甘えてくれんかなど。何をしたいか、愛郷心があるもんで何かしたいんだけど、何をしたいかわからないんですという言葉をいただきましたので、またこれから先考えていただければなと思うんですね。

そして、鬼ヶ城はこの8月に仮オープンしたんですけども、ネット環境についてなんですが、どうなんでしょう。今のところまだWi-Fiなどはつながらないということなんですけども、そこら辺はどうお考えですか。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） おっしゃっていただきましたように、鬼ヶ城センターにつきましては、ちょっとお客様がご利用いただけるWi-Fiのネット環境というものは整備されていない状況でございます。今後はお客様の要望や動向も考えながら、Wi-Fi等の整備について検討を進めたいと考えておりました、現実、現在、最近では設置費とかランニングコストが無料のジュースの販売機でWi-Fi機能付きの自動販売機があるというようなことも調べましたので、この自動販売機について鬼ヶ城センターやその他の観光地で設置できないか調査も始めております。設置が適当と思われる場合は、指定管理者であるそれぞれの皆さんに情報提供をしてみたいと考えてます。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） ぜひ早くお願いしたいんですけど、私は7月の末に先進地視察で長野県のほうに行きましたときに、ホテルでネットがつながらなくて非常にながかりしたことがございまして、こちらが思っている以上に観光客の方たちというのは、ネット環境がつながらなかったりしたときのがっかり、私は、今回先進地視察に行ったときに、ここは、できたらもう来たくないなと一瞬思ったぐらいちょっとがっかりの度合いというのは、それをがっかりするかしないかを決めるのは観光で来られた人ですので、こちらが決めるのではないということを申し伝えておきたいと思います。

それから、鬼ヶ城施設は個人客の利用が欲しい、確かに観光バスはどんどん観光課長なども動いていただいて、そして何とか頑張っておられるかと思うんですけども、個人客を入れるためのその施策は考えておられますか。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 鬼ヶ城センターの個人の利用客を増加させる方策といたしましては、センターのホームページやら、それからフェイスブックなどにより、効果的に情報発信していきたいと。またオープンから既にテレビ、ラジオ、それから雑誌等の各種メディアによる取材を受けております。こういった各種メディアによる情報発信につきましても、今後も積極的に努めてまいりたいと考えています。さらに、今現在開催しております高速開通熊野1億円キャンペーンともうまく連携しながら、個人の利用客の増加に努めてまいりたいというふうに考えております。

この21日、22日ウォーキング、22日はマラソンという格好で高速開通の記念行事を行う予定です。そういったところに来ていただいた方も鬼ヶ城センターに行っていただくようなこともやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） そうですね、マラソン開催されるんですね。1,600人、ほとんど市外の方が来られるとかいって、本当にすばらしいと思うんですけど、それは私もできるだけ応援したいと思いますので、また応援できるようなことがあればおっしゃっていただければと思います。

それから、もう少しもう一回戦略的に大きく戻って、地域域内収支というんですかね、熊野市だけの域内収支というのは出てないと思うんですけども、そのようなので、域内収支の中で熊野市は出てないですけども、赤字は主に何がというふうに見られておりま

すか。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） おっしゃっていただきましたように、そういった統計資料はございません。それが現状なんですけれども、これは難しいと思うんですが、移入と移出というような見方や、自給と考えたり、それから総生産量と考えたり、いろんな見方ができると思うんですけれども、感覚的なもので申しわけないんですが、木材とか鮮魚とかかんきつ、建設業の施工といったような分野は自給できているのかなと、むしろ市が域外に対して輸出できるのかなというふうに考えておきまして、それ以外については、赤字なのかなという本当に個人的な推測でございます。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） 山梨大学のあれで、高知県の収支を持っているんですけども、石油、電気、ガスが大幅な赤字で、農業、電子部品——あそこはちょっと工場があるみたいで——が黒字。そして次に行く林業というのも黒字なんですけども、林業黒字やのに、製材木製品、家具では赤字になってますね、これ。こういった意味で熊野市は黒字を育てていく。そして赤字を少なくしていくということで、これから先も戦略的に考えていけたらいいなと思います。

今現在、公共工事などは、基本的には都市部からの采配分というふうになっているかと思うので、いろいろこれからもまた考えていけたらなと思います。

そして、林業こそが熊野市の活性化の核になると思うんですが、この写真、2年前の水害の後なんです。最近撮ってきた写真なんですけども、杉、ヒノキがもう10cm以上になっているんですよ。これは、要するに何を言いたいのかといいますと、これだけ、プラス面で考えると、この土地の力が強いんだというふうに言えるかと思うんですね。そういった意味でこれを利用していくのが一番の雇用にもつながり、活性化にもつながるのかなと。

林業課長、真庭市のことをちょっと調べていただいたと思うんですが、ちょっと教えてください。

○議長（増田幸美君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） その写真は杉の、植林されたのではなくて自然に生えてきたんだと思います。おっしゃるとおり、この地方は林業に適しており、この豊かな土資源というか、豊かな土、豊かな地力があるということをおっしゃっていると思います。

真庭市につきましては、ちょうどことしの4月25日から26日にかけて、熊野地域を組織しています紀南林業振興協議会で先進地視察に参りました。その1つで銘建工業という会社もありまして、その銘建工業の中でバイオマスのことを勉強させていただきました。銘建工業は日本一の集成材工場でございます、自社のだけではなくて、売電も行って、それと暖房だけではなくて温水プールの熱源にもペレットを使っているということで、こうしたこともできますのも、木質バイオマス事業で一番問題となりますのは運搬なんです。その運搬が自社でできた廃材で利用できるということが一番のポイントじゃないかなと思います。それを、今まで捨てられていた処分を原料として、資源として利用することができたという、またそれを地域が利用を後押しした、そういうようなことを勉強してまいりました。

以上です。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） はい、ありがとうございます。

今現在植わっている森林、杉、ヒノキというのは私の父だったり、私より若い人から見ますと祖父などが植えられた。これを植えるとき、その植えた方はこの木を使ってもらおうと思って植えた。それを今現在、間伐もしないで放っておくというのはちょっと私から見るとご先祖様に、父や祖父に申しわけないなというふうに思うのです。ですからそういう施策をどんどんして行って、雇用も生まれてくるといいなという思いなんですけどね。

その今の真庭市の取り組みなんですけども、この熊野市の近辺などで民間ですとかいう話はないですか。

○議長（増田幸美君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） 三重県内では松阪市で、木質バイオマス発電所を計画する話は聞いております。発電出力が5,000kw、三重エネウッド協同組合が売電目的で来年秋の稼働を目指しているということをお聞きしております。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） たしかこれ県の取り組みだったと思うんですけども、これ間伐材を利用だったかと思うんですけども、この間伐材が県内でどんだけ出るかというので、もし余るようでしたら、熊野市もいつでも手を挙げられるような体制をとっていただきたいなと思うんですね。せっかくこれだけのすばらしい林業に適した土地なんですから、

そういう意味でお願いします。こういうペレットなどのバイオマス発電というのは、石油系に比べ施設の痛みが少ないエネルギーですね、ですから、先ほどの高知のところでありましたけども、エネルギーなどは、ほぼ輸入。熊野市もそうかと思うんですけども、そういう自給地域になるような努力、林業としての自給地域となるような努力ってするというような考えはありませんか。

○議長（増田幸美君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） 現在、木質バイオマス事業ということで、いろいろそれができないかということで、いろいろ検討しております、やっぱりその中で、一番問題と先ほども申しましたが、問題となるのが輸送という、輸送コストがどうしても重たいものですから、そのコストがかかるということで、それをいかに解消していくかというようなことを、それも視野に入れながら、今、検討をしているところでございます。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） はい、ありがとうございます。

ちなみに、バイオマスでいうところのペレットストーブは、熊野市ではないですけども、美浜町のほうでは、とあるミカンハウスのところでは、まだ検討段階のようですけども、購入の予定が、少し考えているというふうに聞いておりますので、そこらもまたペレットのほうでエネルギー換算すると、金額が安いということで、またそこらも考えていっていただきたいなと思うんですけども。

ところで、これ進んでいくと、ちょっとデメリットが出てきている地域があるんですけども、これ下手な進め方をしたときのデメリットというのは考えられますか。

○議長（増田幸美君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） バイオマスにつきましては、発電の場合ですが、量が必要でして、今、松阪で行われております木質のバイオマス発電も、現在こちらからも材を持って行っているような次第で、1年間に必要とされる量は、かなりの量が必要となってきますので、その量の確保ということが一番問題になってくると思います。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） 国内のとある地方ですけども、一石当たりの単価が2,000円ほど、こういうバイオマスをすることによって、ちょっと上がってしまったということもありますので、もしこれがどんどん進んでいくときは、ちょっとそこらも行政がうまく対応していけたらなど、これはできるかどうかちょっとわからないんですけども、そこらも

また考えていっていただきたいなと思うんです。

それで、オーストリアのことを調べていただいたと思うんですけども、オーストリア、ちょっとこういう林業に関して説明いただけますか。

○議長（増田幸美君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） オーストリアにつきましては、身近にある木を徹底利用して経済の自立を目指す取り組みを国を挙げて行った国ということで聞いております。森林面積のほうは北海道と同じぐらいの面積ですが、化石燃料を余り使わずに、木を利用して石油の消費を極力抑えたという国と聞いております。

しかし、オーストリアと日本では地形が大きく違っておりまして、この地方のように急峻な地形ではなく、走路幅員も大きくとれて、大型機械が搬入できるということで、輸送コストが大幅に軽減されるという大きな違いがあると思います。

しかし、林野庁のほうでは、欧州型作業システムを取り入れるということで、従来の日本型システムといいところを混ぜて、そういう生産性の高い作業システムを目指して今取り組んでおります。日本型フォレスターの育成が林野庁指導ということで行われておるところでございます。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） オーストリアは1,000万人の国民で、GDPの2割がこういう森林で稼ぐといいますか、なっているそうですね。ちなみに、名目GDPは世界11位、日本は17位1人当たりだそうです。それで、ここは集成材をかなり使っているということで、9階までヨーロッパは建てれるそうですね、その木造建築。日本は建設課長、何階までで、そしてそれはなぜですか。

○議長（増田幸美君） 建設課長。

○建設課長（下岡昌年君） 日本の建築基準法では、木造建築物の階数の上限は明確に設けられておりませんが、一般住宅などでは3階を超える建物、高さが13m、また軒の高さが9mを超える建物は主要構造部を耐火構造としなければならないと規定されております。耐火構造の要求性能をクリアできる階数といたしましては、現在は4階建てまでとなっております。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） はい、ありがとうございます。

集成材、CLT、クロス・ラミネイティド・ティンバー、これ火事にも強いらしいで

すね、今の言われたところで。ですから、まだ日本ではこのCLTは許されていないようですが、これから先、許されたりしたときに、前々から15番議員が言っておられます体育館などは、これで作るといいんじゃないかなと思っております。

今の時代はグローバル化と言われますが、反対語はローカル化と思うんですね。熊野市は大きな市場に出荷するようなものといいますと、僕が考えるのは、今のこの木材、そして水、農業や水産業ではちょっと大規模市場には対応できないのかなと、そういう意味でローカルからローカルという形も1つの考え方ではないかなと。熊野からミカンを持っていき、そして売る。そしてそれはローカルのリンゴ産地に持って行って、リンゴをこちらに持ってきて、こちらでリンゴを売る。バーター的な取り引き、そこにお金が介在するというので、そういう考え方も1つかなと思うんですね。

ちなみに、先ほども申しましたけども、食料というのは、日本は輸入、カロリーベースで言うと40%を切った。ですから、食料は輸入できるけども、里山やふるさと、これは輸入できない。だからこそ政治がしっかりかかわっていくことが大事だなと思うんですけど、このふるさと、里山に関してのこの輸入できないという観点ではどう考えておられますか。これは林業課か市長公室長、お願いします。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 輸入できないという里山ですけども、先ほども申し上げましたけども、ローカリゼーション、先ほど議員さんもおっしゃっていただきました。ローカリゼーションの中の考え方の一つとして、いわゆる今までのグローバル、世界化から地域化について、地域から自然との共存というような考え方をしたときに、先ほどおっしゃっていただいたようなバイオマス発電とか、水力発電とか、いろんな資源が田舎にはあるよと。この田舎という考え方は、都会に対して里山というのはいわゆる田舎というふうに考えた場合に、田舎にはそういった資源があると、これらは移せるものではないと。自然のものであるというふうに私としては個人的に推察してます。

○議長（増田幸美君） 道後議員に申し上げます。申し合わせ時間にご留意願います。

道後議員。

○1番（道後宣弘君） ありがとうございます。

あと、もう時間が少ないので。そしたらロケットストーブ、最近考えられたやつですけども、ロケットストーブ、林業課長は林業課でつくられましたね、ロケットストーブ。このロケットストーブ、ちょっと説明していただけますか。

○議長（増田幸美君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） ロケットストーブにつきましては、紀和町が2年前の紀伊半島大水害で電気もガスもとまったときに、こんなのが役に立つのではということで、ある雑誌の記事を参考に、ロケットストーブということで、作業員の方につくっていただきました。1つは一斗缶だけのものと、そこにあります一斗缶だけのものとオイル缶を2つ、今写真ありますが、2つの種類をつくりました。燃焼効率はもうかなり高いもので、やかんの湯も数分で沸くものでした。けど、火力が強過ぎてということもありまして、煙突が傷みやすかったということと、この名称にもありますように、ロケットのような噴射の音のようなかなりの音がしまして、それだけ燃焼効率が高いものだということが言えました。制作の費用は、オイル缶代はガソリンスタンドで提供いただいたりしましたので、あと、その中に入れるのが園芸用のパーライトとあって、軽石なんですけども、その費用で約2,000円ぐらいの費用でした。廃材を利用することですから、福島県、それから東北大震災でも活躍したということで聞いております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 道後議員。

○1番（道後宣弘君） このロケットストーブは1990年代に考えられた、先ほど私が言いました懐かしい未来に合致するかと思うんですけども、まきストーブじゃなくロケットストーブ、今回取り上げさせていただいたのは、その懐かしい未来ということで、懐かしいだけのものではない、未来へ向かっていくストーブということで、本当にすばらしい林業課だなと。これはもう熊野市が自慢できる林業振興課だなと思って取り上げさせていただいたのです。

もう時間がないので。金融資本主義と里山資本主義、三ツ矢衆議院議員の言葉で未来への責任。先ほどのオーストリアのヴィントハーガー社の開発部長も言っているんですね。バイオマスの世界を突き進むことは後の世代への責任だ。山と海はつながっています。山は海の恋人でしたっけね、母とも言いますけども。林業を守るにはオーストリアのように森林マイスターという名前にしたり、服装も格好いい消防署員のような格好にしたりすることによって、3Kというのが少しずつでも解消されるのではないかなと。そういった観点で述べさせていただきました。

それから、よく使われる言葉で市民という言葉。熊野市民と言います。どうしても熊野市の市を使っちゃいますけども、この市を漢字を変えて志、士に心という志にして志

民、そして志金は志のお金というふうに、言葉を変えるだけで非常にプラス的に捉えられるかなということで、これから先、できたら執行部の方々も使って行っていただきたいなと思うんですね。

そして、最後ですけども、お金で買えないもの何でしょうか。人なんですね。ですから、グローバル化突き進むのも結構ですけども、できたらそういう考えを持っていきたいなど。そのために林業振興を根本的に考え直すことが必要だと思うのですが、これからそういう取り組みをしていただきたいなという思いから、きょうの質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（増田幸美君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時 10分）

○議長（増田幸美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○議長（増田幸美君） 一般質問を続行いたします。

6番 山田 実議員。

（6番 山田 実君 登壇）

○6番（山田 実君） それでは、一般質問を行いたいと思います。

私は、国民健康保険制度について質問してまいりたいと思います。

国民健康保険制度の見直しが推し進められようとしています。この10年来、滞納世帯数、資格証明書並びに短期保険証の発行数ともに高どまりが続いている状況で、さらに暮らしや子供の将来を奪う差し押さえや過酷な取り立ても全国に広がっています。また、実態の定かでない無保険者も相当な数で増大していると言われております。本市において、資格証明書、短期保険証の発行件数はどれくらいあるのか。また、数年来の発行件数の伸び率はどのように推移しているのかお聞かせください。

国保加入者の所得は年々低下している一方で国保税、国保料の負担率は上昇を続けています。2010年には1世帯当たり平均所得の10%を超え、国保、介護、年金の保険料を支払うと手元には生活保護基準以下の生活費しか残りません。国保料（税）が高騰し続ける状況下で、高過ぎる国保料を苦に滞納してしまい、保険証を取り上げられ、医療を

受けられず手おくれで亡くなる事件も起きています。

また、低賃金労働が1,000万人を超えるワーキングプアを生み出していますが、社会保障の保険料が貧困に追い打ちをかけ、生まれたばかりの赤ちゃんにも一律で賦課される均等割が低所得世帯の貧困化を加速させています。また、国保料（税）は住民税などと同じく前年度の所得に基づいて計算されるため、会社を退職して年金生活となった人や事業不振に陥った自営業者など、収入が激減した人が多額の国保料（税）を請求されることも矛盾となっています。このような高過ぎる国保料（税）の原因は国庫負担の削減ではないでしょうか。

1984年の国保法改悪で、給付費に対する国庫負担を引き下げたのを皮切りに政府は国保に対する国の責任を次々と後退させています。国保会計の総収入に占める国庫負担の割合は、1984年のおよそ50%から2010年度には25.6%に半減したことが原因であると考えます。市民の命を守る防波堤である本市が国に対して国庫負担の引き上げを強く要請すべきだと考えますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

市民保険課長。

（市民保険課長 岩本眞智子さん 登壇）

○市民保険課長（岩本眞智子さん） 山田議員ご質問の国民健康保険制度についてにつきましてお答えいたします。

熊野市で資格証明書を交付している被保険者数は、平成20年度末では258人、平成24年度末では129人となっており、被保険者数に対する交付割合は平成20年度では3.6%、平成24年度では2.1%となっております。また、短期被保険者証を交付している被保険者数は平成20年度末では287人、平成24年度末では309人となっており、被保険者数に対する交付割合は平成20年度では4%、平成24年度では5%となっております。資格証明書及び短期被保険者証の交付につきましては、実施要領及び交付要請の規程に基づき行っているところでございます。

しかしながら議員ご指摘のとおり、長引く経済の低迷による所得の低下が原因となり、国民健康保険税が滞納となり、被保険者証が交付されない方も中にはおられます。熊野市では滞納者の方に対しては、文書による納税の催告のほか、納税相談を呼びかけ、滞納者の方と直接会って話をするなどにより、滞納者の方の実態把握に努め、個々の状況に応じた対応を行っております。仕事等により、昼間の来庁が困難な場合には希望

があれば夜間の対応も行うとともに、生活保護や多重債務などの相談についても関係部門との連携を図りながら対応しております。

資格証明書の交付に当たっては弁明の期間を設け、滞納者の方に文書で通知し、特別な事情について申し出を行える機会を確保しております。また、資格証明書を交付している方から医療機関に受診したい旨の申し出があった場合には納税相談を行い、納付による被保険者証の交付が困難な場合には治療についての相談を行った上で、弁明書等を提出していただくことにより、短期被保険者証を交付しております。資格証明書交付世帯における高校生世代までの間にある子供につきましては、平成22年の法改正により、6カ月有効の短期被保険者証を交付することとなっております。

なお、子育て世代の経済的負担の軽減として、子供の医療助成の対象年齢を市単独事業で、中学生及び高校生等まで拡大し、今年度9月診療分から入院、外来の自己負担3割のうち中学生はその全額を、高校生等は3分の2の助成を行うことにより、安心して子育てできる環境を整えているところでございます。

国民健康保険税の課税につきましても所得による軽減のほか、離職理由が解雇など自発的な理由に基づかない場合には、前年所得を減額した上で課税を行う制度もありますので、国民健康保険への加入の手続の際にこれらの制度を説明することにより、適正な課税に努めてまいります。

国民健康保険制度の見直しにつきましては、8月6日に社会保障制度改革国民会議による報告書がまとめられ、8月21日にプログラム法案の骨子が閣議決定されたところであります。報告書では①といたしまして、国民健康保険の財政的な構造問題の解決が図られることを前提として、国民健康保険の保険者を都道府県とすること、②保険者が都道府県となった後も保険税の賦課徴収等の保険者機能の一部は市町村が担うこと、③国民健康保険の低所得者に対する保険税軽減措置の拡充を図ること、④保険税の賦課限度額を引き上げること等が提言されております。

また、三重県においては平成22年12月に、三重県国民健康保険広域化等支援方針を策定し、保険者の都道府県単位に向け、財政の安定化、収納対策及び医療費適正化対策についての取り組みを進めております。

議員ご指摘の国庫負担の引き上げの要望につきましては、全国市長会を通じ、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充、強化を図り、国の責任において実効ある措置を講じるよう要望を行っております。今後につきましても、関係機関と連携を図りな

がら対応してまいります。

○議長（増田幸美君） 山田議員。

○6番（山田 実君） それでは、市民保険課長に聞いていきたいと思います。まずは国民健康保険制度の趣旨についてなんですが、国民健康保険制度がつくられて、どのような形で国民にこの国民健康保険を広げていくのか、その趣旨ですね、中身、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（増田幸美君） 市民保険課長。

○市民保険課長（岩本眞智子さん） 国民健康保険制度につきましては、市民の方の生活の安定と……国保については、医療、ちょっと申しわけないです。すみません。

○議長（増田幸美君） 山田議員。

○6番（山田 実君） なぜこれをお聞きしたかといいますと、先ほど熊野市が子供の医療費の拡大をしていただいたということを踏まえて、趣旨としてお聞きしたいと思ったんですが、社会保障及び国民保険の向上に寄与することということを訴えているわけですね、まずこの制度がつくられたときに。やっぱり市民の暮らし、保険ですね、健康を守るという意味でやはりこの国民健康保険制度がしっかりと拡充されていく、守られていくということが大前提ではないのかなと。この中で、今回この9月から子供の医療費が拡充されていったことに関しましては非常にうれしいことであります。

資格証明書とか短期保険証の発行件数をなぜここで聞いたのは、これまでも私、貧困問題であったりとか、子供の医療費の問題で国保を取り上げてきました。三重県下の中でも熊野市は資格書、短期保険証の発行率が非常に高いということがありまして、実際どうなっているのかなと。それで今お聞きしましたら20年度と比べると減っているのは事実なんですが、この背景ですね、資格書発行件数が減ったのはいわゆる滞納徴収、いわゆる滞納整理が強化された結果なのかなというふうに私、考えるんですが、ここは市民保険課長か税務課長どちらでしょうか、お聞かせください。

○議長（増田幸美君） 税務課長。

○税務課長（星山政文君） まず減った理由ですけれども、滞納世帯の解消については努力しており、その分減ったこともカウントされるかと思いますが、この資格書、短期被保険者証の条例については、収納部分において任されておるといような部分が多いもんですから、担当といたしましても一律的にそれを適応するんじゃなくて、その個人個人の家庭の事情とかを勘案したり、あと余り厳格な、厳格にする必要があるんですけど

れども、幅を持たせて対応するというので減ってきておるんだらうと考えております。

○議長（増田幸美君） 山田議員。

○6番（山田 実君） 減ってきた中での滞納徴収、全国的には非常に厳しい取り立てが行われているという事例も上がってきてます。そのことによるいわゆる生活苦から始まる自殺であったりとか、病院に行けないとかという報告も受けてる中で、熊野市にこういうことがあってはならんと考えますので、ぜひとも納税相談、そして滞納徴収に関しての相談は、相談者に対して親身になってやっていただきたいと思います。

非常に今、この滞納整理が厳しくなってきたのが全国の流れです。市民の暮らしを守っていくという意味でも税務課長ぜひとも親身になって、本当に相談者の立場に立って相談を受けていただけるようお願いしときます。

それで、税務課長にお聞きします。これも全国で起きてる例なんです、生活保護世帯いわゆる生活保護に入ってしまったと、事業が失敗したりとか収入がなくなってしまう、その間に国保料、国保税を滞納してしまって生活保護に入ってしまう。その生活保護費から滞納分を徴収するという自治体も生まれてます。本市においてはそういうことはあるでしょうか。

○議長（増田幸美君） 税務課長。

○税務課長（星山政文君） まず初めに、生活保護受給者の方から残っておる国民健康保険税を徴収するということはありません。あと、整理回収機構においても、国保税は取り扱っておりませんし、まず生活保護の開始があった場合、この世帯については納付能力が著しく減退したと考えることが妥当だと思いますから、その意味ではこの世帯が生活保護を脱却し、自立するまでに至るまでには執行停止の処理が適切ではないかと考えております。執行停止期間3年が終了した時点でも生活保護が継続されておれば、不納欠損にも該当してくるということだと思います。滞納繰り越し分については、滞納者に滞納処分することのできる財産がなく、納付能力がないという事例であれば、徴収できないわけですからその辺、法令に基づいて適切に処理を進めていくということでございます。

○議長（増田幸美君） 山田議員。

○6番（山田 実君） この滞納についてなんですが、先ほど市民保険課長のほうから壇上から説明いただきまして、いわゆる減免ですね、この制度のPRをしっかりとやっていただきたい。やはり、どうしても収入が減ってしまった、もうこの国保料はなかなか

払えませんという中でこういう制度がありますよというのをぜひとも広く伝えていただければ、納税のほうもしやすいのかなど。ぜひともこの減免制度についてもPRしていただけますようよろしくお願いいたします。

これもちょっと税務課長にお願いしたいんですが、国保税の算定の中で、モデル世帯としまして、4人家族そして共働きではなく片方の親が働いている中で、給与収入が300万円としたときに熊野市の国保税はどれぐらいになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（増田幸美君） 税務課長。

○税務課長（星山政文君） お聞きしたモデルケースで試算してまいりました。年齢は40歳、妻も夫も40歳を超えているということで介護分の保険料も算入されるということで大変厳しくなってくるケースでございますけども、計算してみますと、医療分の所得割で9万630円、均等割で7万2,000円、平等割で2万2,800円、支援金で2万5,440円、均等割で2万4,000円それから平等割で4,800円、介護分で2万7,030円、均等割で1万4,400円、平等割で6,000円。

（「すいません、数字をもう少し、もう一度はっきりと願えますか」と呼ぶ者あり）

○税務課長（星山政文君） 合計で28万7,000円になります。多分、お尋ねの件は、所得に対してどのぐらいの負担率になっているんかというようなことであろうと思いますけども、これは平成25年ベース、うちは23年に引き上げてからそのままにしておりまして、税率を。まだ新しい数字なんですけれども、14.9%ということで、議員指摘の10%を超えております。

○議長（増田幸美君） 山田議員。

○6番（山田 実君） 合計金額が知りたかったんですが、この40歳ということで、この地域、非常に雇用も厳しく、共働きが多いんですけど、いわゆる給与収入の300万、ここを基準として一体、熊野市はどれぐらいの国保税を払っているのかというか、いわゆるこの負担がどれぐらいあるのかと、今課長から14.9%、28万7,000円ということは一月分が消えてしまう。その中で、やはり国保税が高過ぎるという議論になってくるんですが、滞納世帯数、減ってますが、滞納していくという中で、これを下げていく必要もあるのかなど。なかなか熊野市独自で引き下げをするのは、これまでの答弁の中でも非常に難しいという答弁が返ってきましたが、滞納を減らすにはやはり国保税を引き下げるといふ手だても一つ要るのかなど考えます。この状況を踏まえて、滞納処理、また

いわゆる相談、先ほども言いましたけど、親身になって考えていく必要があると。生活することが大変である、そのことを十分担当者は踏まえていただきたいと思います。

これからますます国保税が上がるのじゃないかと、国保料が上がるんじゃないかという話が出てきています。いわゆる国保行政の広域化、都道府県に広域化していくという中で、市民保険課長、私もまだまだ勉強不足なんですけど、この国保行政の広域化についていわゆるメリット、デメリットを簡潔でよろしいのでお聞かせください。

○議長（増田幸美君） 市民保険課長。

○市民保険課長（岩本眞智子さん） 先ほどは失礼いたしました。国保の広域化につきましては、国において本年8月にプログラム法案の骨子が閣議決定したばかりでありまして、具体的な内容についてはこれから決定されていくこととなっていることから、その影響等についても現段階では不透明な状況にあります。今後、広域化に向けての具体的な内容が決まりましたら、その影響について検証してまいりたいと思います。

○議長（増田幸美君） 山田議員。

○6番（山田 実君） 私はこの国保の都道府県単位の、いわゆる広域化ですね、これについては非常に懸念しております。まず、広域化になることによって、確かに国保財政が厳しいこの地方自治体にとっては、歓迎の声もあると言われてますが、国保を改善する構造的な問題は解決しないと。なぜならば、これまで国からおりてきた国庫負担、いわゆる国庫も削られるのではないかということが言われております。このことについて調査等はされてますか。先ほどの答弁ではまだ骨子しかできてないので、詳しいことはわからないと言っていましたけど、こういう部分について調査はされておりますか。

○議長（増田幸美君） 市民保険課長。

○市民保険課長（岩本眞智子さん） 今後のことにつきましては、調査のほうは行っておりませんが、今後の取り組みといたしましては、三重県においては県、市町及び国民健康保険団体連合会等で構成します三重県国保広域等連携会議、これは平成22年度に設置しておりますが、そこで策定いたしました新方針策により、取り組みを進めているところでございます。そこでの具体的な取り組みといたしましては、収納率の向上、賦課方針及び応能・応益割合の統一、保険料——保険税ですね——の平準化、保険財政の県単位化などがございます。その国への要望等につきましても、壇上でもご説明しましたが、市長会、町村会、自治会等を通じて要望しております。

○議長（増田幸美君） 山田議員。

○6番（山田 実君） 今、事業運営のお話が出たんですが、事業運営の問題でも、現在、市町村国保ということで運営協議会または議会、議論を通じて地域ですね、いわゆる熊野市の実状、この地域の実状を反映していくというのが運営協議会でなされてると思うんですが、これが広域化されることによって、声が届かなくなってしまう可能性があるというところも言われております。いわゆる懸念する部分ですね。広域化されることによって徴収賦課は各自治体に起こるわけなんですけど、地域の減免制度であったりとか、そういうことが統一化されることによって、できなくなってしまうんじゃないかと、こういうおそれがあるので、ぜひとも市民にとって、国保加入者にとって、マイナスにならないよう考えていただきたいと思うんですが、これがもし実施されれば、このこと自体もこの議論自体もここでできなくなってしまう。広域化になってしまうと国保について質問したところで、これは広域連合になると思うんですが、広域連合のお話になっていくのでなかなかできないと、難しいですよということになってしまうと、地域のこの声が届けられなくなってしまう可能性があるんで、十分配慮していただきたいと思います。

また、先ほどの減免制度、県で統一されてしまうとなれば、熊野市独自でやってるような減免制度であったりとかそういうこともなくなってしまう可能性があるんで、これについても非常に私は広域化は国保加入者にとってマイナスになるのではないかと思いますので、ここら辺もしっかりと勉強していただきたいと思います。

いわゆる広域化になってしまうことで、先ほども課長は徴収業務であったりとか、賦課業務は残ると言いましたけど、強化されてしまう。いわゆる滞納整理機構、税の。そういうところが強化されてしまい、ますます親身になった、先ほどから何遍も言っておりますが、市民の立場に立った、納税者の立場に立った相談ができなくなってしまうんじゃないかということをお考えしますので、税務課長、この広域化というのに関して、税務課としてはどのようにとらえているのか、お答えできるようであればお聞かせください。この納税、いわゆる滞納処理に関して。

○議長（増田幸美君） 税務課長。

○税務課長（星山政文君） まず、滞納をどう把握するかというのが問題となってくると思うんですけども、国保税、介護保険料については非常に少ない収入で生活している方も納期限内に納付している方が多数であります。その人たちの目線から立てば、滞納について厳格に対応するという態度も大変必要だと思います。ただ、その広域化で賦課徴収

は市町に残るということでもんで、議員ご指摘のとおり、納付能力の見きわめをしっ
かりしながら、そのための十分な調査徴収を引き続き行っていきたいとは考えておりま
す。

先ほどもご指摘あったように、相談しやすい体制で、税の納付については、滞納額の
早期解消について納税相談進めていくことは、広域化になっても必要なことではないか
と思います。ただ、広域化のハードルに関しては、保険料と保険税のこともありますし、
また資産割が入っている3方式、4方式の関係もございまして、そのあたりの賦課方
式については十分議論していかなければならないのではないかと考えております。

○議長（増田幸美君） 山田議員。

○6番（山田 実君） この国保の広域化、この話が始まってきたのは、中曽根内閣の時
代、1982年の時から始まったと言われてます。まず、1つとしては医療費の適正化、
医療費総額の抑制、医療保険制度の合理化、軽微な医療には受益者負担を求める、国民
健康保険制度は広域化等保険制度として安定化を図る。また医療供給の合理化などが打
ち出されたと。この中で時代が流れ、国保制度がどんどん改悪されてるという言葉を使
わさせていただきます。改悪されてきました。そして国庫負担が50%あったものが、今
はもうそれに半減してしまっていると。このこと自体が自治体における国保財政の困難
というのがある。そして保険料（税）が上がってきている、市民負担が上がってしまっ
ている。だからこそ市長会または全国知事会のほうでは、この広域化に関しては全国知
事会のほうでもたしか反対していたと思うんですが、制度として進めるべきではない
という考えもあるのじゃないかと。また、民主党政権の中で、医療保険一体化というこ
とで進められてきたわけなんですけど、これによって、自治体の裁量ですね、それがどん
どん削られていっているのかなということを考えます。市民保険課長また並びに税務課
長、資格書の発行、また短期証の発行、こういうものが機械的に発行されないよう、ま
だまだ広域化ということが決定されたわけじゃないんで、このことについて担当者とし
て対応していただきたいと思います。

最後ですが、市長、この国保についてなんですけど、やっぱりこの熊野市の市民の収入
や雇用状況から考えたときに非常に高いと考えます。国保税の引き下げとか減免措置の
拡大とかいうことを市独自でできないものか、いかがでしょうか。

○議長（増田幸美君） 市長。

○市長（河上敢二君） 課長が答弁してきていますとおりですけれども、低所得者の方々に

対しては、相応の軽減措置がとられてるということでございますので、それをどういうふうに拡大するかによります。保険税を利用して拡大すれば、一方で所得の高い人たちの負担が大きくなるわけですから、一般財源の繰り入れを考えなければいけませんけれども、一般財源を繰り入れると、事実上今繰り入れてる分がありますんで、非常に発言しづらい面はあるんですが、国民健康保険税に国民健康保険に加入していない方々の負担を求めることとなりますんで、非常に難しい課題があるんじゃないかと。ですから、それほど簡単に軽減措置を拡大するというのはできないだろうというふうに思うわけでございます。

一方で、保険料の高騰を抑制するためには、長期的にはやはり、市民の皆さんの健康づくりというものをしっかりと進めなければいけませんし、短期的にはジェネリック医薬品でありますとか多重受診の抑制でありますとか、そういう細かな点にも十分な対策を打って、保険料の高騰を抑制していく必要があるんじゃないかというふうに思うところでございます。広域化について考えれば、今熊野市の保険料は、決して三重県内で高いものではございません。恐らく広域化にすれば高くなる可能性はありますが、このまま過疎・高齢化が進んだときに果たして単独で国民健康保険の特別会計を熊野市だけで安定的に運営していけるかどうかということもございまして、やはり長い目で考えれば、広域化というのは、熊野市としてはやむを得ない方向じゃないかというふうに思うわけでございます。

○議長（増田幸美君） 山田議員。

○6番（山田 実君） 市長、今市長の言葉からも広域化して、保険料、保険税が統一化していくと高くなるであろうというお話があったんですが、いわゆる国庫負担ですね、この国民健康保険制度ができて、国庫負担が引き上がってきた。1984年をたしかピークだったと思うんですが、そこからどんどん引き下がり、今現在の25.6%。やはり国庫負担を引き上げていく要望をしっかりと市長会、市長としても要望をすべきではないかと考えるんですが、市長、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（増田幸美君） 市長。

○市長（河上敢二君） もう既に全国市長会を通じて要望してることでございますし、広域化に関連して都道府県知事会においても、引き受ける条件の一つとして、国保財政の安定化ということが国に挙げられていると思っております。したがって、地方自治体サイドでは国庫負担の引き上げは、関係各団体の総意で国に要望しているものと思ってい

るところでございます。その一環で、私も取り組みを進めていく必要があるだろうというふうに思います。

○議長（増田幸美君） 山田議員。

○6番（山田 実君） 今市長のほうからも国庫負担の引き上げ、また市長から通じてやっていくというお話を聞くことができましたので私の質問を終わります。

○議長（増田幸美君） 午後1時55分まで休憩いたします。

（午後 1時 37分）

○議長（増田幸美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 55分）

○議長（増田幸美君） 一般質問を続行いたします。

15番 前田桂之助議員。

（15番 前田桂之助君 登壇）

○15番（前田桂之助君） それでは、通告書に従い3点について質問いたします。

まず初めに、一昨年の集中豪雨災害による本市における復旧の進捗状況、特に井戸川の現況についてお聞きいたします。

2年前の集中的な豪雨により、本市においても甚大な被害が出ました。幸いなことに人的被害がなかったということは大変ありがたいこととあります。国、県さらには市当局の努力により、復旧が大いに進んでいることに対して感謝申し上げたいと思います。がしかし、先月末、県当局から全体の災害復旧の進捗率は92%であるという発表がございました。しかしながら実感としては、そんなに進んでいるのかなという違和感を多少持つものであります。

そこでまず、国、県、市を問わず、本市の被害に限っての全体的な進捗率及び完全な復旧時期についてお聞きいたします。

次に、市の中心部を流れる唯一の河川である井戸川について、全体的な復旧の進捗率とあわせて、その完成時期についてもお聞きいたします。さらに、最下流部の川床整備の見通しについてお聞きします。また、地域住民から要望の大きいボックスカルバートの閉塞の解消と新たな整備についても聞きたいと思っております。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長。

（建設課長 下岡昌年君 登壇）

○建設課長（下岡昌年君） 前田議員ご質問の1項目め、平成23年の豪雨災害の本市における復旧進捗状況、特に井戸川の現況についてのうち、①国、県、市を問わず本市に限った全体的な進捗率及び完全復旧時期についてお答えいたします。

本市は一昨年の台風12号では、物的被害が伊勢湾台風以降最大となる大災害を受けました。道路や河川等の被害件数は国、県、市合わせて635件となっております。7月末の進捗状況といたしましては、617件、発注率にして97%が工事発注を終え、うち535件、率にして84%の工事が完成し、市全体としてはかなり復旧が図られてきたことと考えております。このうち市が施工する災害復旧工事は建設課、農業振興課、林業振興課を合わせて473件であり、7月末時点で461件、率にして97%の工事発注を終えております。

また、発注した工事461件のうち418件は工事が完成し、完成割合は約88%に達しており、着実に工事が進められているところでございます。建設課における現時点での未発注工事といたしましては、全部で6件あります。そのうち市道大馬集会所線と瀬戸分校上通り線の2件は県の災害復旧工事完成後でないと施工できない関係で、発注していないものであり、これらに関しましては建設事務所と協議の上、早急に工事発注を行いたいと考えております。

また、市谷川とモゼの谷の2件は県の砂防工事の中で施工されるため、市の災害復旧工事が不要となるものであり、残り2件、飛鳥町小阪の大谷川と井戸町大馬の市道大馬1号線は現在入札に向けた手続を行っているところでございます。なお、現在も市内各地で工事が行われており、本市が施工する未完成工事につきましては、平成26年3月末までに特段の事情が生じない限り、全ての工事を完成させたいと考えております。

次に、②の井戸川全体としての進捗率と完成時期、特に最下流部の川床整備の見通しとボックスカルバートの閉塞と新たな排水口整備についてお答えいたします。

12号台風時には、大迫の雨量観測所において、24時間最大雨量で1,138mm、最大時間雨量で141mmという記録的な雨量が観測されました。この豪雨の影響により、井戸町の大馬や瀬戸地内で多くの土砂崩れが発生し、河川の氾濫と流木によるJR鉄橋での稼働閉塞を引き起こしました。このため、市街地では多くの床上、床下浸水の被害をもたらすとともに道路や河川護岸が至るところで崩壊し、道路の通行どめなど地域住民の生活

にも大きな影響を与えました。

このように甚大な被害を受けた井戸川につきましては、通常行われている原形復旧を基本とする災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないことから、改良費を加えて復旧することができる災害関連事業や災害復旧助成事業の採択を受け、復旧事業が進められております。これらの事業は井戸川の最下流部、ボックスカルバート付近から瀬戸集落の上方にある堰堤の上流約400m程度までの区間内で延長が約4.8km、総額約27億円の事業が計画されております。この計画の中で流木をとめるためのスリットの形状をした砂防堰堤も井戸川上流部に2基設置することとなっております。

復旧工事につきましては、工事内容や施工箇所を勘案し、分割発注しながら進められており、現在も工事が行われているところでございます。なお、災害復旧助成事業は制度上、事業期間が4年間と通常の災害復旧事業より1年長くなっていることから、井戸川関係事業の現在の進捗率は、件数で約50%の発注率にとどまっており、井戸川全体の完成時期といたしましては、橋梁のかけかえなどもありますことから、平成26年度末終了を目標として取り組んでおります。市といたしましては、早期復旧を図るよう今後も引き続き県に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、河川へ堆積した土砂の撤去についてお答えいたします。

井戸川に堆積していた土砂のうち大馬神社前里宮付近からJR鉄橋上流付近の区間に堆積していた土砂、約3万9,000m³につきましては、災害助成事業により、取り除きが完了いたしました。しかし、議員ご指摘のようにJR鉄橋の下からボックスカルバート付近までは土砂を集積したまま放置されている状況にあります。この区間の土砂の取り除きにつきましては、平成24年の12月に土砂の掘削から搬出までを含めた工事契約を締結していましたが、濁水が発生することから漁業関係者から県へ濁水対策と濁水による漁業影響調査を行うよう要望が出されました。このため、県は一旦工事を終了し、この対策を検討してきました。

今後は漁業関係者と要望のあった案件の対策方法を協議しながら、今年度中に残った土砂の取り除きを行っていくとお聞きしております。市といたしましても、早期実施を今後も県へ強く要望してまいりたいと考えております。

次に、井戸川のボックスカルバートの閉塞についてお答えいたします。

ボックスカルバートは全部で5レーンありますが、このうち南側の2レーンの出口付近で土砂が堆積しておりました。堆積していた土量は約800m³ほどありましたが、これ

らは全て7月の末に取り除きを行いましたので、流れを阻害するような土砂はボックス内部には現在残っておりません。また、今回の災害復旧事業では流木どめの堰堤も建設され、改良要素も含めて復旧事業が行われることから、井戸川の防災機能もかなり向上されるものと思っております。議員ご指摘のボックスカルバートの新たな整備については、用地や施工方法、事業費など課題がたくさんありますので、復旧後の状況を見ながら必要があれば県へボックスカルバート整備等の排水対策を要望してまいりたいと考えております。

○議長（増田幸美君） 前田議員。

○15番（前田桂之助君） それでは、順次再質問させていただきます。

まず、この発注と施工完成とのギャップが大分大きいな、このように思っておりますので、市、県にかかわらず、できるだけ早く工事にかかっているようにお願いしたいと思います。先日の知事のコメントでも平成26年度末までに全てを仕上げたいというような発言がございましたので、ぜひ、市としてもそのように持っていただきたいと思っております。

それから、先ほど建設課長からも説明ありましたが、井戸川につきましては山の荒廃、それから大水等で流木による橋または鉄橋のとまったり、壊れたりしたことがございましたので、県の説明では2カ所、3カ所じゃないんですか、2カ所ですか、流木どめは、2カ所。何か前に聞いたときは3カ所という話も聞いた。2カ所、流木どめを井戸川の瀬戸のほうにつくるということですが、このことについても、またいつ大水が出るかわかりませんので、早くかかるように県のほうへ申し込んでいただきたいと思っております。

それから、川床整備についてです。上流部、先ほど聞きましたように、井戸宮または県庁舎の前あたりまではきれいに川床整備できておりますが、JRの鉄橋からカルバートまでの間はいまだに手つかずで、皆さんご承知のとおり、川には大変汚い藻がたくさん繁茂しております。水質悪化にもつながるんじゃないか、このように思っております。

それから、県のほうでは、発注をしたが取りやめになったということですが、そのところ、もう少し詳しく説明してください。

○議長（増田幸美君） 建設課長。

○建設課長（下岡昌年君） 今の、最後の4項目めでよろしいでしょうか。発注して、土砂を集めておったんですけど、その時に漁業関係者の方から濁水が出ておると。それに対する、漁業に対する影響について県でちょっと検討して回答、欲しいということで、

一旦工事をとめて、そういったことの勉強というんか、検討を進めております。関係者と調整を進めながら検討を進めておるとお聞きしております。

○議長（増田幸美君） 前田議員。

○15番（前田桂之助君） 建設課長の説明では、協議して進めて、今年度末までに川床整備にかかるというような説明がございましたが、この9月、10月ですね、大水出て、例えば丸山町市役所何かが浸水したときはどうするんですかね。結局、あと何カ月かで施工できるんならば、もう今やればいいんじゃないかなと思いますが、その進捗状況はどうですか、その漁業者と県との。

○議長（増田幸美君） 建設課長。

○建設課長（下岡昌年君） この間もお聞きしたんですけれども、いろいろな機会で要望もしております。県単要望、紀南土木の要望いずれも市長名で要望しているところがございますが、そういった県が今調整している段階でございまして、何とか26年度末にはできるということがございますので、そこら辺でとどめておきたいと思っております。

○議長（増田幸美君） 前田議員。

○15番（前田桂之助君） どんなケースでもそうですが、何か利害関係者から反対があったら市もそうやと思うし、県も国もそうやと思っておりますが、及び腰になるというような嫌いがございますが、いずれにしても人名、財産にかかわることがございますので、できるだけ協議はしっかりしていただいた上で、早急にかかるというように持っていていただきたい、このように思っております。

それから、カルバートの2レーンの閉塞についてはもう除去していただいたということで、ありがとうございます。それから、御存じのとおり山が荒廃して保水力がなくなり、また集中的な水が出て大水害が起こることが最近多くなっております。それにあわせて流木等で橋脚または鉄橋のところが詰まって、水がもっとあふれるということでもありますので、できたら住民からはもう1本、上流口、カルバートをつくっていただきたいという要望もございますので、これも県のほうへしっかりと市として要望していただきたい、このように思っております。

それから、これは答弁は必要ございませんが、ある市民の方から市内一円のこの被害状況について、一目瞭然でわかるようなマップ的なものをつくるべきであったんじゃないかというような意見がございました。今回のことは2年前のことですから、つくる必要はないと思っておりますが、今後こういうことが起こったらぜひつくる方向で考えていただ

ければなど思っております。もし、何か答弁ございましたら。なかったら結構です。

○議長（増田幸美君） 執行部、答弁ありますか。

防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（尾中弘明君） 今のですね、例えば浸水地域とかまたはその道路の被害状況、全てを網羅したようなマップ的なもののような要望は一部の方からもいただいて、検討もしてみたんですが、やはり非常に煩雑になるということで、今回は作成はいたしませんでしたが、浸水された地域のいろんな家屋のどの辺まで浸水されたというような地図は、これは作成をいたしまして避難準備情報、避難勧告のときの資料とさせていただきます。

今、議員が言われましたように今後の災害において検討をしていただきたいということですが、今後いろいろと検討はさせていただきます。

以上です。

○議長（増田幸美君） 前田議員。

○15番（前田桂之助君） 以上で1点目終わって、2点目に入らせていただきます。

2点目といたしまして、防災公園整備事業の目的とその完成時期についてお聞きしたいと思います。オレンジホテル跡地に防災公園整備事業として、野球場と雨天練習場が計画されております。本市の活性化策の大きな柱の一つであるスポーツによる集客に係しておる一人として、大変大きな期待を抱いておりますが、反面なかなか具体的な全体像が見えなくて、実感が湧いてこないのが実情であります。そこで改めてどのような規模のものを想定しているのか、その内容についてお聞きしたいと思います。

あわせて、防災公園としてこれらの施設をどのように活用していくのかお聞きいたします。さらに、当該施設の供用開始時期がいつごろになるかをお聞きいたします。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長。

（建設課長 下岡昌年君 登壇）

○建設課長（下岡昌年君） 前田議員ご質問のうち、2項目めの防災公園整備事業の目的と完成時期についてお答えいたします。

まず、防災公園事業の目的とこの事業でどのような規模のものを想定しているのか、あわせて防災公園としての活用方法についてであります。この施設は国土交通省が行う熊野尾鷲道路建設事業の建設促進を図るために、残土を受け入れておりました旧オレ

ンジホテル跡地を防災公園として整備しようとするものでございます。この防災公園は、議員からもご指摘をいただきました市の活性化策の一つとして推進しておりますスポーツ集客の一層の拡大を初め、地域住民のスポーツ振興を図るための施設として、加えて大規模災害時の救援、救助及び復旧・復興活動の拠点として活用する計画としております。

具体的な内容は、約9haの敷地に山崎運動公園くまのスタジアムのサブグラウンドとして、同じサイズの両翼100m、センター122mの野球場一面、50m四方の屋内練習場のほか、防災倉庫や駐車場、道路の整備などを計画しております。ご承知のとおり、この用地は標高70mから80mの丘陵地に位置しており、南海トラフの巨大地震が発生いたしましても、その影響は比較的少ないものと考えております。また、近隣に東紀州広域防災拠点があり、救援活動や復旧・復興活動を県と連携して進める上での最適地と考えております。個別の施設ごとの災害時の機能につきましては、野球場は自衛隊、警察等が行う各種輸送のためのヘリコプターの離着陸場として、場合によっては仮設住宅の用地として利用することが考えられます。屋内練習場につきましては、復旧・復興に必要な物資の集積場所として。駐車場につきましては、救援活動等に使用する各種車両の活動拠点となることなどが考えられます。

次に、供用開始時期についてですが、国土交通省の統制の進捗状況を見て、都市計画法に定める都市計画決定等の所要の手続を行った上で、来年度には本格的な工事に着手し、平成28年度中の供用開始を目指すこととしております。

○議長（増田幸美君） 前田議員。

○15番（前田桂之助君） 今、課長から説明を聞きました。前にも聞きましたが、大変立派な施設だと思いますが、これをつくるときには、ぜひ一般市民の関係者の皆さんとも十分協議した上で整備していただきたい、こういうことをお願い申し上げておきたいと思います。

それから、防災公園としての位置づけは今お聞きしましたが、練習場ですね、これを何か今聞くと物置として使うという説明がございましたが、避難場所としての使用は考えておりませんか。

○議長（増田幸美君） 建設課長。

○建設課長（下岡昌年君） 今、答弁で物置、物資を置くという説明をさせていただきましたけれども、一時的な避難場所にもなると考えております。

○議長（増田幸美君） 前田議員。

○15番（前田桂之助君） なぜかといいますと、今現在、熊野市にはそういう大規模の災害ができた場合、例えば300人、500人という避難民を収容する場所がございません。常々申し上げている屋内運動施設をつくっていただけたら1,000人、2,000人は入るでしょうけれども、それまでの避難地として、ぜひこの場所も避難者を収容できるようなつもりにしていきたい、このように思っております。

それから、時期についてですが、28年という話がございました。いろいろ制約もあるかとは思いますが、現在ご承知のとおり、ほかの熊野市以外の市町村におきましても、この熊野市方式、とにかくスポーツによる集客、まちの活性化ということに大変力を入れております。熊野へ来る客を周辺の自治体がサービスまたは施設等でとっていくというような事例も見受けられますので、できるだけ早くこの施設をつくっていただきたい。これ、市長いかがでございますか。

○議長（増田幸美君） 市長。

○市長（河上敢二君） その前に、屋内練習場という表現を使いましたけれども、我々が想定しているのは雨天練習場でございます。完全な密閉の練習場ではないと、屋根はついているけれども、側面については今のところ開放型を考えておりますので、そういう意味では物資の搬入拠点にはなりますけれども、避難場所になるかどうかは要検討だというふうに思ってます。

それから、供用開始時期を早めることについては、これは残土の受け入れについては、県のたしか工事関連の残土を受けてるということもございます。そういった残土処分が終わらない限り本格的な工事が開始できませんので、その残土処分がいつ終わるかによって、我々としてはなるべく早く工事については着手し、完成を急ぎたいというふうに思ってます。

○議長（増田幸美君） 前田議員。

○15番（前田桂之助君） 国の仕事によって、供用開始時期が決まるということですが、できるだけ早くしていただくようお願いしておきたいと思えます。

この項は終わりました。次の金山農業公園整備事業の目的とその完成時期についてお尋ねいたします。

金山町に高速道路建設等に伴う残土処分用地として大変大きな土地ができ上がってきております。市の説明によれば、ここを農業公園として整備するという説明であります。

が、私には十分理解がまだできておりません。また、市民にも余り周知されていないのではないかなというふうに思います。そこでまず、この埋め立てがいつごろ完成するのかをお聞きします。

次に、埋め立て完了後の農業公園としての活用についてどのように考えておられるのかお聞きします。また、この広大な土地を将来的に何かの場合にほかのものに転用できるかどうかについても、わかれば教えていただきたい、このように思います。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 前田議員の農業公園に関するご質問にお答えを申し上げます。

金山町の農業公園整備事業につきましては、平成22年度に高速道路建設等に伴う残土処分用地として、金山パイロット地内、具体的に言いますと金山トンネルを抜けて最初に信号ができましたけれども、その信号を左折して、熊野倶楽部に向かうところでございます。ここの場所に畑や雑種地、約11万㎡を市が購入して、埋め立て完了後に農業公園用地として利用するというものでございます。

1点目の埋め立て完了時期でございますけれども、これまで熊野尾鷲道路の建設残土及び三重県が整備するトンネル等の残土を利用して埋め立てを行っております。ことし2月の国土交通省及び三重県等との金山残土処分関係会議については、平成26年3月末に残土の搬入が完了する予定であると聞いておりましたけれども、最近の状況ではおくれるということでございます。時期については明確になっておりません。また、国土交通省、三重県及び熊野市との三者間で締結した覚書において、埋め立て終了後、農地に適した表土を入れて、農地として整備していただくこと、さらにのり面や側溝等の整備も行っていただくということになっておりますので、これらがいつ完成するかについては、現段階では見通しが立っていない状況でございます。

次に、2点目の埋め立ての完了後の活用でございますが、この用地につきましては、用地購入前の平成22年11月の熊野市議会全員協議会におきまして、高速道路工事残土による埋め立てが完成した後に、市民農園や新規就農者用研修農地の農業公園として整備活用する計画である旨をご説明させていただいたところでございます。また、同じ平成22年11月議会の一般質問の中においても取得した用地は農業公園単独での利用かというご質問をいただいたところでございます。このご質問に対して、対象となる土地の登記

上の地目はその多くが農地であるため、市といたしましては公共の用に供する農地として活用しなければならないという法的制約もあり、現時点では農業公園としての利用を考えている。そういった旨の答弁をさせていただいたところでございます。基本的には当初の方針での活用を考えているところでございます。

熊野市の農業分野の大きな課題として、農業者の高齢化に伴う担い手不足の解消と若者の働く場の創出とともに新姫やミカンなど、かんきつ以外の農作物の産地化をいかに図っていくかということがございます。若い人たちが農業だけで生活していくためには、生産性と収益性のよい農作物を選定し、産地化のためにはある程度の規模で生産していただくことが必要となります。このようなことから埋め立て完了後の農業公園用地の有効活用面積については、おおむね5.5haの広さがあるため、若者の働く場の創出と農産物の産地化も視野に入れながら最も有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

3点目の将来的には転用が可能なのかというご質問でございますが、当該農地は農業振興地域の農用地区域として指定されております。農地を農地以外に転用するためには、一部道路や河川などの施設を除き、農用地区域の除外が必要となります。農業振興地域の整備に関する法律の規定では、農用地区域の除外をするためには、幾つか条件あるわけですが、その一つが農地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域外に代替すべき土地がないこと。2つ目としては、農業場の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。3つ目としては効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないことなど、非常に具体的な状況を当てはめないと理解しづらい点が多々あるんですけれども、いわばいろんな条件がついておりまして、こういった全ての条件、要件を満たす必要がございます。農用地区域を農業振興地域から除外するのは非常に厳しく制限をされてきているところでございます。

今回の用地につきましては、当該農地は周辺を優良農地等に囲まれており、現時点では農地転用した場合に農地の集団性が損なわれるおそれがあることなどから、当該農地を農用地等以外の用途に供することについては、非常に難しい面があるのではないかと考えております。

○議長（増田幸美君） 前田議員。

○15番（前田桂之助君） まず、この農業公園構想について、今市長からご説明がございました。また、新聞にも載ると思いますが、市民にわかりやすく、わかってもらえるよ

うに、また夢を持ってもらえるように進めていただきたい、このように思っております。また完成時期については、国のほうとあることですから、できるだけ早く供用できるように進めていただきたいと思います。一番大事なのは、この農業公園を農業の担い手を育成するとかそういういろいろなことを説明いただきましたが、この時期、高齢化または農業離れ、いろいろございます。もし、そういう5.5haもの広大な土地をそういう方向で農業公園化するとしたときに、誰が主体者になるのか、つい丸投げして農業公園と
いうのか、そういうところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（増田幸美君） 市長。

○市長（河上敢二君） 本来、市は農地を所有することはできませんけれども、こうした公共の用に供する農地の場合は市が例外として持つことができるということで、この農地を取得しております。したがって、市が直接か間接的にこの農業の振興に供する形でこの土地を利用していきたいと。恐らく農業振興課もしくは熊野市ふるさと振興公社の中に農業公社部門を今持っておりますんで、そういった組織も加わって、この広い面積を有効活用して農業で生計が立てられるような農地利用、それから経営体の育成を図っていく必要があるだろうと。具体的には今後この入れられる表土の成分がどういうものかということにもよりますし、全体としての土地の形状や、そうした適切な作物がどういうものになるか、そういうものも含めて今後十分に検討をしていかなきゃいけないというふうに思ってます。

○議長（増田幸美君） 前田議員。

○15番（前田桂之助君） 大変斬新な事業でございます。成功することを心から願っておりますが、現状を見るとなかなか難しい面もあるんじゃないか、このように思っております。転用のことにつきまして、事業が始まってないのに次の点いうのはちょっと早い嫌いがございますが、そういう事業がうまくいかなんだ場合、また次の事業ができた場合に転用できるかどうか聞きたかっただけで、市長の説明で了といたします。

以上で終わります。

延 会

○議長（増田幸美君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、延会することに決しました。

明12日は午前9時から会議を開き、一般質問を行います。時間励行でご参集願います。

本日は、これにて延会いたします。ご苦労さまでした。

午後 2時 34分 延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成25年9月熊野市議会定例会会議録

(第3日)

平成25年9月12日(木曜日)

平成25年9月熊野市議会定例会会議録

平成25年9月12日（木曜日）

第 3 日

招集年月日 平成25年9月2日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成25年9月12日（木）午前9時00分

出席議員

1番	道 後 宣 弘 君	2番	西 賢 二 君
3番	濱 重 明 君	4番	和 田 いく子 さん
5番	増 田 幸 美 君	6番	山 田 実 君
7番	下 田 克 彦 君	8番	岩 本 育 久 君
9番	樋 口 雄 史 君	11番	山 本 洋 信 君
12番	中 田 悦 生 君	13番	中 田 征 治 君
15番	前 田 桂之助 君	16番	清 水 純 一 君

欠席議員

14番 前 地 林 君

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	濱口 武彦 君	消 防 長	片岡 信次 君
福 祉 事 務 所 長	仲森 弘安 君	市 長 公 室 長	庵前 佳生 君
総 務 課 長	山本 哲也 君	防 災 対 策 推 進 課 長	尾中 弘明 君
市 民 保 険 課 長	岩本 眞智子さん	税 務 課 長	星山 政文 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	清嶺地 利夫君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	西垣戸 勝 君	林 業 振 興 課 長	大江 勝郎 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	久保 智 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	濱口 幸治 君
建 設 課 長	下岡 昌年 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	西岡 久典 君
水 道 課 長	東 佳広 君	教 育 長	杉松 道之 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	山本 哲也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	長田 健次 君
監 査 委 員 事 務 局 長	坪井 正登 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	南 佳壽 君	次 長 兼 庶 務 係 長	山口 耕作 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	和田 春菜 さん

議事日程

日程第1 一般質問

5 番	13 番	中田征治君	91
		1. NET環境整備について	
		2. 市長の政治姿勢と感覚について	
		3. 旧栃尾邸活用方法について	
6 番	16 番	清水純一君	108

	1. 三重県ドクターヘリの運用と防災ヘリの運用について	
	2. 市道井土仲井田線について	
7番	7番 下田克彦君	118
	1. 軽度認知障害への対策について	
	2. 公職選挙法の改正と公平な選挙事務について	
8番	8番 岩本育久君	134
	1. 「熊野尾鷲道路」開通にあたって	

午前 9時 00分 開議

○議長（増田幸美君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。欠席の届け出は14番 前地林議員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

一 般 質 問

○議長（増田幸美君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問はお手元に配付いたしております順序によって発言を許します。

13番 中田征治議員。

（13番 中田征治君 登壇）

○13番（中田征治君） おはようございます。

2日目の朝一番ということで、ちょっと元気出していきたいと思います。

まず、通告書の1番のNET環境整備についてでございますけども、これはずっと折に触れて取り上げてきております問題であります。現状では、この熊野市のネット環境は決して先進地と言えるようなものではないと思います。

まず1番目に、国のほうでは、防災とか観光とかの観点から、補助金制度をつくってでもネット環境を日本中に整備しようじゃないかという動きがあるということが、新聞に小さく出たことがちょっと前にあるんですけども、まだ多分予算化も何もないと思いますけど、そういう動きはキャッチされているかと。もし、キャッチされてないにしても、そういう動きがある時点で、手を挙げて、いつも言うように、手を挙げておかないと予算も制度も使えないので、ぜひ、手を挙げるよう用意をしておいていただきたいと。

そして、全協でもスマホがどうのこうのという話がありましたけど、スマホとタブレット、そしてPC——パソコンですね——は別のものです。あくまでもスマホはスマホ

です、しよせんは。今のところですよ。だから、そういうのをやっぱりきっちりわかるように、若い衆の力を使ってでも対応できる体制をつくっていただきたいと。

それから、無線LAN、Wi-FiとかWiMAXとかブルートゥースですけども、何でものが光ケーブルとつながっていれば、そうした端末機も圧倒的な機能を発揮できるようになるのであります。それだけに、市内の要所要所にホットスポット、フリースポットを用意して、よそから来た人なども本当の高速のデータやりとりがおもちゃじゃなくてできる環境を整えていただきたいと。これ、もう要望するしかないんです。答えもらってもかみ合わないところあるというように思いますんで、ぜひ若い人を使って、庁舎内のわかる人を使って、検討会なり何なりつくってでも採択していけるように。そんなに金かかることじゃないです。庁舎内のLANを組み直す、何千万とかいう話ではないです。それだけに、ぜひお願いしたいと思います。新宮市も既に開放しました。

それから、もう一つ、携帯、スマホでいいですけども、熊野市地形が複雑なんです。物すごく複雑なだけに、SHFの超短波の電波は山にブロックされて届かないところがいっぱい出ます。それだけに、各学校だとか、そういう要所要所で中継所をつくってやってくれないと機能しないところが出ます。だって、防災熊野でさえが届かんとところがいっぱいあるわけですからね。あれは50MHz帯で、比較的届くはずなのに届いてないということなんで、それもお願いになります。

それから、4番目ですか、市役所内のネット環境も決してすぐれてるとは言えないと思います。外とのつながりもちょっと遅いのはしょうがないですけど、前も言ったように、光ケーブルは熊野に来ているわけですし、今市内へずっとNTTさん引っ張り回してますよね、工事やってますよね。それを一日でも早く、こういう公共を含めて一般家庭も使えるように。これも、声上げないと、言わないとあいつらしません。国の方針でもうとうの昔に全国全戸の家にファイバーが入っているはずだったんです、総務省の方針ではね。できてないだけです。熊野のなんかおくれてますんで、その辺もよろしくお願いします。

余り詳しい回答はしてもらってもかみ合わないと思いますんで、一応わかる範囲でよろしくお願いします。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 山本哲也君 登壇）

○総務課長（山本哲也君） おはようございます。

中田征治議員のご質問のネット環境整備についてお答えいたします。

まず、中田議員おっしゃいました①から③までが公衆無線LAN環境に関するものと思いますが、これに対しましては、現時点では、誰もが自由に利用可能という意味での公衆無線LANについて、これを推進するための国・県の補助制度に関する情報というのは正式には入っておりません。しかしながら、総務省の2014年度の概算要求の中に、公衆や公開という前提ではなく、防災を目的とする無線LAN普及のための施策が含まれていることは認識しているところでございます。

次に、市内要所要所に整備してはどうかというご質問ですが、本市としましては、設置する目的を明確にした上で、期待する効果と費用を整理する必要があると考えます。市民のための行政サービスなのか、観光面における誘客のためなのか、あるいは防災対策なのかによって、設置する場所は異なってまいります。

ネットワークがつながりやすいということはよいことではありますが、当然コストがかかります。例えば、1施設当たり、機器の購入と設置、通信回線の引き込みを合わせて約10万、月額回線利用料を約4,000円とすると、市内50カ所を整備した場合、初期費として500万円、維持費は毎年240万円の費用がかかることとなります。特に、維持費に関しては国の補助を得られることは難しく、当然その負担が市ということになりますので、公衆無線LAN環境の整備については、その費用対効果や設置の必要性の大きさなど、慎重に考えなければいけないと思っております。

目的別に整理しますと、防災面に関しては、ある地点やエリアにおける公衆無線LAN環境が、その地点やエリアを結ぶ有線のインターネット回線をベースとして用いることを考えますと、大規模な災害が発生したときには、回線の切断により使用できないおそれがあります。災害に強いとされる衛星インターネットと公衆無線LANを組み合わせることも可能ですが、その場合は、1施設当たり所期費用は約50万円、年間の回線利用料も10万円相当になります。また、電源を確保できることも条件となってまいります。近年、さまざまな機器、通信手段が普及しつつありますが、通信網が寸断されるような大規模な災害を想定して対策を講じる場合、最終的には、導入コスト、ランニングコスト等の面からも無線による通信が最も信頼できる情報伝達手段であり、市としてはアマチュア無線や防災ラジオの普及を推進しているところでもあります。

観光面に関しては、数年前には公衆無線LAN環境も誘客としての効果が得られたと

と思いますが、スマートフォン等の普及に伴い、その期待する効果も薄れているのではないかと推測いたします。

スマートフォン等をお持ちにならない市民の方へのサービスに関しましては、図書館や市役所のホールへ、インターネットが利用できる環境を整えております。

このように、公衆無線LAN環境を整備する目的、期待する効果、コスト等を総合的に判断いたしますと、市が積極的に整備することについては慎重な検討が必要であると考えます。

なお、ある飲料メーカーでは他と差別化を図るため、無線LAN機能を搭載した自販機の設置を通信費用等をメーカー負担によって推進しております。外国人を含む観光客が今後もふえていくことを考慮すると、鬼ヶ城センター等の集客の根幹となる施設については、こうした自販機の利用を検討する必要などもあるかと思えます。

続きまして、④の市役所のネット環境についてお答えいたします。

庁内ネットワークにおける外部接続時のレスポンスの悪さに対する議員のご指摘と理解しておりますが、これについては、データ量の増加、経年劣化による処理能力の低下、迷惑メール及びコンピューターウイルス検査の実施、パソコンの増設等によって、サーバーに著しく負担がかかっているのが主な原因であると推測しています。庁内ネットワークは、5ないし6年を周期にネットワークシステムの更新時期が到来し、その都度セキュリティ対策の強化や構成の見直しを行ってまいりました。今年度はその更新時期に当たり、現在インターネット回線の高速化やサーバー機器の入れかえを進めている最中ですので、今年度の事業において改善が図れるよう真摯に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（増田幸美君） 中田議員。

○13番（中田征治君） 今度はこっちが見解の相違と言わなしゃあないようなことを。

スマホなんか普及してきたから、フリースポット、無線LANの開放が時代おくれじゃないかのような趣旨で言われましたけど、無線LANで、ブルートゥースまで含めてですけども、それ、ますます重要になって、あつて当たり前になってきているんですけど、もう熊野市はそれを切り捨てて次へいこうかと。すごい進んでますよね。嫌みです。

だから、さっき若い衆、もう今高専がないんでね、相談先に高専がないんでつらいんですけども、庁舎内にわかる若手、部署関係なしにいます。昔そういうチームつくった

ことがあるんです、導入のときに、大昔。そういうのをつくってでも、本当にどうなんやと。ぜひ勉強をしていただきたいと。決して時代おくれにはなってません、あつて当たり前なんです。それで、タブレットが普及してくればあれというわけじゃないです。やっぱりWi-Fiとかがないことには、せっかく立派なタブレット持ってきても機能しません、あんなもん。でも、今僕ガラケーなんですけど、いわゆる。ガラケー、プラス、タブレットなりノートの人があつてるんです、逆に。というのは、全国どこへ行っても、街角でも喫茶店でも、無線LANが働くんです。働くからそれになったんです。メールと電話だったらガラケーでいいんです。だから、熊野へ来たら、そういう人たち立ち往生するんです。ガラケーで、おいおい、原稿送れんわ、どうしようということになるんです。それだけに、本当に真面目に検討いただきたい、今の世の中に。それは、あと5年、10年たったら知りませんよ、進歩しちゃいますから。でも、少なくとも今は、まちの喫茶店だろうが、ビジネスホテルだろうが、つながって当たり前。きのうか道後議員が言ってましたけど、長野でつながらんで往生したと。私はあそこでつないだんですけど、がたがた遅くてなつともならなんだんですね、ビルの中なんでね。それでも、本当にちょろこいホテルですけど、一応無線LANは動いてました。そういう意味で、全国どこへ行ってもつながって当たり前なんです、今は。それを理解して、ぜひ。この問題は要望にとどめておきます。

それから、自販機、確かにあるんです。災害になりゃ飲み物もただで出るし、いっぱいあります、防犯機能も持ってます。そういうのありますけど、費用対効果がどうのこうのだからそっちにおんぶしよう、ちょっと感覚ずれてるんじゃないかと。整備して、まだ足りないからそれにおんぶするならいいけど、ほかの、嫌みですけども、1億円キャンペーンする金があるんなら、こんなもの安いんです、はっきり言って。だから、返事要りません。だって、返事できることじゃないですから。検討してくださいと言ってるんです、真面目に。またやります。そのうちまたやりますということで、1番目終わります。

その次、2番目の市長の政治姿勢と感覚についてという問題です。

ほとんど、一般質問でちらっとさわったり、私の機関誌で書いたり、そういうことをやってきた問題の繰り返しになりますけども、今回のこの9月議会が市長改選期の最後の議会なんですよね。だから、今聞かないと、市民及び僕なんかも含めて、市長選があつたときの判断材料、ずっと見てきてはおるんですけど、その判断材料にするためには、やっぱり考えを聞いておかんとぐあい悪かろうということで、この問題を出させていた

だいております。

まず1番目に、前提として、行政手腕もあるし、体力もあるし、するんですけども、これだけの市長を持ってきても褒める言葉ばかりではございません。これ当たり前なんです。当たり前ですけど、褒める言葉ばかりではない。結構批判的な言葉が市民の間で多いです。そして、往々にしてあるのが、長期政権になってくると取り巻きがしっかり包んでしまって、それ以外の人近づきにくくなっていく。そして、本人は裸の王様になりつつあるようになってくる率が高いんです。そればかりはそのようなもので、中には嫌み言うのもおらないかんのじゃないかと、嫌みばかり言っていますけども、ぜひ言わせていただきます。

まず1番目に、観光交流に力を注ぐが、よその人と地元の人ならどっちが大事なのかと。これも、ずっと、私今回議員になってからの同じこと言い続けてますけども、答えはわかっています、市民が大事だという答えはわかっていますけど、市民感覚で言うと、決して、じいちゃん、ばあちゃん、私らを大事にしてくれてると思ってないんですね。だって、新聞発表とか見ると、はっきり言うて、地道な地味なところは新聞も書いてくれんからかもしれませんけども、ソフトだ、お祭りだはいっぱい写真も載るけど、じいちゃん、ばあちゃんのこと載らんのです。だから、市民感覚を言うと、僕も感覚でも同じです。結構よその人大事にするんやなと思うんですけども、本当にどうなのかなということをお聞きしたいと思います。

2番目は、これもいつも言うことですけど、市民に人材がないとか、やる気がないとかいうことで、何でも株式会社熊野市に取り込んでいこうとしております。これが、いつも言うように、公金をたらし込んでの民業圧迫になっているんじゃないかということです。これも見解の相違になるのかと思いますけども、これも非常に、中小企業しかありません、ここは。大きなホテル業もないですし、そして、食堂もないです。それでも中小企業のおやじさんたちに言わせると、俺ら殺すんかまで言う人がおります。だって、赤字でも構わんですよね、公社なんてのは。形は赤字になっても補助金を差し引くと2,000万赤字やとか、人件費分丸々市が抱えて、雇用ふやした、雇用ふやした。確かにふえているんですよ、でも、ふえてないんですね。ふえてないんですよ。市民の税金というより国庫交付税で食ってるんで、我々払った税金じゃないかもしれません。よそから持ってきたにしろ税金です。それで準公務員を雇って、雇用ふやした、雇用ふやした言われたんでは、中小企業のおやじさんらたまったもんじゃないんです。その辺

もどういうふうに考えているのかなということをお聞きしたいと思います。

それと3番目は、これ非常に感覚的なものですけども、これも、市民の中でどんどんふえてるのが、えこひいきが激しいという声が出ています。別に法的に問題ある問題、僕言われているのによく言うんですけど、法的には問題ないんちゃう言うて。だから、俺はとかくは言わんけどと言いながら、でも、それ以上の擁護ができないのは、そのうわさが本当にうわさなのか、火のないところに煙が立っているのかよくわからん状況。余りにもこの声が出てすぎたと。私、坪田、西地、河上、3人の市長のもとで議員やっております。でも、それぞれやっぱり言われてました。各市長やっぱり言われます。でも、ここまで激しく市民が言うのも珍しいなということで、見解をお聞きしておきたい。聞いても一緒だと思いますけど、聞きたいと思います。

それから、4番目は、これは市民というより議会と執行部、市長の関係についての問題でありますけども、確たる証拠を出せと言われても書類があるわけじゃないんですけども、以前会期中に、中国ですか、外遊するという計画があって、それを時の議長が聞いてなかったとか。それから、もう一つが、12号台風の関連性があるときに問題になった電源開発からの見舞金500万ですか、それを、よその2つの自治体では一旦受け取りを拒否したと。加害者から黙ってもらうわけにはいかんとまで言ってしたものを、これ熊野市の会計課が受け取ったんじゃないしに、社協ですけども、すんなり受け取ったと。ほんでその受け取ることを時の議長にも知らされてなかったと。そういうことがあったり、それから議案で提出される前に新聞発表、議案関連のものがされかけたりということがあったんですよね。どういうわけか、そういう妙なニュースが議長へ入るより先に私とこへ入ってくるということが起きています。ほんで、議長に知ってたか言うたら議長は知らんと。議長が聞いてあって、全協を開くなりして、我々普通の議員に知らせるかどうかは議長の判断でいいんです。ただ、議長が知らないでこういうことがあるということは、法的には問題ないですけども、市長の態度として、当局の、いかななものかなというのがありまして、極端な話、議会軽視やないかと。

それと、もう一つは一般質問のときですけども、各市長もほとんど理事者席に座っている説明員に説明を任せてきております。でも、要所要所というか、市長の見解と言われたときは市長が答えなきゃしょうがない。市長の頭の中聞いているときは嫌々でも市長が答えてくれました。ただ、今度の市長さんは代行させちゃう率が非常に高いんですね。これも違法性はないと思います。ただ、議会と執行部、市長との関係という間において

余り正常じゃないんじゃないかと。僕の答えてくれないからひがんでるわけじゃないですけど、多少はひがんでるかな、でも、議会と市長の関係でそんなものじゃないと思うんですよ。施政方針だとか市長の考えを聞いているのに、市長公室長とかほかの課長が代行して答えてる、だからつじつまが合わない、とんちんかん。言いたいこと言えないですよ、課長なんかは。僕時々言うように、上官の命令は朕の命令であると一緒に、課長答弁は全部市長の言葉だと受け取りますよと言いますが、それでも受け取れないんですよ。やっぱり、市長の頭の中のことを聞いているときは、答えたくないのなら答えたくないとでも言うべきじゃないですか。そういう意味では、僕は、今の僕にとって3代目、熊野市にとっては4代目の市長の、議会との関係は非常にまずいんじゃないかなという感じしますんで、これぜひ市長にお答えいただきたいと思うんです。これ、課長が答えるのむちゃだと思いますんで。答えないなら答えないで結構です。いかがですか。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 中田征治議員ご質問の2項目め、市長の政治姿勢と感覚につきましてお答えいたします。

まず、第1点目の観光、交流に力を注ぐが、よその人と地元の人とどちらが大切なのかにつきましては、市長は旧熊野市の市長に就任以来、一貫して市民本意を市政運営のもとにし、市民が主役のまちづくりを基本理念として、議員の皆さん、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、市の課題に真摯に向き合い、市政発展に全力を傾注し、市民の皆さんの生活福祉の向上に誠心誠意努めてきたところでございます。また、過疎化、少子高齢化、防災への備えを初め、地方分権への対応や行財政の効率化といった課題に対し、市政発展のための取り組みを着実に進めてまいりました。市民本意の行政では、市民の皆さんの意見を市政に反映させるため、市政懇談会を初め市長への手紙、市民なんでもダイヤル、市民なんでもボックスなどのほか、各種の計画策定時には関係者との意見交換の機会をふやすなど、市民の皆さんからご意見をいただくことに力を入れてまいりました。

観光とスポーツによる集客、交流においては、ソフトボールや野球を初め、ラグビー、テニスなどの合宿やスポーツイベントによる市内での宿泊客が、平成12年度には6,000人程度であったものが平成24年度には3万人を超え、5倍に増加して大きな経済的効果

をもたらしています。観光集客においても、広域で連携して取り組んだ熊野古道や花の窟、鬼ヶ城などが平成16年7月に世界遺産に登録され、集客増が期待できるようになっております。さらには、高速道路開通を見据え、文化交流センターを初め駅前周辺の整備に取り組むとともに、鬼ヶ城センター複合施設を新たに整備し、木本町の古民家を改修するなど、誘客と周遊の拠点整備を進めているところでございます。

また、産業振興については、予算、組織を拡大、維持し、いろいろな新しい取り組みを進めるなど、働く場、雇用の創出を図っており、例えば紀南中核的交流施設につきましては、ことしの5月1日現在で社員、パート合わせて59名の方が雇用されており、そのうち市内の方は31名となっております。また、年間約1万人の方が宿泊されるなど、大きな経済効果も上がっております。

市といたしましては、大きなチャンスを迎えている今こそ、ふるさと熊野のために役に立ちたいとの思いで市長が東京から帰ってまいりました。その初心を忘れることなく、むしろそれ以上に強い思いを持ち、なせば成るという強い決意で、市にとって一番大切な市民の皆さんとともに成し遂げるという思いを大切にしながら、市政発展を必ず実現させたいと思っております。

次に、2点目の株式会社熊野市が民業圧迫になっていると思わないのかということにつきましてお答えします。

市では、働く場の創出のため、株式会社熊野市役所の発想のもと、あらゆる産業、事業の分野において、リスクを恐れずさまざまな事業や取り組みを積極的に推進することはもとより、事業者の皆さんとの連携や、生産者の皆さんへの支援をより一層強化して、市を挙げて産業振興に取り組んでまいりたいと思っております。また、何といたっても、若い人たちに市内に定住していただくための働く場、雇用の場を創出するため、これまで以上に大きく力を入れていく必要があると思っております。

議員のご指摘の民業の圧迫につきましてご説明いたしますが、鬼ヶ城センター複合施設3階の最大300人の収容のレストランにつきましては、従来市内では対応できなかったような大きなレセプションなども想定しております。ただ、民間の事業者と競合するような宴会などが主な業務ではなく、むしろ、旅行エージェント等への営業活動を通して得た昼食需用への期待度の高さや、近隣市町に同規模の施設がほとんどないことから、観光バスで来訪する団体客の昼食が大きなウェイトを占めると考えております。民間事業者の方々に対しましては、多少の影響は否定できないものの、200人を超える

ような大規模な宴会を着席して行うことができる民間会場がないことから、宴会等の規模、人数による民間事業者とのすみ分けができるのではないかと考えております。また、高速道路開通後の観光客をターゲットに、新たな需要を喚起することや、市の製品の販売拡大が見込めるなど、民間事業者への方々へのプラスの効果をできる限り大きくしてまいりたいと考えております。

3点目のえこひいきが激しいという声につきましては、市政の運営に当たっては公平公正を基本として、総合計画の基本理念である市民が主役、地域が主体のまちづくりを進めるため、市民の皆さんからいただくさまざまなご意見を市政に反映し、市民の皆さんのご要望やニーズを踏まえ、市の発展、福祉の向上に必要な施策をより効果的にスピード感を持って実行してまいりたいと考えております。

4点目の議会を軽視するようなことも見受けられるということにつきましては、繰り返しになりますが、市長は旧熊野市の市長に就任以来、一貫して市民本意を市政運営のもとにし、市民が主役のまちづくりを基本理念として、議員の皆さん、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら市の課題に真摯に向き合い、市政発展に全力を傾注し、市民の皆さんの生活福祉の向上に誠心誠意努めてきたところでございます。

また、電源開発から500万円の義援金につきましては、あくまで被災者へのお見舞いであるとお話であり、いわゆる災害義援金として受け取ったものでございます。そのため市の会計には入金せず、他の義援金と合わせて直接被災者の皆さんに配分したところであり、議会には、全員協議会での義援金の配分の説明の中でご説明したところでございます。

また、高齢者福祉につきましてもさまざまな施策を持って取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田幸美君） 追加答弁ありますか。

市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 失礼いたしました。

先ほど壇上よりお答えする中で、追加をさせていただきたいと思っております。

議員がご指摘されております会期中の外遊につきましては、平成23年の12号災害の被災後の9月20日に、中国から当市にお見舞いに来ていただいた中国徐福会の皆様から中国徐福文化象山国際大会にご招待をいただいたため、訪中につきまして議会日程を調整いただくため、議会事務局に相談をさせていただいたところでございます。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長（増田幸美君） 中田議員。

○13番（中田征治君） やっぱり答える気はないんですね。わかりました。また、。この間は3,000部でしたか、市長が答えないという趣旨の機関誌を3,000部配らせていただきましたけど、私も金もないし体力もないし、3,000部ぐらいが限界かなと思いますけども、やっぱり答えなんだと。そういう人だということを選挙の告示までに市民の方に知っていただいおかないと、告示のときにがっ配るわけにはいきませんしね。幾ら政治機関紙といえど、ちょっとぐあい悪いんで、配らざるを得ないんですけどね。

まず、順番にいきます。

市民本意だと言いながら、チラシが入って安いものなる土日は、ワゴン車は観光客用に走ると。はっきり言って、あれ観光客使いにくいです。あのマイクロバスというか、普段ウィークデーはタクシーに使う車が土日は観光客用ですよ、あれ。でも、ばあちゃん、じいちゃん、何人使うかは別として、チラシは土日が多いんです。火曜朝市とオークワは水曜日かな、イオンが火曜日ですけど、安売り。でも、土日のチラシで多いんですね、楽しみにしている人が多いんですね。そのときはばあちゃんら乗るなど、観光客用にバスは市内を走ると。これ小さなことですが、その感覚も観光立市だからしよがないんかもしれせんけども、本当に市民のこと考えたんかよと。土日まで含めて走ってみて、あいとるから、使う人が少ないさかい観光客用に走ろうかいうのなら別として、はなから、チラシの日はおまえらタクシーで行けというような扱いになってるのも、はっきり言うて市の姿勢のあらわれかなと思わざるを得ないんです。直せとは言いません。直せとは言いませんけど、そういうことをやっときながら、市政、市民本意、市民本意と言われると、その感覚の差が今の市民の不満になって、くすぶってるんだと思います。

これは担当課の責任じゃないです。基本的に、指揮官がそう言えばそっち向いて行っちゃいますから。指揮官の性格で、3人の市長を見てますけど、指揮官がかわると職員の方がやっぱり少しずつ変わります。ほかの市長さんを知らなかったらそうでもないんですけどね、市長を知ってますからね。一応長年人間やってますんで。知らないの小林さんだけなんです。だから、そういう意味では、指揮官の姿勢がこうですし、指揮官が議員なんか無視せえやということになりますと、ただ、指揮官が無視する割に、市の職員さんは議員さんに非常に優しいです。不思議なんですけどね。本当は優しくしちゃいかんのだと思いますよ、市長が議員を切って捨ててるんですから。でも、それではま

すます市民の中で不満がたまるだろうと。擁護のしようがなくなります、私たちも。今は違法性はないよというので擁護できます。いろんなこと文句言われても、いや、問題はないよと、証拠もあるわけでもないしうわさでしょうと、違法性はないよという擁護ができるんですけど、それまでできなくなると困りますんで。

だから、その市民本意という言葉、非常にそらぞらしく聞こえる場合があるんです。それで、僕、市長に言ってるんで、市長公室長答えられるわけではないんです、この問題。代弁してるにすぎないんですから。

それから、民業圧迫なんかに関しましても、じゃあ、例えば、150人——個室レンタル100人超えたら入れないかな、どこも——以上のしか私らは受けませんとは言いませんよね。20人でも30人でも受けますよね、宴会。昼飯も受けますよね。それですみ分けができるて。それで、鬼ヶ城はもうかり込んで、市民にその金が回るほど税金もあれになるんだっいたらいいです。公金を補填することが予測されてます。ほとんどの市民そう思ってます。それで、あそこへ放り込んだ金、熊野市の金余り使わんからええじゃないかという人もいますけど、トップのほうに。あれ日本国の金です。日本国民の金を放り込んだんだ。我々がもしあんだけの金を借りたとしたら大変な金利です、幾ら金利が安くても。でも、そんだけの放り込んで、なおかつ何だかんだという、赤字補填とは言いません、役所のほうは。観光公社でもそうです。でも、そういう金を放り込んで、なおかつ民業圧迫する。おかしくないですか。それで雇用確保した。その雇ってる人も我々市民、我々日本国国民が雇ってるんです。働いて食ってるんじゃないんです、はっきり言って。数字的に言うと、駅前もちょうど人件費分ぐらい熊野市から出てますよね、形は変わってますけど。ということは、我々が雇ってるんですよ。その辺、見解の相違で済むんでしょかね。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 答弁者につきましては、これまでも執行部において決定するという慣例でございましたので、ご理解をいただきたいと思えます。

あと、今ご指摘いただきました、この10月から実証運行いたします周遊バスにつきましては、おっしゃっていただきましたように、土日に行き、観光客の皆さんの第2次交通として実証運行するものです。この同じ車両を使いまして、乗り合いタクシーということで、これも10月から平日の運行を行うこととしております。

乗り合いバスにつきましては、市内から約10分程度の範囲ということで、波田須町か

ら金山町までを対象として、予約制で運行を予定しております。

この周遊バスと乗り合いタクシーでございますけれども、周遊バスにつきましては、先ほど申し上げましたように、観光客の皆様の2次交通として中心市街地を回っていただくルートを考えております。このバスには、観光客の皆様のほかに市民の方も乗っていただくことは可能となっておりますので、そういったご利用の方法もお願いをしたいと思います。ただ、この際は、一応観光拠点というものをバス停として考えておりますので、乗り合いタクシーとはバス停の選定が少し違うということはご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、民業の圧迫ということでございますけれども、これまでも何度もご説明をさせていただいておりますけれども、確かに、100人以上とか、また、30人以上の団体客であればお受けするというふうになっております。ただ、あくまでも3階のレストランにつきましては、観光バスでお越しをいただく昼食弁当を主に考えておまして、これが主な収益になるというふうに予測し、それに努めておるところでございます。

鬼ヶ城につきましては、昭和10年に鬼ヶ城が名勝と天然記念物にされて以来、また、吉野熊野市国立公園が昭和11年に指定されて以来、この地方の大きな観光資源として多くの皆様に来ていただいております。また、昭和50年代前半までは100万人を超える観光客の方に来ていただいております。古来より、名勝としていろいろな観光客の方々をもてなす形で、近年では、前の鬼ヶ城センターが営業をしておられました。そういった、大変多くの観光客の皆さんにお越しをいただいていた時期には、木本町を初め市内の民間の事業者さんが、例えば、サンマズしをおさめられるとか、大変お忙しかったという話も聞いたことがございます。このように、新しい鬼ヶ城センターになりましても、いろいろと市民の事業者の皆様が販売をする場所として、また、新たな商品をつくるテストマーケットというような観点からも、そういった使い方もしていただきながら、生産事業者の事業の拡大と、それに伴う雇用の拡大というものをお願いしたいと考えております。

あと、当然税を投入しておるわけなんですけれども、これらにつきましては、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、民間業者では大変取り組むことが難しい大きなプロジェクトでございます。そこで、市役所では株式会社ということで補助金を活用して、また、人材も多くございますので、一度に多方面に人材を投入するというようなことも可能なのは組織が大きいからだと考えております。民間事業で取り組みにくいと

ころについては、市が率先して、リスクを恐れずに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 中田議員。

○13番（中田征治君） 公室長、ご苦労さんです、本当に。

だから、言いにくくなりますよね、公室長が答えてるんで。建前で答えてる。鬼ヶ城視察に行ったときもそうですね。僕もう説明するまで言いましたよね、しまいには堀さんの受け売りを延々と読み上げるんで、やめてくれと、言えば言うほど腹が立つと、みんな。だから僕、公室長気の毒だと思います、はっきり言って。こんな市長の下で働くの嫌だって思わないでしょけれど、僕職員だったらやめちゃいます。でも、今だったらやめれないですね、材木で食えないから。でも、それほど、そこまで代行させられるかよと思って、気の毒だと思いますよ。それでも答えないと。

そして、議会軽視の問題で、確かに理由は全部あると思うんです。でも、それに対して、要するに、公室長に聞くかなしやあないでしょう、市長は別に問題ないという見解なんですか、公室長。はっきり言っていいと思います、任されてるんだもん。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 議会軽視ではないかというご質問につきましては、壇上でもお答えさせていただきました。また、追加で自席からも答弁をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（増田幸美君） 中田議員。

○13番（中田征治君） 熊野市議会でよかったですね。名古屋市議会、大阪市議会とか、そういうところでこういうのが出てきたら大変ですよ。議会焦げますよ、はっきり言って。法的に問題あるとかないかじゃなしに、本当信じられないんです。確かに見舞金だから社協へ放り込んでぶんまけちゃった、問題はないです。ただ、北山村、新宮市は、そこからはすんなり受け取るわけにはいかんと、市民感情からいっても受け取るようにはいかんということで、受け取り留保しましたよね。それが、熊野市も、いや、これわかるんです、御浜町とかだったら。被害受けてないもん。前地君きょう休んでますけど、前地さん、全協で半泣きになりましたよね。見舞金の分配もおかしくないかいうんで。放り込んでしまった500万を熊野川の流域の紀和町に重点配分するでもなし、同じにばらまいっちゃった。これは室長の責任じゃないです、長は別にいますから。でも、その体質

ですよ。ほかのところではすぐに全協開いて、委員長に言って全協開いて、それで、どうするかいうことにやちゃもちや言ったらしいですよ。熊野市だけは平穩無事に済んじゃった。市民本意じゃないですよ、はっきり言って。だから、これも法的には、社協ですから関係ない。すごいなと思います、さすがだと思います、違法性のないことをすることに関しては。霞ヶ関です、さすがに。

だから、こういう現状を何人の方がテレビ見てくれてるか、ネットで後で見られるかは別として、少なくとも、こういう体質の市長だと。能力があるとか、行政能力僕も買ってます、はっきり言って。最初に、まだ公務員だったときに挨拶に来られたときに、うちへ。本当に熊野のために帰って来るんかとまで言いました、僕。そしたら、霞ヶ関で、あなたが赤鉛筆で消し去る予算と、ここの総予算と同じぐらいしかないと、熊野は。それでも帰ってくるか言うたら、河上さんは、帰ってきますと、郷土のために頑張りますと。9月ごろやったかな、秋です。それで、ああ、それならわかりましたというんで、したんですけども。その能力は買いますけども、人間性に関しては買えないところがあると。こんな人じゃなかったなというのが、はっきり言って、今の私の感覚なんです。非常に残念なんですね。これで温かいハートを持っていただいたら、オズの魔法使いのブリキのロボットみたいなんじゃなしに本当にハートのある人間だったら、もっと熊野市は温かくいいものになっていたと思うんです。それが、今回でもう恐らく答えないだろうなと思いました。答えるわけがないと思いましたよ。でも、これが議会軽視じゃないということなんで、そういう人だなということを皆さんに知ってもらいたいなというんで、この問題出したんです。こんにやく問答なのわかってます。でも、今はありがたいことに、ホールだけじゃなしにZTVでも流れてます、壊れてなかったら。それと、ネットでも何回でも見えます。少なくとも、私のブログを見に来る人だけでも毎日400人はいます。その人たちは、ぜひ見てくれと言ったら、その400人は見てくれると思います、ネットで。だから、普通にテレビ見た人がのあれとかで、そこそこの数、やっぱりそういう人だということは市民にわかってもらえるんじゃないかなと思います。

非常に残念なんですよ。最初、担いだというわけではないですけども、じゃやりましたよというんで、保守系議員全部固めて、ここの陣営に行けとは言いませんけど、固めてまでやって来ていただいた市長が、たった1つの欠点がハートがない。ほかに欠点はないと思います。本当、行政能力もあると思います。ただ、ハートのない政治家におさめてもらう国の民はたまったもんじゃないです。とてもじゃないけど、高いところからサ

ンマ焼く煙眺めて、おお、民は潤っておるなというような感覚ないんじゃないかと思えます。もう、答えないんですから言いたい放題言わせてもらいます。これは僕個人の中傷でも何でもないと思えます。許される範囲だと思います。だから、本当情けないなど。

それから、ちょっと話戻りますけど、ZTVの文字放送がとまっていますよね。おとこの晩とまったきりなんですよね、熊野市チャンネル。最初はウィンドウズの警告の札が出てとまっちゃった。それで、しばらく流れてたんだけど、データの最後行ってとまって、それっきり全く動かなくなった。ほんで、ゆうべも、今度は違うあれになって、ただいま停止しておりますと、いわゆる砂嵐で、ずっとやってましたよね。あれ、おかしいですよね。コンピューターから流し込んでるはずなんです、こっちから持っていったデータ。たった1系統しかないのかと、流し込むことは不能なのか。幾ら小さいテレビ局でもおかしいです。この中継も流れているのかどうか、ちょっと後で確認とってください。データ放送と生放送は別かもわかりませんが、24時間たってまだ直ってないと。たかが文字放送ですよ。それに対して、熊野市何か手打ちしましたか。ちょっと戻りますけど。

○議長（増田幸美君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（尾中弘明君） 今議員のご指摘のあったように、きのうテレビをつけたところ、故障ですか、そういうのに一応なっております。その前日の夜からそういう状態になっているということを市民から聞いたわけですが、その後、保守点検業者も名古屋なんです、すぐにその画面をデジカメで撮りまして、すぐにデータで送りました。恐らくきょう保守点検業者がこちらのほうへ来て、修理をしていただくということになっております。議会放送については、一応ZTV等々、すぐにきのう担当のほうで協議をいたしました、別に放送はそのままされるということになっております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 中田議員。

通告以外の質問されますと、残り第3項目が残っていますので。

○13番（中田征治君） 3項目めは申しわけない、割愛させていただきます。

議案のほうに出ますんで、議案質疑のほうで3項目めちょっとさわらせてもらいます。

ということで、そういう1つのとっつもすごく対応が遅いというか、ネット環境ではないですけど、そういうメディアとかに対する感覚が、ちょっともう少しやってもらわ

ないと困るなということ、新聞の使い方、非常に当局は新聞は逆に上手に使ってんのかな、いいとこだけ載せてもらうというような形になってますけども、どっちにしても市長の政治姿勢がそういうのであると。だから、市民の不満は的は外れてないんだと。これが、ほかの議員さんが質問したら答えるのかもしれませんが、私も一応議員なんです。だから、答えたくねえぐらいは言ってもいいんじゃないかなと思うんですけど、市長。何かあれば不信任も出せますけど、何もないから不信任も出せないし。

もうじき選挙だそうです。これでいろいろ考える人も出ると思いますよ。本当、特別市民が税金上がったわけじゃないし、法で認められた範囲での資産割とか目いっぱいっているだけで問題はないんですけどもね。ただ、やってることが、言葉では市民本意、でも、実体はあれだと。ほんで、株式会社熊野市ですか、市役所ですかがやってる事業で潤っているのが、前に全協で説明してもらったように、それで最大に潤っているのがホテル業界であると。ほかは、潤ってるんやなしに首絞められとるという現状なんですよ。だから、潤ってる以上に、首を絞められてるという感覚が市民にはあるんです。これ以上は本当はやってほしくないです。公金をつぎ込んでもね。

それと、もう一つ。

先ほど聞き捨てならんなんなのは、熊野市役所には人材がおるという趣旨のこと言いましたよね。では、市中にはいないのかということなんです。すごいことです。市役所内には、はっきり言って、僕に言わしたら単式帳簿しかわからん市の職員、複式帳簿のわからん市職員。これはしようがないんです、役所の機構上。だから、経理には使えんのです。でも、この人が悪いというんじゃないけど、この中にはおるけど外にはおらんという発言、これは市長の方針ですか。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 今おっしゃっていて、市役所の中においてほかにはいないのかというふうにとっておられるということでございますけれども、決してそういうことはございません。市内にもたくさん有能な方がおられるというふうに考えております。

私が申し上げたかったのは人材でございます。多くの人的資源というのが、やはり、民間企業では、従業員の方も多いたるところもございしますが、大変少ないところもございします。そういったところでは、そういった従業員の人材をいろんな場面に投入することは大変難しいと。しかしながら、市のように人員が多いところでは、同時に多方面にわたって人員を投入することができるというふうに申し上げたつもりでございますので、誤

解があるとすれば、訂正してお詫びを申し上げます。

○議長（増田幸美君） 中田議員。

○13番（中田征治君） これで終わりにしますけども、公室長、言葉は気をつけてくださいよ。そうじゃなくても、今、市中では、公室長のことじゃなくて、市長のやり方に対して、すごく、さっきのえこひいきの問題も含めて、不明瞭さがあるまで言われているんですよ。それに対して、今の発言が本当にみんなのおるところで言ったとしたら、石投げられますよ。それが市長に投げりゃいいですよ、みんな。市長に投げないで、弱いほうの公室長のほうに投げますよ、みんな。だから、本当に気をつけてください。こういう人の下で働くんですから。少なくとも11月まで働かなきゃいけないんですから。ということで、質問を終わります。

○議長（増田幸美君） 午前10時15分まで休憩いたします。

（午前 10時 00分）

○議長（増田幸美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 15分）

○議長（増田幸美君） 一般質問を続行いたします。

16番 清水純一議員。

（16番 清水純一君 登壇）

○16番（清水純一君） それでは、通告に従いまして一般質問を続行いたします。

それでは、まず最初に、三重県ドクターヘリの運用と防災ヘリの運用についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、県ドクターヘリの運用についてお伺いをいたします。

資料によりますと、運用は平成24年2月1日から始まったわけではありますが、それまでは和歌山県、奈良県との共同運航のヘリを活用してきたわけではありますが、利用者は、心臓発作や交通事故など緊急に治療を行う必要がある重症患者とあり、運用における各市町の負担は国・県との補助金で賄われており、市町の負担は必要なしとなっております。実際には人件費を含めた運用費はいかほどのものなのか。また、出動要請がなされる場合には、その判断は消防機関が行うとなっておりますけれども、その詳細な判断基

準はいかななものかお伺いをいたしたいと思います。

次に、防災ヘリの運用についてであります。

運用につきましては、平成5年4月1日から始まっており、県内の消防機関と連携のもと、救急救助や消火活動、災害ときにおける被害状況調査、緊急物資の輸送等に活用することとなっております。各市町の負担は、平成25年度、熊野市が170万円となっております。29市町の負担額は合計6,700万となっておりますが、その算出方法、内容はいかななものかお伺いをいたしたいと思います。また、その出動要請はその区域内の長が行うこととなっておりますが、熊野市における直近3カ年の緊急運航実績はいかななものかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

消防長。

（消防長 片岡信次君 登壇）

○消防長（片岡信次君） 清水議員の質問の三重県ドクターヘリの運用と防災ヘリの運用につきましてお答えいたします。

①項目めの1点目につきましては、三重県が運用するドクターヘリにつきまして、所管が三重県健康福祉部であり、基地病院を三重大附属病院と伊勢赤十字病院を2カ月ごとに交代で運航しております。市町の費用負担はありませんが、実際の人件費、維持管理費につきまして健康福祉部に問い合わせたところ、全体の費用が2億1,176万5,000円、そのうち、搭乗医師と看護師の人件費が1,742万2,000円、操縦士等の拘束料を含めた運航経費が1億8,888万6,000円、その他の費用が545万7,000円となっております。

また、ドクターヘリを要請する判断基準としては、救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、三重県ドクターヘリ運用要領の要請基準に基づき出場要請を行っております。具体的には、転落事故や重大なる交通事故による高エネルギー外傷、体表面15%以上にわたる熱傷、意識障害等の重度疾病を初め、生命の危険が切迫しているかその可能性が疑われるとき、重症患者で搬送時間の短縮を図る必要があるとき、救急現場で救急診断処置に医師を必要とするとき等であります。要請にあっても、救急隊が現場で判断して要請するにとどまらず、119番通報覚知の時点で、要請基準に基づき、指令員がドクターヘリの必要性を判断して要請することができ、より迅速な対応が可能となっております。熊野市は救急搬送に30分以上要する地域があることや、病院の診療科目の不足、医

師不足のため受け入れ困難な場合があり、ドクターヘリの有用性は非常に高く、県内でも利用件数が高くなっており、救命にも大きく貢献しています。

次に、②項目めの防災ヘリの運用についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の費用負担の算出方法について。

熊野市の25年度負担額170万3,000円の算出方法についてですが、全体の負担額が6,700万円のうち、14市で85%の割合で5,695万円を負担します。残り15町で15%の1,005万円を分担し負担します。各市の分担分として、市の分担分として5,695万円をさらに均等割で3割、人口割で7割を算出する計算方法で、その結果、均等割で122万円、人口割で48万3,000円、合計170万3,000円が熊野市の負担となります。

また、熊野市における直近3カ年の実績であります。22年は林野火災1件、水難救助2件、山岳救助2件、転院搬送1件の6件であり、23年は林野火災1件、水難救助1件、山岳救助2件、転院搬送1件、台風災害4件の計9件であります。24年は水難救助2件、山岳救助2件の4件であります。23年の台風12号による災害要請は、三重県防災ヘリだけでなく愛知県、兵庫県の防災ヘリも協力をいただいております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） それでは、先ほどの答弁と重複するところがあるかと思えますけれども、それなりに一応チェック点を質問いたしたいと思えます。

県のヘリが24年の2月1日ということで、まともに考えると、もう和歌山、奈良との共同運航というのは必要ないんじゃないかなと思ったわけなんですけれども、一応和歌山、奈良との協定というものがなされていたということですので、その協定自体は今でも有効なのかどうか。そして、また有効であるならば、その運航経費というものは当然市の負担金というものは出てくるのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 三重県ドクターヘリが運航してないときには、平成15年から三重県、和歌山県、奈良県と協定を結んでおり、合同で和歌山県のドクターヘリを運用しておりました。その関係で、出勤してもらったときの協定の費用といたしまして、三重県が1件につき31万9,000円の負担金を払っています。途中でキャンセルした場合については負担金がなしということになっております。これまでの三重県の実績でいきます

と、22年が9件、23年に14件、24年には3件出動依頼をしております、負担金を払っているということでもあります。

協定につきましては、まだ生きているということで、三重県のドクターヘリが出動中であつたり、気象条件が悪く三重県のドクターヘリがフライトができないときで、和歌山県の防災ヘリが飛ぶときには出動要請できるということになっております。先ほど言いましたように協定はまだ有効でありますので、今後また見直していくというようなこともあるということでもあります。要請につきましては、三重県のドクターヘリを優先して要請しています。

以上です。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） 今後とも、和歌山県のヘリを一応このまま継続していくという形でよろしいんですね。

それと、また、1件につき三十数万円ということだったと思うんですけども、大体年平均して、熊野市だけの分だとどれぐらいの件数だったんですか、年間。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） お答えします。

和歌山県のドクターヘリを活用した件数なんですけれども、22年からちょっと見ますと、22年には7件、23年には16件出ております。それから、24年からは三重県のドクターヘリも運航しておりますので、24年度はドクターヘリを活用したのが30件ありまして、その間、三重県のドクターヘリが25件と、和歌山県のドクターヘリを使ったのが5件となっております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） わかりました。

それでは、乗員についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、ドクヘリ1機につきパイロットが1名、医師が1名、看護師が1名、都合3名ということよろしいのでしょうか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） ドクターヘリの搭乗員なんですけども、操縦士・機長1名、整備士1名、ドクター1名、看護師1名で、計4名で活動します。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） 当然、その医師、看護師というのは担当病院の医師と看護師でよろしいわけですね。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 医師、看護師につきましては、基地病院の医師と看護師であります。ここでいいます三重大附属病院と伊勢日赤病院です。

以上です。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） 先ほど、直近3カ年の運航実績ということで、23年度が19件で、24年度が239件となっておりますが、運航が始まったのが24年の2月1日からとなっておりますので、23年度の19件というのは、結局24年の2月1日から4月ぐらいの件数をここではうたっておるわけですか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） すみません。ドクターヘリの件数につきましては、24年の2月から三重県のドクターヘリの統計がありまして、そこでお話をさせていただきました。23年度につきましては16件ということで、和歌山県のドクターヘリを活用しております。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） わかりました。

運航については、三重大と日赤病院で大体6カ月交代、言うたら三重大が2、3、6、7、10、11。そのあとの月数は日赤病院となっておりますけれども、この場合、病院でのヘリの管理というのは、24時間病院の駐機場にて管理されておるわけですか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） ヘリにつきましては、基地病院にその月に来るときに朝病院に着きまして、そこで待機をしております。終わったら、三重県の航空隊がありますところに行って待機をしております。朝基地病院に来て、2カ月交代で運航しております。先ほども言われましたように、4月、5月、8月、9月、12月、1月は伊勢赤十字病院で、6月、7月、10月、11月、2月、3月が三重大附属病院が基地病院となっております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） そうすると、日の出から日の入りまでは基地病院にて、それから、一旦伊勢湾ヘリポートのほうへ戻るといふ形になるわけですね。一応、伊勢湾ヘリポートでの役目といふか役割といふのは、結局整備のためとか格納のための役割負担といふ形になつとるわけですね。

それで、ちょっと飛びますけれども、通信センター、結局、要は基地病院での通信センターといふのがありますね。この通信センターといふのは、各基地病院に置かれた通信施設のことを通信センターといふわけでありませうか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 担当の月、運行の月に要請をする場合に、要請先がそのセンターになります。そこで通信センターになりまして、そこに出勤要請をホットラインでかける状況であります。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） 一応ドクヘリのことはこの辺で終わりにさせていただきます、今度は防災ヘリについて少しお伺いいたします。

防災航空隊は、グループリーダー1名、この1名といふのは県の職員、そして隊長、9名の隊員、これは県内の消防からの派遣ということになっております。それと、操縦士1名、整備士2名、運行管理士1名、事務員1名、都合5名が民間の中日本航空株式会社から派遣されて、編成されているわけでありませうけれども、この辺の中で、隊長といふのはグループリーダーが隊長になるわけですか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） グループリーダーといふのは防災航空隊の防災対策部から派遣されたリーダーでありまして、県職員のことで、防災航空隊のリーダーということになっております。隊長といふのは、防災航空隊の隊員の隊長であります。隊員につきましては、各消防本部から派遣で9名が派遣されて、3年置きぐらいに交代で派遣をされております。一遍にかえると大変なことになりますので、3人ずつぐらい3年置きに隊員が入れかわるようになっております。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） そうすると、隊長は9名の中から選ばれるということによろしいですね。

それと、この9名、3年交代で各消防本部から派遣されるということがございますけ

れども、この熊野市から、ちなみに9名の中には誰も参加していないですか。参加されておる方おられますか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 熊野の職員につきましては、16年に3年間派遣されておりました。次は28年から3年間派遣の予定となっております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） そして、県の職員、消防団、民間会社からそれぞれ人が派遣されておるわけですが、その辺の人件費はどのような形になっているのかということと、そして、この方たちの身分というのはどういう身分になっとるのでしょうか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 人件費につきましては、各消防本部の負担で賄われております。職員の身分につきましては、一応期間中の隊員の身分ということで、県職員となっております。よろしいでしょうか。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） そうすると、この民間会社の方も県職員ということでよろしいんですか。

（「派遣やと思います」と呼ぶ者あり）

○16番（清水純一君） 派遣。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 中日本航空からの派遣で来ていると思いますので、あと、隊員と一緒に負担金という形で、隊員については負担金で賄っていると思います。あとは派遣の職員ということになると思います。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） この防災ヘリの、ドクターヘリと同じようにして、運航どきの乗員は何名ですか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） すみません。防災ヘリの乗員につきましては、通常機長、整備士以外で4名以上で搭乗しております。山林火災等のときにつきましては6名が搭乗してきますが、現地で一、二名地上で活動をします。また、長期の活動が予想される場合

につきましては、地上隊としてトラックで燃料を輸送してきますので、実際に通常乗っていくのは4名搭乗していきます。

以上です。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） それから、この防災ヘリの緊急どきの運航対応時間というのは、先ほども言いましたけれども、日の出から日没ということになっておるわけですが、大災害発生どき特に必要と認める場合、夜間の被害調査等に対応するということがありますけれども、それ以外の対応というのはほかに何かありますか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 通常、夜間は飛びませんので、遅くなる場合は、調整しながらヘリポートにライトをつけたりしますが、夜間は基本的には飛びません。それ以外といいますと、通常の運航に従って、救急消火活動等の通常の活動で運航しております。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） 例えば、本当に災害によって重症患者、救急どうしても何とかしないかとなったときや、そして、また夜間の山林火災ですか、そういうときなんていうのは、それはもう地元の消防団で対応できるということですか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 基本的には夜間は飛びません。ヘリポートで待機してもらったりしております。日の出一番から消火活動に入ってもらったりします。

消防職員、隊員、団員にしても、夜間は非常に危険な場合がありますので、警戒に当たる程度であります。

以上です。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） この防災ヘリについても当たり前のことですが、定期的な点検整備、そういうものが義務づけられておるわけなんですけれども、点検整備に入った場合、ある程度の期間の運航停止、運航休止というものがなければならないと思うんですけれども、運航休止、停止期間、停止というのか、そういうのは大体どれぐらいの期間なんですか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 防災ヘリが飛べないというときは、出動中とか、点検整備の休

止中のときですけれども、整備の期間が年に2回ぐらいありまして、中には長いときが2カ月間とか、そういう長い点検調整がするときがあります。その休止のときにつきましては、防災航空隊の応援協定ということで、応援の依頼をしております。三重県の場合でしたら、県北部のほうでしたら、休止中のときは名古屋、岐阜県の防災ヘリを要請し、県南部のほうの出動要請のある場合には、和歌山県、奈良県のヘリを要請します。協定によって、応援を要請するということになっております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） ありがとうございます。

ちょっとばらばらになってしまいましたけれども、いずれにしろ、この件に関してはこの程度にとどめまして、次へ移ります。

次は、市道井土仲井田線についてであります。

長い間の懸案事項となっておったこの井土仲井田線、いよいよ具体的な改良工事に着手されるということですが、現在の進捗状況についてお伺いをいたしたいと思えます。また、境界線確認や用地交渉、買収等工程がわかれば、その辺もよろしくお伺いいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

農業振興課長。

（農業振興課長 西垣戸 勝君 登壇）

○農業振興課長（西垣戸 勝君） 清水議員ご質問の2項目め、市道井土仲井田線の進捗状況についてお答えいたします。

本市道の改良工事につきましては、道路幅員が狭小なことや、岡地川が豪雨等の際にたびたび道路が冠水してしまうことなどから、地域住民の改良要望も強く、農村地域の生活環境の向上を目的とした農業集落道の改修と位置づけ、平成21年度から、県営中山間地域総合整備事業熊野南部地区の一路線として採択され、三重県により事業を進めていただいております。本路線の整備計画は、井戸町井土地区から市営住宅馬ノ戸団地を経由し、岡地地区までの区間で岡地川に沿って結ぶ延長622mを、路面がたびたび冠水する低い箇所についてはかさ上げを行い、幅員の狭小箇所については拡幅などを行って、基本全幅員4mで整備する計画としており、同時に、岡地川についても、市営住宅馬ノ

戸団地から下流側に向けて170mの区間を一部河川のつけかえも含めて改良を行う予定としております。

これまでの事業の経過といたしましては、平成21年度より測量業務を開始して、地元関係者や地権者等との協議を図りながら、翌22年度から設計業務及び用地調査業務を進めております。平成24年度には用地境界立ち会いを終え、今年度初めより用地買収と建物補償に着手をしているところです。現在の用地買収の進捗力としましては60%程度あり、今後順調に全ての用地買収等完了することができましたら、地元関係者と相談の上、部分的に工事を発注していく計画であります。

なお、工事の完成予定としましては、平成27年度内での完成を目途としております。

以上でございます。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） 用地買収のほうが大体60%ぐらいの買収率といたしますか、ということなんです。そして、一応27年度以内に完成するということですがけれども、その事業発注については、大体いつごろを予定されておりますか。

○議長（増田幸美君） 農業振興課長。

○農業振興課長（西垣戸 勝君） 先ほど壇上でも言いましたように、現在、用地買収、建物補償等を実施している途中でございます。その路線の状況等によりまして、一部用地買収、建物補償等が完了できたところによっては、一部発注というものも今年度中からできるのかなというふうにお聞きをしているところでございます。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） それで、河川の改良区域、何か今山側のほうを流れとるやつを田んぼのほうの逆のほうへ持ってくるという、そういう話も聞いておりますけれども、どの付近から何mぐらいのあれで持ってくるんでしょうか。それと、持ってきた時点での旧の河川は、道路に組み込まれるということによろしいんでしょうか。

○議長（増田幸美君） 農業振興課長。

○農業振興課長（西垣戸 勝君） 河川の一部つけかえの部分につきましては、市営住宅馬ノ戸団地から約100m前後がつけかえになるというふうにお聞きをしておりますし、そのつけかえた部分につきましては、今まで河川であったところを田んぼ側に河川をつけかえますので、河川であった部分については道路として活用していくというふうになっております。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） 最後に、総事業費はいかほどか、ちょっとお伺いします。

○議長（増田幸美君） 農業振興課長。

○農業振興課長（西垣戸 勝君） 工事費及び建物、用地の補償等全部合わせて、今現在のところ2億1,000万程度というふうにお聞きをしております。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） もう一点。2億1,000万の中で、市の負担金というのはどれぐらいになりますか。

○議長（増田幸美君） 農業振興課長。

○農業振興課長（西垣戸 勝君） 市の負担につきましては、この事業については15%が市の負担となっております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 清水議員。

○16番（清水純一君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（増田幸美君） 午前11時まで休憩いたします。

（午前 10時 53分）

○議長（増田幸美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時 00分）

○議長（増田幸美君） 一般質問を続行いたします。

7番 下田克彦議員。

（7番 下田克彦君 登壇）

○7番（下田克彦君） 議長の発言の許可をいただきましたので、大きく2点質問をさせていただきます。

まず、第1点目に軽度認知障害への対策についてであります。

急速に進む少子高齢化の中において、医療と並んで介護の充実も待ったなしの状況にあります。

厚生労働省の資料によりますと、団塊の世代が75歳以上になる2025年——今から12年

後でありますけれども——には、要介護者や認知症高齢者が現在の1.5倍に増加すると推計をされております。また、医療介護費が83兆円必要との試算も出ております。

厚生労働省の研究班の最新の調査では、65歳以上の7人に1人に当たる462万人、約15%が認知症という診断結果が出ており、85歳以上になるとその数が40%以上になるとのことです。

また、適切なケアが受けられない場合には、5年後には半数が認知症に進んでしまう軽度認知障害の人も400万人いるとされておりますので、さらなる予防の取り組み、また予防をする段階の前倒しが急務であると考えております。

軽度認知障害はアルツハイマー病ととても深いかかわりを持つ病気で、記憶力は低下しているが、ほかの認知機能障害はあらわれておらず、日常生活にも支障を来していないという状態です。

しかしながら、近年の医療や介護の保険財政の抑制、持続可能な社会保障制度のために、軽度なうちに適度な運動や日常習慣の改善などの対策をとることができるならば、認知障害の進行をおくらせ、認知症を予防することも可能ですが、そのためには早期発見が何よりも重要であります。

そこで以下の点について伺います。

軽度の認知障害の疑いがあるか否かを点数で判断し、疑いありと判定されたら、生活習慣の改善、脳トレ等で予防を行う脳の健康チェックテストの実施、取り組みについて伺いたいと思います。

1点目は以上でございます。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

健康・長寿課長。

（健康・長寿課長 清嶺地利夫君 登壇）

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 下田議員ご質問の軽度認知障害への対応についてについてお答えをいたします。

現在、市の高齢化率は約39%で、高齢者数は7,200人余りとなっております。厚生労働省の調査結果によりますと、65歳以上の約15%が認知症であると見込まれており、その割合を熊野市に当てはめると1,100人弱となっております。また、認知症で基本的な生活には支障がありませんが、一部認知機能に低下が見られる軽度認知障害の方は900人余りになると推測されます。

熊野市では、介護認定者を除いた65歳以上を対象に高齢者の生活機能の低下を把握し、介護予防事業につなげるため、認知症に関する3つの質問を含めた25項目によります基本チェックリストを実施しております。

このチェックリストを受けていただいた3,294人の結果によりますと、認知機能の低下の見られると判断された方は424人となっております。今後、さらなる高齢化が進むと思われまますので、認知症対策は重要な課題と思っております。

そういう意味からも、認知症の早期発見による進行予防は高齢者本人にとつても、また家族にとつても後の生活に関する重要な問題であり、市としましても早急に対策を考えなければならない問題であると認識をしております。

現在、認知症予防についての市の取り組みにつきましましては、高齢者健康教室や運動教室などの介護予防教室の案内を送付し、介護予防事業への参加を促しております。

また、身近な人が変化に気づき、認知症の早期発見とスムーズな対応につなげるよう、認知症サポーターの養成に取り組んでおり、現在この地域で1,239名のサポーターを養成しているところであります。

国におきましても、認知症対策としましまして平成25年4月から認知症施策推進5か年計画、通称オレンジプランの取り組みが始まっており、医療面においては認知症の早期判断が可能な医療機関の整備が重要項目として位置づけられており、またかかりつけ医の認知症対策向上研修や介護面では認知症初期集中支援チームの新設などが盛り込まれた対策が進められているところであります。

議員からご質問がありました軽度認知障害の早期発見につながる脳の健康チェックテストの導入についてですが、聞き及ぶところによりますと簡易な質問事項により10分間程度で軽度認知障害の疑いがある人を発見できるテストで、1人当たり3,000円程度の費用で結果が出るとあります。

このテストは、簡単に軽度認知障害かと発見できるものではありませんけれども、反面、将来的に認知症にならない方まで拾い上げてしまう可能性もあります。仮に、軽度認知障害と判定された場合でも、高齢者の方に不安を与えないように十分な説明と事後フォローの体制が必要ですが、この地域における認知症に関する専門外来を実施している医療機関は、現在のところ熊野病院と紀南病院の2カ所のみとなっております。

また、いずれの医療機関も紹介状が必要であり、軽度認知障害と判定された場合もまずは地域の医療機関で相談していただくことが想定されます。そのため、このテストを

実施していく上で、地域の医療機関の協力体制が不可欠であり、このような体制が整った上でないと、かえって高齢者の方に混乱を与えてしまう可能性があると思っております。

まずは、医師会との協力連携を整えていくとともに、全国的には尾張旭市が先駆けてこの4月から実施していることから、今後の実績や、他の市町の実績状況を踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） ありがとうございます。

今、言っていただきました、全国初で尾張旭市が取り組みを始めて、今からだと思うんですけども、正常なのか、ボーダーラインなのか、軽度の認知症の疑いありなのかというこの3段階でやっていくわけなんですけれども、予防関連でさまざま質問させていただきましたけれども、2011年、介護保険の高齢者の給付額が1人当たり25万6,000円、過去最高になってきたというそのような中で、国の社会保障改革国民会議の介護保険改革につきましてもご承知のとおりだと思いますけども、高所得者の負担の引き上げ、特養入所者への補助の見直し、要支援者の対象サービスの市町への移行、これらが議論をされているところだと思います。これらのことから、軽度の認知症患者は介護保険の対象からは外れる可能性が非常に大きいのではないかなというふうに思っております。

今、課長からも話がありましたように、当市としても認知症予防、介護予防の事業をさまざまやっております。健康づくり、わっはっは健康ポイントラリー事業、私どももお手紙をいただきました。ありがたいことです。

また、言っていただきました認知症のサポーター養成事業、オレンジ色の腕輪をした方、多く見られるようになってきました。高齢者の聴覚チェック事業等やっております。この中で聴覚チェック事業を以前質問させていただきました、70歳以上の方ですかね、この辺の取り組み、少し簡単にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（増田幸美君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） お答えします。

昨年、質問をいただきまして、今年度難聴チェックということでペンギンシステムですとかというのを購入いたしました。3基ほどいたしまして、難聴の方を調べるということで5月までその洗い出しを行いまして、9月からまめな会という高齢者の集う会が

あるんですけれども、そこに来ていただきまして難聴チェックを実施を始めたところ
あります。

以上です。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） ありがとうございます。

問題なのは、要はチェック、脳のチェックもそうなんですけれども、そこらいか
医療機関にかかっていたか、その橋渡しをどう上手にやっていくかということだ
と思うんですけれども、課長言われるように、医療機関の体制もきちんとやっていかな
かん、そういった中で、先ほど話しました社会保障制度につきましては、当市におい
てももちろんそうですけれども、現行制度を維持するだけでも年々負担増になってい
くことですので、医療機関の体制づくりの議論の中で、課長、ぜひ健康診断のオプ
ションにさせていただくことはできないだろうか、その辺の議論をしていただきた
いと思いま
すけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（増田幸美君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） MCIという件ですね。先ほども、壇上で申し上
げましたように、まだ全国で1市しか実施していないということで、尾張旭市にも確認
いたしまして、チェックは10分で簡単なんです、その後のフォロー等長々時間と
つて
しまうというようなことで、思ったよりも進まないというようなこともあります
んで、
そこら辺、もう少し改良の余地があればできるのかなと。今のままでいきますと、1
人
10分といいましても、結果として1時間に3名とかという程度しか、三、四名し
か
できないかなというような感想を持っておりますんで、もうしばらく状況を見たい
とい
うふうに考えております。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） はい。体制づくりと、時間もかかると、お金もかかるん
です
けれども、今、市において保健師さんの数が私把握しているの8人だと思うん
です
けれども、そのうち2名が地域包括支援センターに行っておると、残る6名とい
う
ことなんですけれども、もう少し保健師さんふやしていただければなと思いま
す
ので、課長の思いをお聞かせ願いたいのと、これが1点と、きっかけづくりとい
う
ことで、ぜひ健康まつりと題していいのかわかりませんが、そういったイベン
ト
の中で気軽にテスト、診断を受けられるようなシステムをつくっていただい
て、
保健師の指導で医療機関にかか

るといふようなことに、治療にということに結びつけていくようなことにしていただきたいと思っておりますけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（増田幸美君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） まず、保健師の関係ですけれども、どうしても健康・長寿課でも医療の専門家となりますと保健師ということになりますので、こういうふうな専門性のある業務につきましても、保健師に頼らざるを得ないということで、多ければ多いほどよろしいんですけれども、そこら辺は現状の中で何とかやっていきたいなというふうには考えております。

また、健康まつりでのテストを実施ということなんですけれども、今回、先ほど言いました難聴のチェック、これを3基ほど購入をいたしましたので、ここら辺についても、どのように今活用できるかということの当面は実施していきたいなというふうに思っております。

2点ですよね。すみません。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） 恐らくこの事業を仮にやるとすれば保健師さんの数が足りないのではないかなというふうに思います。

認知症の段階、私が言うまでもなく、そこへなってしまうまでには通常の老化というのがありまして、軽度認知障害、初期認知症、中期認知症、重度認知症とこう進んでいくわけなんです。75%の診断が、この段階の初期認知症の時点で行われているということなんですけれども、今回の私の質問は、早期発見、早期治療の今までの段階のもう一つ前の段階で指導をして改善へ向かわせていく取り組みの一つでございます。

過去、何度も保険給付の抑制の取り組みの質問をさせていただきましたけれども、冒頭、医療介護の給付費が83兆円という話をさせていただきましたけれども、国のほうでもこれを2025年には5兆円を削減していくという方針も出されておりますので、先ほどの負担の3,000円等の、ひよっとすれば私も勉強不足ですけれども、この辺の国のほうでまた負担していただけるようなメニューがひよっとしたら今後出てくるのではないかなということもありますので、ぜひ、その辺も含めてこれから検討をしていただきたいと思います。

それと、これ以上介護保険の、ほかもそうですけれども値上がりというのは大変に厳しいものがあります。そうならないように、ぜひ早期の取り組みを再度改めてお願いい

たしまして、この項の質問は終わらせていただきます。

次に、大きな2点目でございますけれども、まずは質問に先立ちまして、選挙管理委員会書記長兼総務課長におかれましては、大変に喪中にもかかわらず質問にご答弁いただくこと、大変に申しわけない限りでございますけれども、お互いに仕事でございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

では、公職選挙法の改正と公平な選挙事務について質問をさせていただきます。

本年、公職選挙法の一部が改正され、7月の参議院議員通常選挙より適用となりました。

改正の主な内容は、インターネットを使った選挙運動の解禁と、成年被後見人の選挙権の回復でありますけれども、法改正の意義を認識するとともに、不正や事務的なミスに細心の注意を払わなければならないことは言うまでもありません。なぜなら、選挙は最も多くの人々が参加をする政治的行為であるからであります。

そこで、法改正における問題点また最近の選挙事務の運営上の問題について、何点か伺いをいたします。

まず1点目、政党や候補者の情報を得やすくすることが目的のネット選挙解禁であります。虚偽の事実の公表や候補者への成り済みが発覚した場合の対応について伺います。

2点目は、成年被後見人の選挙権の回復における本市においての参議院選挙時の有権者の増加人数は何人か伺います。

3点目、知的障害、認知障害などにより、自力で投票用紙に記入できない人向けの代理投票制度では、選挙事務を誰が行うのか伺います。

4点目、病院や施設内での不在者投票のしるしと投票の事務を誰が行うのか伺います。

5点目、選挙事務また投票事務従事者の事前の研修について伺います。

とりあえず、以上でございます。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本哲也君） 下田議員ご質問のうち、2項目になります公職選挙法の改正と公平な選挙事務についてにつきましてお答えいたします。

まず、1点目のインターネットを利用した選挙運動についてのうち、虚偽の事実の公表や候補者への成り済みが発覚した場合の対応についてですが、候補者についての虚

偽事項等の公表、候補者への成り済ましにつきましては、公職選挙法第235条第2項の虚偽事項公表罪、法第235条の5の氏名等の虚偽表示罪、刑法第230条第1項の名誉棄損罪等に該当する場合、そういう場合には刑事罰の対象となります。

したがって、それらが発覚した場合には、選挙管理委員会といたしましては、取り締まり機関である警察当局へ連絡し、相談したいと思っております。

また、ウェブサイトの成り済まし対策としまして、市の選挙の場合は、候補者から届けられたウェブサイトのアドレスを市ホームページへ掲載をいたします。

次に、2点目の成年被後見人の選挙権の回復における本市における参院選時の有権者の増加人数についてであります。27名でございました。

続いて、3点目の代理投票についてですが、今回の公職選挙法の改正によりまして、投票所の事務に従事する者のうちからという条文が加わりまして、投票事務従事者のうちから選挙人の投票を補助すべき者を2人を定め、そのうちの1人に当該選挙人が指示する候補者名等を記載させ、他の1人は立ち合わせるということになっております。

ちなみに、熊野市では従来から、投票事務従事者のうちから代理投票事務を行うという運用をしておりました。

次に、4点目の病院や施設内での不在者投票の事務と投票の事務を誰が行うのかという質問ですが、こういった場合はそれぞれの施設の長が不在者投票管理者となり、事務は施設の職員が行います。投票用紙の請求は都道府県選挙管理委員会の指定する施設から市町村の選挙管理委員会へ行き、施設での投票が終わったら不在者投票管理者は投票用紙を入れた投票用外封筒を市町村の選挙管理委員会に送致または郵送することとなっております。

また、今回の法改正により、施設の不在者投票管理者は市町村の選定した者を投票に立ち合わせる事、その他の方法により不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないということが定められました。

最後に5点目の選挙事務、投票事務従事者の事前の研修ですが、選挙管理委員会の書記の研修につきましては、全国市区選挙管理委員会連合会主催の研修会や、三重県主催の研修会等に参加して、公職選挙法や選挙事務についての研修をしております。

また、投票事務従事者の研修につきましては、投票日の前に投票事務マニュアルを作成し投票事務説明会を開催しております。これによりまして、選挙のあらましから投票日前日の事務、当日の投票事務、投票成績の報告、投票箱の装置事務等について説明し、

選挙に当たっております。

選挙が公明かつ適正に行われ、有権者からの信頼に応え得るような選挙事務を執行することが選挙事務従事者の使命でありますことから、ふだんから難解な公職選挙法と取り組み、一つ一つ法的手続の習熟に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） それでは、1点ずつ再質問をさせていただきます。

まず、そういった候補者への成り済まし等があった場合、それを発覚した者は警察へ届け出るということによろしいですか。

○議長（増田幸美君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本哲也君） はい、そのとおりでございます。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） しかしながら、今までも、当地域では少ないですけれども、例えばポスターが破られたりとか、そういった場合、選管に電話が入ると思うんです。そういった場合に、選管から警察へ通報をしていただけるということだと思えるんですけれども、参議院選挙時にも各県警、全国的に成り済まし等の警戒を強めておったところだと思えるんですけれども、もう一度、例えば警察へ連絡するのも所管の警察に届けるのか、三重県警の特別なそういう対策本部があるのであれば、そこへ連絡するのか、具体的にどこへ連絡したらよろしいですか。

○議長（増田幸美君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本哲也君） 熊野警察署のほうへ届けるということにしております。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） わかりました。当然、候補者並びに政党も自分のプロバイダのほうに連絡をするということになるかというふうに思います。

そういった中で、もう一つ心配をされるのが、今説明いただきましたように罰則禁固刑、罰金というのがあるんですけれども、今まで政治活動とか選挙運動に余りかかわることが——かかわったらいかんですけれども——なかった未成年が、ネット選挙の解禁によって、知らないうちに犯罪を犯してしまうケースというのがあるのでないかなというふうに心配をしております。

ソーシャルネットワークサービスに投稿してしまっただけで巻き込まれると、こういうパターンだと思うんですけれども、2012年の内閣府の調査によりますと、小学生、中学生、高校生が使う携帯電話のうちスマートフォンの割合が2012年、36%になったと、前年が5.7%だったと。スマートフォンでなくてもできるんですけれども、非常にその確率が高いのではないかなということ、我々以上にネットの投稿に慣れ親しんでおる未成年がふいっと投稿をして、それが巻き込まれるというようなこともあるのではないかなと思いますので、そういったケースも想定しまして、教育関係、教育長などとも相談をしていただきまして、恐らくそういったマニュアル等もあるのではないかなというふうに思いますので、児童生徒、子供たちへの周知もそういった部分の教育もしていかなければならないと思いますけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（増田幸美君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本哲也君） おっしゃいましたように、未成年に対するそういった心配というのは、今全国的にも言われておるところでございまして、県選管では、県下の高校、大学に対しまして、そういった未成年者の、こういった場合選挙運動になり違反になるよと、そういった内容のビラを配布したということで聞いております。

また、議員さんおっしゃいましたように、今、中学生、小学生とも、もちろんスマホの活用等がある中で、市としてはそういった小・中学生についてどうなのか、こころに付きましては議員さんおっしゃいましたように教育委員会ともまた相談をしていきたいというふうに思います。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） 参議院選挙時に、県選管から県立高校にはそういう話が行っていったということですね。

それですけれども、当市としましては中学生まで、その文章の中身の問題もあるでしょうけれども、それが中学生に渡してわかる内容なのかどうか。ただ、うちとしては何もしてないと、ぜひ今後そういった取り組みもしていただきたいなというふうに思います。

2点目、成年被後見人の27人の方が選挙権の回復をしていただいたということで、大変ありがたいことだというふうに思います。

3点目の知的障害、認知障害の件の方ですけれども、法改正になりまして、選挙管理委員会の職員ら投票の事務従事者に限定ということですが、この事務従事者とい

うのは、選挙管理委員会事務局の職員ということで認識してよろしいですか。

○議長（増田幸美君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本哲也君） 選挙事務に当たりましては、必要な応援職員については、その事務の前に併任辞令をかけておりまして、そういった職員も含めて選挙管理委員の職員ということで、この代理投票に当たるものもそれら併任任用も受けた職員も含めての、その中からということになります。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） わかりました。

4点目の病院施設での不在投票の件ですけれども、第三者を置かなければならない。

この第三者というのは外部立会人ということですから、この人の立場はどのような方が行かれるのかお聞きします。

○議長（増田幸美君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本哲也君） 立会人の立場、これはあくまでも施設からの依頼された立会人ということになるんですが、今回それが選挙管理委員会に立ち会い、施設から立会人を選定してほしいという依頼があった場合は、私どものほうで考えておるのは、選挙管理委員会の職員が立会人として出向こうというふうに考えております。

また、今回1件依頼がありまして、私が出向いたところでございます。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） これ、書記長、努力義務ですよ。ということは、今後も同じ方針でいかれるのかということをお聞きしたいのと、外部立会人は施設が指名した人ということは、指名された方を選挙管理委員会事務局として、どこの誰がというのは把握はされておるのですか。

○議長（増田幸美君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本哲也君） 今後の対応、市の考えですけれども、努力義務とはいえ、努力していただけるような方向で、事前に不在者投票の施設については、不在者投票の手引というのが、国あるいは県の選挙の場合は県選管から、市の選挙の場合は市の選管からそういった手引を配付することになってはいますが、手引の中にもって、そういった努力義務について十分守っていただけるような内容を盛り込んでいきたいというふうに思っております。

そして、施設が指名した立会人の名前についての私ども周知しておるか、報告義務

等ですけれども、済みません、ただ今ちょっと報告義務等あったかどうかちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後でまた確認してお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） 報告義務があるかどうかということを確認していただくとともに、公平、公正な選挙をやるに当たって、その投票事務にかかわる人は全て私は把握をしておくべきだなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

5点目の投票事務また選挙事務について、その事前の研修を行っているということなんですけれども、当然こういった今のお話の外部の立会人の方にもそういう研修は受けていただかなければならないのではないかと思えますので、そういった点からもよろしくお願いします。

今回、7月の参議院選挙におきましては、非常によかった点としましては、事務的に期日前投票の宣誓書をはがきの中に入れていただいて、これで期日前投票場の混乱が少しはなかったのかなという気持ちはあるんですけれども、全国で7月の参議院選挙、また近年の選挙事務を見ておきましても、たびたび投票所等でミスが起こっております。

事例を挙げますと、投票用紙を1人に2枚配付、また、投票所で候補者名の掲示ミス、また、選挙区と比例区の投票用紙を逆に渡してしまった誤交付、また、期日前投票所での投票用紙の配付ミス、さらには、介護老人保健施設での投票用紙を破棄してしまうミス、こういうのが全国で起こっております。

残念なことは、誤って投票用紙を渡されたにもかかわらず投票は無効になってしまうことです。これは、あつてはならないことだと思いますけれども、当市におきまして、この点について、近年このような事務的なミスがあったのか、なかったのか教えてください。

○議長（増田幸美君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本哲也君） 私は、この4月から書記長になっておるわけなんですけれども、少なくともこの参議院選挙におきましては、投票事務の中でのミスはなかったというふうに思っています。

また、今おっしゃられたような、全国的なあつてはならないミスの防止のために、私どものほうでは、まず投票用紙の色を変えるということ、そして選挙区、そして比例代表と、こういった2つがある場合は、まずは選挙区からという順番を徹底しておくこと、

そして1回ごとに、1回済ましてから次の用紙を配付する、そういったこと等でもって
手続ミス防止ということに心がけてはおるところでございます。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） ミスはなかったというご答弁でございましたけれども、どこまで
をミスとするのかということもありますけれども、具体的な議論に入る前に、例えば2
枚同じ人が渡されたとかそういった場合に1枚は無効になるわけなんですけれども、例
えば投票所に投票用紙というのは何枚あるんですか。

○議長（増田幸美君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本哲也君） それは、各投票所単位でということですか。各
投票所については、その投票所の有権者数に応じまして枚数を事前に定め、その枚数を
配付ということにしております。また、使用枚数と残枚数についてチェックをして、そ
の報告をしていただくということになっております。

それと、先ほど申し上げたミスに話について、二重交付でありますとか、投票用紙等
のそういった配付投票事務手続についてミスはなかったと言ったわけですがけれども、事
前に選挙管理委員会において候補者の掲示につきまして1点ミスがございました。その
点、訂正させていただきます。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） ということは、投票所には、その投票所管内の有権者数プラス
アルファ投票用紙があるということですね。その残数で確認をするということですね。

それともう一つ、候補者名の掲示ミス、これは市の責任があるのかどうかというところ
もあるんですけれども、大きなミスとは言えないかもしれないですけれども、本当に
一言で、特に高齢者の方々とか、わからなく、非常に投票に来るときにも緊張されてと
かいう状況がありますので、今回夏の参議院選挙のとき、熊野市の期日前投票所に行っ
た際に、選挙区の投票をして比例代表の投票用紙を渡されました。そのときに、政党名
を書いてくださいしか言われなかった方がみえるそうです。ご承知のとおり参議院選挙、
選挙区と比例代表と投票しますけれども、仮に、万が一、候補者名を書いて、もしその
方が落選をした場合でも、その方が政党に入っておったら、その政党の票になるという
ことがありますので、その辺しっかり再度研修はしていただいていると思うんですけ
れども確認をしていただいて、丁寧に選挙事務、投票事務をやっていただきたいなとい
うふうに思います。

あと、これはある方の事例なんですけれども、本当に難しく、当市とよその地域を短い期間内に出たり入ったりをしたという方の事例でございますけれども、そういった方が期日前投票をしようとしたところ、他の地域でしようと思ったら、実は熊野市にまだ選挙権があったと、選挙人名簿にまだ記載をされておったというような事例なんですけれども、投票所の入場券の送付についてという書類をいただいたそうです。その中には、期日前投票7月5日から20日までの間投票はできますよと、熊野市役所、紀和総合支所、どちらでも投票できますと、7月21日の当日、熊野市に来られるようでしたら、以前、熊野市でお住いの投票区の投票所で当日はできますよということで、その人、他地域行っとったんですけれども、その後熊野市に帰ってきたけれども、行っとる期間が短かったもんで、まだ参議院選挙のときに熊野市に投票権があったという事例で、この話は事務局また書記長にもお話をさせていただいたと思うんですけれども、こういった場合、問い合わせがあった場合、なければ仕方がない、そこまで全員の分、なかなか把握はできないとは思いますが、実際じゃこの人がどうやったかという、こういう5日から20日まで期日前投票、21日当日、熊野市に来られるようでしたらという案内なんですけれども、現実には7月5日の期日前投票の初日にしか投票できなかったという現実がありまして、それなら何でこの文書が来たんだろうと。ぜひ相談があった場合には、誰にしても、いないでしょうけれども、丁寧な対応をしていただければ無駄な1票が出なくて済むかなと、無駄な1票ではないですね、投票ができなかったんですから、大切な1票を無駄にすることがないようにできるのではないかなというふうに思います。

今後、このとき、その話を選挙管理委員会にしに行きましたら、何人かこういう方が見えますというふうに私言われましたので、そう簡単に言われても非常に困ったんですけれども、ぜひ今後こういうことがないようにしていただきたいと思うんですけれども、この点についていかがですか。

○議長（増田幸美君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本哲也君） どうもすみませんでした。

確かに、まれなケースだとは思いますが、逆にまれなケースであるからこそ、そういった点、十分に状況を把握した上で、説明等には十分注意していきたいというふうには思います。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） 書記長、まれなケースと言われたけれども、余りしつこく言いま

せんけれども、何人かこういうケースがありますというふうに言われましたので、それがまれかどうなのか、10人がまれなのか、1人がまれなのかわかりませんが、しっかりと今後の対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、開票事務についてですけれども、本当に私も市議員させていただいて、国政の選挙の開票立会人、それからずっと行かせていただいておりますけれども、いつも思うんですけれども、疑問票の取り扱いについてですが、物すごい時間かかるんですね。いつも疑問票の取り扱いのところに職員の方をふやしていただければ、もう少しスムーズにいくのではないかなというふうに思うんですけれども、疑問票の取り扱いについてはどのような研修をされておられるのか、ちょっとお聞かせ願ひえんでしょうか。

○議長（増田幸美君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本哲也君） 疑問票担当につきましては、事前に投開票事務の手引等を事前配布して熟知しておくようにということで事前勉強してもらっておるわけですけれども、議員さんおっしゃいましたように人数をふやして対応してはということですが、人数的には職員の絡みもあって難しい面もあるのと、ただ人数というよりは、やはり個々の職員のそういった内容の熟知が大切かなと思ひますので、その辺については今後、十分考えていきたいと、研修についての方法でもって考えていきたいというふうに思ひます。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） ここが早く終われば、本当に若い職員の方も、長い時間帰るわけにはいきませんので、開票が全て終わらない限りは、片づけは別として、もっとスムーズに終わるんじゃないかなと。県内の各市だけですけれども、比例代表の開票の終わった時間を調べてみたんです。同じ11時台に終わるところも志摩市とかありまして、よくよく見るとそれがいいかどうかは別にして、投票が全て午後6時に、うちよりか1時間前倒しで終わったとか、もう少しここをしっかりとやるとスムーズにいけるのではないかなというふうに思ひます。

また、問題なのは、そのために立会人というのもおるわけなんですけれども、ちょっとどっちがどっちか忘れちゃったけれども、先ほど有効票で来たのが、次は疑問票で来たとか、そういった事例もございまして、書記長も参議院選挙の井戸小学校の体育館の開票所で非常に嫌な思ひを何遍も呼ばれてしたのではないかなと思ひますけれども、立会人の責任もありますので、その辺もしっかり研修を、特に参議院選挙の場合は特異な事例

だと思えますけれども、必ず3年に1回はあります。性質上、非常に難しい開票になると思えますけれども、しかしながら有権者数の数等からいってもそんなに多くはないと思えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

最後になりますけれども、選挙前になると選挙管理委員会のホームページを見るんですけども、当市のホームページには情報が非常に少ないです。投票所の一覧ぐらいは載せていただいてもいいんじゃないかなというふうに思えます。投票所一覧は選挙公報と一緒に入ってきますけれども、選挙公報ももう少し早く発送ができないものかなというふうに思えますし、投票所入場券も早くできないかなというふうに思えます。

これ、参議院選挙の場合公示ですけれども、公示にならないければ発送できないというものでもないように思うんですけども、松阪市のホームページには投票所の入場券いつ発送しますというところまで載っていたんです。今おわかりにならないければあれですけども、公示並びに告示にならなくても入場券の発送や選挙公報の発送、当然着くのは告示、公示になってからだと思うんですけども、事前に発送というのが、この2つができるのかどうかというのは、書記長わかりますか。

○議長（増田幸美君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本哲也君） まず、公示されないと被選挙人が決まらないわけですから、選挙公報というのは、事前は無理なんじゃないかなと思うんですが、入場券につきましては、一度調べさせていただきたいと思えます。

○議長（増田幸美君） 下田議員。

○7番（下田克彦君） 特に、近年、期日前投票者の数は本当に多くなっておりまして、国政選挙のように投票まで長い場合、公示からですね、いいんですけども、これ遅いと非常に困る場合があります。選挙公報については、当然、公示日締め切ったからの発送になるかと思うんですけども。

今回こういう質問をさせていただきましたのは、近年見ておまして、少しこういった不備が、少しの不備でありますけれども、その数が多く見られてきたんじゃないかなというふうに思いましたので、確認の意味を込めて質問をさせていただきました。

選挙というのは、私が言うまでもありませんけれども、国民が政治に参加して主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要なかつ基本的な機会であるというふうなことでございます。

どうか、今後とも熊野市選挙管理委員会事務局として、大事な、貴重な1票を無駄に

することがないよう、さらに心がけをしていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（増田幸美君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時 52分）

○議長（増田幸美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○議長（増田幸美君） 一般質問の前に執行部から発言の申し出があります。これを許可いたします。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本哲也君） 先ほどの下田議員のご質問際、2点ほどちょっと保留とさせていただいた件がございますので、それに関しましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目、不在者投票施設での立会人の私どもの把握でございますけれども、これは報告義務はございませんが、不在者投票の外封筒に立会人は全て署名をすることになっておりますので、それでもって把握はできるということになっております。

もう一点、入場券の告示前の発送に関してでございますが、これは可能でございます。私どもは、選挙人名簿が最終的な名簿ができるのが告示の前の日ということですので、入場券事前発送、可能なんです。最終的な情報、死亡者は抜き、あるいは転居先の手当てもしということの前日、選挙人名簿の確定を待って発送ということで、今回の参議院選挙につきましては、告示当日に郵送をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（増田幸美君） それでは、一般質問を続行いたします。

8番 岩本育久議員。

（8番 岩本育久君 登壇）

○8番（岩本育久君） 議長のお許しをいただきましたので、私のほうから発言をさせていただきます。

発言事項ですが、大きく1点のみです。

熊野尾鷲道路開通に当たってお伺いいたします。

今月29日には、待ちに待った待望の高速道路、熊野尾鷲道路がいよいよ開通する運びになりました。

市民はもちろん、市外を含む多くの人たちも、いつ開通されるかと待ち望んでいただけに、建設促進運動にかかわってこられました関係者にとりましても、その喜びはひとしおかと思うところであります。

この熊野尾鷲道路の開通は、本市にとってはまさに今後の将来の飛躍につながる一つの大きなカギを握っていると言っても過言ではありません。

その一つとして、既にキックオフされている高速道路開通！熊野！1億円キャンペーン！を実施していく中で、集客、交流の大幅な増大とあらゆる市製品の販売拡大を目指し、市の活力再生の正念場として位置づけていくためにも、その成果を期待する観点からお伺いいたします。

まず1点目、熊野尾鷲道路の建設から完成に至る経緯及び開通される道路概要と本市を起点とした近隣都市への走行時間をどのように把握されているのかお尋ねいたします。

2点目に、熊野尾鷲道路開通による本市全体に及ぼすメリット、デメリットについてどのように考えられているのかお伺いいたします。

3点目に、短期・長期的な観点から、経済効果をどのように試算されているのかお尋ねいたします。

4点目に、開通後の熊野尾鷲道路における車両火災や救急患者等の搬送についての対応についてお伺いいたします。

5点目に、防災における避難場所として利用することもできるのかお伺いいたします。

6点目に、来年、熊野大花火大会が日曜日となります。この熊野尾鷲道路が熊野大花火大会に向けての道路の使用状況について方向性があればお伺いいたします。

以上、とりあえず壇上からの質問といたします。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長。

（建設課長 下岡昌年君 登壇）

○建設課長（下岡昌年君） 岩本議員ご質問の熊野尾鷲道路開通に当たっての①と⑤につきましてお答えいたします。

まず1点目の熊野尾鷲道路の建設から完成に至るまでの経緯ですが、平成8年度に事業化され、平成11年度に都市計画決定し、平成14年度に工事着手されました。平成19年度に新八鬼山が貫通し、平成20年4月に尾鷲南インターチェンジから三木里インターチェンジの5kmが開通いたしました。また、平成22年度に逢神曾根トンネルが貫通し、平成23年度に亥ヶ谷山トンネル、大吹トンネルが貫通いたしました。そして本年9月29日に三木里インターチェンジから熊野大泊インターチェンジの未開通区間13.6kmが開通いたします。熊野大泊インターチェンジと尾鷲南インターチェンジを結ぶ全体延長18.6km、暫定2車線の自動車専用道路でございます。熊野尾鷲道路のインターチェンジの数は5カ所あり、熊野市には熊野新鹿インターチェンジと熊野大泊インターチェンジの2カ所となります。熊野市内のトンネルは、大吹トンネル3,310m、新鹿トンネル730m、逢神曾根トンネル2,360mの3カ所のトンネルがあり、尾鷲南インターチェンジから熊野大泊インターチェンジまでのトンネルの数は5カ所、トンネルの全体延長が13.6kmとなり、全体の7割がトンネルとなっております。

次に、近隣都市への走行時間について説明いたします。

熊野大泊インターチェンジから尾鷲南インターチェンジまでを国道42号線で走行した場合の距離が約26km、所要時間が36分であったものが、高速道路が完成することにより18.6km、約16分となり、約20分の時間短縮となります。

熊野尾鷲道路、紀勢自動車道路が開通すると、熊野市役所から名古屋市役所までは距離で約220km、所要時間は約3時間30分であったものが、約200km、約2時間50分となり、また熊野市役所から津市役所までは、距離で約140km、所要時間は2時間20分であったものが、約120km、1時間40分となります。また、熊野市役所から松阪市役所までは約113kmで所要時間2時間15分であったものが、約93km、1時間35分となり、また熊野市役所から伊勢市役所まで約115kmで所要時間が2時間10分であったのが、約95km、1時間30分となり、高速道路の開通によりいずれも距離で20km、所要時間で40分の短縮となります。

次に、5点目の防災における避難場所としても利用することができるかについてお答えいたします。

東日本大震災では、津波を考慮して高台に計画された高速道路が、住民避難や復旧のための緊急輸送路として機能いたしました。近い将来に発生が危惧されております南海トラフ巨大地震の発生時には、津波により沿岸地域の多くが浸水すると予測されており

ます。紀勢国道事務所では、津波発生時の緊急避難や、被災後の効率的な支援活動や、交通の円滑な誘導を図るため、熊野尾鷲道路において高速道路の管理用施設を緊急避難階段、緊急連絡路等として活用するため、市と協議を行い、熊野市内では新鹿インターチェンジ付近に緊急避難階段と緊急避難所を、新鹿トンネル尾鷲側坑口付近には緊急避難階段、大泊大吹トンネル熊野側坑口付近には緊急避難路と緊急避難所の3カ所の整備を進めていただいております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 岩本議員ご質問の熊野尾鷲道路の開通に当たってのうち②、③についてお答えいたします。

まず、2点目の②熊野尾鷲道路開通による本市全体に及ぼすメリットとデメリットについてどのように考えられているのかにつきましてお答えいたします。

熊野市と地域住民にとって長年の悲願でありました熊野尾鷲道路の未開通区間、熊野大泊インターチェンジから三木里インターチェンジ間がいよいよ9月29日に開通いたします。また、本年度中には、紀伊長島インターチェンジから海山インターチェンジがつながる予定であり、これにより一部整備中の区間を除き、熊野市から名古屋圏まで高速道路で結ばれることとなります。

当地域にとって大変重要な命の道、高速道路の開通によるメリットにつきましてご説明いたしますと、本市へのアクセスが飛躍的に向上し、新たな地域づくり、産業・経済・文化の発展等、地域の活性化に大きなチャンスが到来することです。また、地域の幹線道路である国道42号につきましては、雨量による通行どめが過去4年間で20回近くあるなど、大変な不便をおかけしておりましたが、救急医療搬送の際の移動時間の短縮や、傷病者への負担軽減のほか、南海トラフ大地震等の災害に対する備えなどの安全安心面においても大きな効果が期待されることです。さらに観光面においては、移動時間3時間圏をあらわす当地域の日帰り商圏内人口は、これまで95万人と言われておりますが、本年度の高速開通後は680万人と7倍以上になります。名古屋市や滋賀県大津市も日帰り圏内となります。距離と時間が近くなることで新たな観光客数が大幅に増え、スポーツ合宿や世界遺産の熊野古道、グリーンツーリズム、釣り、アウトドアなどの目的で本市を訪れていた方の訪問回数が増えるほか、新たな固定客の増加も期待さ

れています。

そのため、市といたしましては、高速開通！熊野！1億円キャンペーン！と題してさまざまな取り組みを行っております。今後も中部圏や関西圏などにおいてもテレビやFMラジオでのCM放送を含め、情報発信を積極的に進めてまいります。また、多くのマスコミやメディアに観光スポットとして取り上げられ、紹介されることも期待いたしております。

また、産業振興の面では、移動時間の短縮により新鮮な魚介類やみかん等の農産物などの特産品の物流が効率化し、コストも下がることで、販路拡大や販売方法の可能性も広がるなど、地域産品の魅力も高まることが期待されます。

次に、デメリットについてご説明いたします。

高速道路の開通によって地域住民の消費が都市圏に流れたり、事業所の撤退といったストロー現象が懸念されます。また、観光面では、宿泊観光が日帰りになることや、高速道路に交通量がシフトすることにより、休憩箇所が変わり、これまでの人気スポットが通過地点になる可能性も懸念されます。

以上、メリットとデメリットについて説明いたしました。メリットのうち観光客等の集客増については可能性でしかなく、地域の事業者や行政がこの可能性を生かせる取り組みを全力で進めなければ実現できないものと考えております。

次に、3点目の経済波及効果につきまして説明いたします。

経済波及効果を推計する資料であります三重県観光レクリエーション入込客数推計書、観光客実態調査報告書によりますと、平成24年の東紀州地域における宿泊者1人当たりの消費額は、宿泊費と飲食費、買い物費を合わせて1万6,282円、日帰りの方の1人当たりの消費額は、飲食費と買い物費を合わせて4,370円となっております。また、熊野市内で宿泊されております方は、推計で年間約17万人、観光客で年間108万人となっております。

仮に高速開通後の10月から3月までの半年間でそれぞれ各10%ふえた場合を計算しますと、宿泊者で8,000人、日帰りの方で5万4,000人ふえることとなります。これを観光消費額に単純に掛けますと、宿泊で約1億3,000万円、日帰りで2億3,000万円、合わせて3億6,000万円の直接効果と推計されます。

経済波及効果には直接効果のほか波及効果もございまして、三重県が作成しております産業関連レポートによりますと、合わせて直接効果の約1.43倍の乗数となりますので、

この数値を掛けますと5億1,000万円の経済波及効果と推計されます。なお、先ほど御説明いたしました当地域の日帰り商圏人口につきましては、今年度末には約7倍になります。このことから、今後は日帰りの方、宿泊していただける方の数についても大幅にふえることを期待しており、経済波及効果についても大幅なアップを期待しています。

また、高速道路開通による効果を最大限に活用するためには、これまで活力再生の正念場と位置づけて取り組んできました産業振興や魅力あるまちづくり、通過型観光から宿泊につながる滞在宿泊型観光を目指した集客体制の整備などのさまざまな施策を本格的に実行していくとともに、市民の皆さんと行政が一致団結し、心のこもったおもてなしを継続的に行うことによって、長期的に経済効果を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（増田幸美君） 消防長。

（消防長 片岡信次君 登壇）

○消防長（片岡信次君） 岩本議員ご質問の熊野尾鷲道路開通に当たっての④開通後の車両火災や救急患者の搬送などの対応は万全なのかについてお答えいたします。

熊野尾鷲道路開通に伴い、利便性の向上が見込める半面、一たび交通事故が発生すれば、一般国道以上に車両火災などの重大な被害が懸念される場所でもあります。熊野尾鷲道路につきましては、大泊から尾鷲南インターまで約18.6kmであり、この間トンネルが5本でその延長が13.5kmと全体の70%以上を占めています。熊野市管内でのトンネルは3本であり、南から全長3,309mの大吹トンネル、734mの新鹿トンネル、2,360mの逢神曾根トンネルであります。このうち大吹トンネルにつきましては、避難通路としての側道トンネルがあります。

トンネル内の車両火災対策として、トンネル内に消火設備、排煙設備、非常電話等が設置されており、消火設備については50mおきに屋内消火栓設備が設置され、また200mおきの消火栓には消防隊が使用できる送水口を配備しております。

このような中で、消防といたしまして、今年度において熊野尾鷲道路にも対応できるように水槽付消防ポンプ自動車の更新整備を進めているところでございます。この消防車両は、1,500リットルの水を積載できる水槽を装備し、水利が限られている道路上での車両火災に大きな威力を発揮する車両でございます。さらに車両のポンプ部分に市で初めてC A F S装置を装備いたしました。このC A F S装置は、水と泡薬剤を混合する際、

コンプレッサーで空気を注入し、攪拌して泡放水をするものです。非常に消化効率が高く、再燃防止効果が高いものです。この車両を配備することにより、自動車道路での火災はもとより、消防力の大幅な向上が図られるものと確信しているところであります。

トンネル内で事故が発生した場合、大規模な事故になる可能性が高く、熊野市消防本部単独での対応が難しいケースも想定されますので、近隣の消防機関との連携と相互の応援体制の確立が重要でございます。そこで、トンネル内での大規模な事故を想定した合同訓練を開通を前にした平成25年9月18日水曜日に行う予定となっております。この訓練は、熊野市消防本部、三重紀北消防組合消防本部、紀勢地区広域消防組合消防本部、熊野警察署、尾鷲警察署、国土交通省と合同によるもので、大吹トンネル、大泊坑口から90m地点において大型バスと大型トラックが正面衝突し、上下車線を閉鎖した想定で実施します。熊野市消防本部だけではなく近隣の消防本部の応援を得て、トンネルの両側から迅速にアクセスし、救急救助、車両火災の消火訓練を実施するものであります。

救急患者の搬送につきましても、一般国道を走行する場合に比べ、安定した走行と大幅な搬送時間短縮が見込まれ、傷病者に与える苦痛の軽減、救命率の向上が図られるものと大いに期待しているところであります。

消防といたしましては、今後とも近隣消防本部、医療機関との連携の強化を図りながら、火災を初めとする災害救急救助に万全の対応を期するものでございます。

以上です。

○議長（増田幸美君） 観光スポーツ交流課長。

（観光スポーツ交流課長 濱口幸治君 登壇）

○観光スポーツ交流課長（濱口幸治君） 岩本議員のご質問の1項目め、熊野尾鷲道路開通に当たっての（1）の⑥のご質問につきましてお答えいたします。

熊野市最大のイベントとも言えます熊野大花火大会につきましては、多くの関係者のご尽力と市内外からご協賛いただいております皆様方のご支援により、毎年盛大に開催させていただき、今では全国でも有数の花火大会となっております。

ことしは土曜日の開催ということもあり、過去最高の20万の人出となり、花火大会で臨時駐車場が全て満車となる事態となりましたが、大きな事故もなく、無事終了することができました。これも花火大会実行委員会や関係機関の皆様のご協力によるものと思っております。

さて、来年は日曜日の開催であり、また高速道路が全通して初めての花火大会となり

ます。熊野尾鷲道路につきましては、開通後は、交通容量が増加し、渋滞緩和が期待されるものの、花火大会時において国道42号のトンネルでは、排気ガス対策としてトンネル内で渋滞しないように交通規制を行っているところですが、その7割をトンネル区間が占めております熊野尾鷲道路で同様の措置がとられた場合は、渋滞解消は望めない状況でございます。こうした中、開通後の熊野尾鷲道路を有効活用することで、熊野大花火における交通の円滑化を図るため、平成25年2月28日に熊野市、尾鷲市、国土交通省、紀勢国道事務所、熊野警察署、尾鷲警察署など18の関係機関で組織する熊野大花火交通円滑化協議会を設立し、現在その活用方法について協議を行っているところでございます。協議会設立時には、熊野尾鷲道路を活用した渋滞緩和施策例として、パークアンドバスライドについて説明がありました。これは、花火大会当日に尾鷲市方面に駐車場を設け、そこから熊野までシャトルバスを運行しようとするもので、熊野尾鷲道路をシャトルバス及び観光バスの専用道路、一般車両は42号を利用させていただくというものであります。

このパークアンドバスライドにより期待される効果としては、尾鷲市方面からの交通が分散されることによる渋滞の緩和がされること。ことし渋滞により花火大会開始までに到着しないバスが14台ありましたが、パークアンドバスライドにより定時に到着することが確保できること。渋滞緩和によるCO₂の削減がされること。尾鷲市方面にも駐車場を設けることで駐車場不足の解消及び来場者数の増加が見込めるなどのメリットが紹介されました。

しかしながら、こうしたメリットの一方で花火大会終了後、一斉に帰宅する何万人もの観客のバス乗り場やバス台数の確保、尾鷲市方面での駐車場の確保、またパークアンドバスライド実施に係る費用などの課題もあります。

今回、協議会においてパークアンドバスライドやその他の熊野尾鷲道路の活用を検討する資料として、ことしの花火大会において実証実験や調査を幾つか実施いたしました。実証実験としては、ことしの花火大会において、観光協会ホームページ上でわかりやすい駐車場案内地図の作成や駐車場の満車・空車の情報案内、過年度の渋滞や現状の渋滞情報の公表などを実施いたしました。また、調査としては、市内の交通量の調査やアンケートの実施、尾鷲市内の駐車場の利用台数や空き台数調査など実施いたしました。それらの結果につきましては、次回の円滑化協議会で報告がなされるものと思います。

こうした実験、調査等を踏まえ、来年度の花火大会における熊野尾鷲道路の活用につ

いて関係機関の皆様とともに引き続き協議会で検討してまいりたいと考えております。

また、熊野尾鷲道路の有効活用以外の対策といたしまして、先ほども申し上げましたとおり、ことしの花火大会では、駐車場が全て満車になったことから、市内における駐車場の確保に重点を置き、花火大会実行委員会において取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田幸美君） 岩本議員。

○8番（岩本育久君） ありがとうございます。詳細のご答弁、誠にありがとうございます。

本来、質問に当たりましては、これまで実施してきたこと、あるいは計画、実施それから結果、反省というそういう繰り返しのことを踏まえて質問をすることが多いんですが、今回は7月の下旬、8月1日ですか正式には、国土交通省のほうから発表されたので、唐突と言ってもおかしくないと思います。

そこで、市長にちょっとご見解を伺いたいんですが、市長はたびたび諸会合などにおきましても予測はできなかつたのかわかりませんが、絶えず平成25年度中にという表現で述べられてきておりました。この9月29日に開通されたということは、全く予想はないというんか予想外だったのか、あるいはこの開通することによってどのような思いがあるんか、抱負があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（増田幸美君） 市長。

○市長（河上敢二君） いつ開通するかについて事前に情報があつたのかどうかというような趣旨のご質問でございますが、基本的に具体的な日にちについては国土交通省からは私も情報は得ておりません。ただ、できるだけ早く開通させたいというようなことは以前から強い意志でおっしゃられてたんで、場合によっては私はその式年遷宮の前に開通する可能性もあるんじゃないかというようなことは頭の中で思っていましたけれども、繰り返しになりますが、具体的な日にちについては聞いておりません。

高速道路開通についてどう思うかということなんですが、平成10年に私が市長になって以来、やはり地域の悲願である高速道路の開通が、この地域の発展をもたらす大きなチャンスになるんだろうというそういう強い思いを持って、この道路の促進については先頭を切って、この地域の首長の中では先頭を切ってやらせていただいたつもりでございます。

いろいろと長くやってきておりますので、その経緯も承知をしているところでございますが、いろんなことを思うにつれて多くの方々の努力の結果、開通に至ったということでございます。今後、詳細に語るができる機会があれば、一度そういうことについても発言をさせていただきたいと思っておりますが、今の時点で一番大切なことは、やはり何度も申し上げておりますように、この高速道路を活用して、熊野市がやはり元気になること、活性化を果たすこと、このことに尽きるのではないかというふうに思っているところでございます。そのためには、先ほど市長公室長が壇上から申しあげましたように、行政は当然ですけれども、やはり民間の事業者の方々がこの高速道路の開通の機会をいかに生かすかということにもかかわってくるわけでございます。市としては、そういう事業者の方々ともども、そして市民の皆さんのご協力もいただきながらしっかりと熊野市の活性化を実現していきたいというふうに思っております。

○議長（増田幸美君） 岩本議員。

○8番（岩本育久君） ありがとうございます。

市長も先頭に立って長年の行政の立場から運動に当たってこられたことは承知のとおりであります。先ほど言いましたように、市長公室長も述べられました。やっぱりこれからこの熊野尾鷲道路、どう利用、生かしていくかということが、行政ももちろんながら、民間の協力というんか、そういう考え方も必要かと思えます。

特にこの熊野尾鷲道路の開通に熱心に取り組んでこられました多くの会員でつくられております東紀州に高速道路をつくる会ですか、そういう組織が10年間及びにわたって熱心に運動してきたと。ただ、そのつくってほしいというほんとの存在感ということ念頭にはっぴもつくったと聞いております。装いは派手であっても活動は地道にやってきたと。10万人ほどの署名も集めた運動もしてきた。その過程が結果的にこの9月29日の開通に結びついた。本当に感謝という喜びの2文字に尽きるということ聞いております。

ただ、その反面、人口のストロー現象ということがある反面、心配されておりますけれども、やはり東紀州はこれまでいろんな雨量の関係で国道42号がとまったり、いろんなことの障害がありました。先ほど、何年かのうちに20回もということが答えられておりましたけれども、そういうことがこれで解消されるんかないことを思っております。

そういうことがそのつくる会の気持ちとして、やはり地元の熱意が人を動かしたと。人が人を動かしたという要望活動が、地元の団結につながり、心を一つにして頑張っ

きたという喜びであろうかと思えます。

そういう観点からちょっとお伺いいたしますが、観光スポーツ交流課長にお伺いいたします。

先ほど詳細に花火大会の結果を踏まえて述べられていただきました。公室長も述べられたように、今後、熊野市に熊野尾鷲道路を活用した観光客を呼び込むための本当にどういう点が必要なのか。あるいはもう一度熊野に行きたい、そういうリピートの方を多く呼び込むためには、どういうことが必要なのか、その2点についてお考えがあればお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（増田幸美君） 観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（濱口幸治君） まず、1点目の観光客を呼び込むためには何が必要なのかということだと思えますけれども、高速道路開通により熊野市が近くなったということなどをさまざまな媒体を使って、媒体を活用してPRするとともに、当市の豊富な観光資源と体験メニュー、またさまざまなイベントなどの組み合わせた着地型観光商品、そういったものをつくり、誘客を図ることが必要なかというふうに考えております。

もう一点、リピートとなるもう一度熊野に来ていただきたいなということにつきましては、先ほど申しておりましたように、市民を挙げて観光客を受け入れるためのさらなるおもてなしが必要と考えております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 岩本議員。

○8番（岩本育久君） まことにそのとおりだと思います。

今の観光は、見る観光から体験するそういう観光に要素が変わってきとると思えます。今、課長述べられたように、体験観光を組み合わせた、やはりそこで滞在できることがこれから観光客を呼び込むための大きな要素ではないかと思えます。特に来年は、熊野古道世界遺産登録後10周年の大きなチャンスであります。ただ古道を歩くのではなく、やはり紀南ツアーデザインセンターにも立ち寄り、そこでその地元のボランティアの方を置いて、それから中の職員の意見も、話を伺うような、少しでもそこで滞在してもらう、そして後には熊野市駅前を通過して、花の窟のほうに行き、また花の窟の有史を聞き、それから千枚田とかいろんな古道を歩いていただく方向を体験できるような形で観光の面を考えていただきたいと思います。

水産商工課長に少しお尋ねいたします。

短期・長期的な経済はなかなか読みづらい面が当然あります。現実、経済効果をいかに把握するか、知り得るかということは、やはり行政サイドでもできる範囲があります。じゃないやはり一番即刻的に状況をつかんでおるのが熊野商工会議所が大きな存在だと思います。これまでもいろいろ連携は図ってきたと思いますけれども、今後、この熊野尾鷲道路が開通された後に、やはり経済効果的なものは行政だけじゃなくて、やはり商議所との連携を密にした、時期はずれてもやはりそういう経済的な数値を求めていくべきだと思いますけれども、経済指標となるものの情報収集などあわせてもしご見解があればお伺いいたします。

○議長（増田幸美君） 水産商工振興課長。

○水産・商工振興課長（久保 智君） 岩本議員のただいまのお尋ねですが、商工会議所と市とのかかわりについてでございますが、平素より特産品の販路拡大、また中心市街地の活性化、商店街の活性化のほうについて、商工業分野を初め、雇用等の分野で共同事業に既に取り組んでいるところです。

なお、今年度、熊野商工会議所が取り組む主要事業の一つとしまして、高速道路開通を生かした地域活性化を掲げまして、市と連携した高速道路開通記念事業の推進と高速道路開通を生かした集客、物産、販売、飲食、宿泊振興等の推進を行うこととされております。こうしたことから今年度実施しております高速！開通！熊野1億円キャンペーン！に関しましても、グルメウイーク事業を初めとする複数の事業への参画を図っていただいております。結果、市内事業者との調整役も担っていただいております。今後とも高速道路開通のメリットを最大限生かせるように、熊野商工会議所連携を密にしまして、地域経済の活性化についての取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それから、もう一つは経済指標というものということでございますが、現在、いろいろな指標等になるような数値というのが、商業統計等については長いスパンでの統計しかございません。その中で、ただいまの三重県商工会議所連合会が半年ごとに発表しております三重の景況というものがございます。それにおきまして市内企業の景況調査や、また労働局が毎月発表しております管内の有効求人倍率の数値等におきまして、市内の経済雇用に対する情報収集を行っているところです。

現況でございますが、今年1月から6月期の三重の現況においては、市内事業所について24年度上半期に比べて若干改善傾向にあると報告がなされております。また、経営

状況の今後の見通しについても、緩やかであります、改善傾向にあるとの報告がなされてます。いずれにしましても、今後とも必要に応じて、そういう経済指標についても情報収集を重ねながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（増田幸美君） 岩本議員。

○8番（岩本育久君） ありがとうございます。

今後、やはり商工会議所との連携を密にして、熊野市の経済のいろんな面で役割を果たしていただきたいと思っております。

木本の方からよく話聞かれるんですが、木本は商業の発展の地である。ところがオークワが井戸町に移転したことに伴い、以前より人通りがめっきり変わってしもたという商店主からの話も聞きます。自然の動向と言えはそれまでですが、もっと行政、商工会議所が消費者と購買力などについてのアドバイスをいろんなことはしてほしいという声も聞かれます。

先般、熊野大花火大会反省会の記事が地元紙に載っておりました。木本、井戸、有馬の飲食店、小売店を対象にアンケート調査した結果、大会の当日、8月17日の売上げが平素よりふえたのが74%、昨年よりふえたというのが49%と掲載されておりました。当然、そのイベントの人出の状況が違うと思っております。ですが、従来のイベントによりまして大なり小なりの経済効果があるのではないかと思います。

そこで、やはり地元の商店、業者あるいはイベントに出店する業者に対してでも経済効果が出る方向を行政も商工会議所とも共に手を携えて考えていく必要があるかと思っておりますので、今後、一層連携を密にして取り組んでいただくことをお願いとさせていただきます。

最後に、熊野花火大会の件ですが、来年は日曜日です。課長のほうから答弁ありましたように、熊野尾鷲道路はそういう利用方法とは一般的にはお聞きしておりますけれども、来年からその尾鷲熊野道路ができることによって、一層駐車場問題あるいは未到着のないような状況を解消されますようにお願いします。

消防長にちょっと確認させていただきます。

熊野尾鷲道路ができることによって、新宮医療センターに搬送しなくちゃならなかったのが、従来は矢ノ川峠がありましたので向こうのほうに近いですね。今度、その熊野尾鷲道路ができたことによって、医療センターへ行くよりも尾鷲総合病院へ搬送することも多々あるかと思っておりますが、その辺の受け入れ態勢というんか救急搬送についての

対応はできてはおるのでしょうか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 救急搬送につきましては、尾鷲総合病院につきましては、患者の状態等によって搬送する医療機関が違ってきますので、今までの医療センターに搬送する救急車もありますけども、尾鷲に行く量も幾分ふえるんじゃないかと思います。今までは熊野でおった分が紀南病院というところが大多数を占めておりましたけども、尾鷲も多少はふえていくんじゃないかと思います。新宮も専門的な部分がそれぞれありますので、新宮にかかりつけの人もおりますし、新宮、現に近い人もおりますので、そちらのほうへ行きたいという人もおります。状況によってそれぞれ行くようになってますけれども、病院の受け入れ態勢としては、全部受け入れてもらえると思っております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 岩本議員。

○8番（岩本育久君） 1点だけ確認させてもらいます。

ここから医療センターに行く時間帯とここから尾鷲総合病院へ行く時間帯は、もし熊野尾鷲道路を利用したときには、どっちのほうが多時間的に近いんですか。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 尾鷲のほうが多時間的じゃないかと思います。

○議長（増田幸美君） 岩本議員。

○8番（岩本育久君） いろいろと熊野尾鷲道路開通に伴いまして、関係当局のご答弁をいただきました。今後、この熊野尾鷲道路が開通されて、熊野市が一層飛躍することを願い、あわせてキックオフされました1億円高速キャンペーン、これがより一層効果を発揮して、多くの人たちが熊野に来られることを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

散 会

○議長（増田幸美君） これにて本日の日程は全て終了いたしました。

明13日は午前9時から会議を開き、議案質疑、委員会付託等を行います。時間励行で

ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 1時 53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成25年9月熊野市議会定例会会議録

(第4日)

平成25年9月13日(金曜日)

平成25年9月熊野市議会定例会会議録

平成25年9月13日（金曜日）

第 4 日

招集年月日 平成25年9月2日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成25年9月13日（金）午前9時00分

出席議員

1番	道 後 宣 弘 君	2番	西 賢 二 君
3番	濱 重 明 君	4番	和 田 いく子 さん
5番	増 田 幸 美 君	6番	山 田 実 君
7番	下 田 克 彦 君	8番	岩 本 育 久 君
9番	樋 口 雄 史 君	11番	山 本 洋 信 君
12番	中 田 悦 生 君	13番	中 田 征 治 君
15番	前 田 桂之助 君	16番	清 水 純 一 君

欠席議員

14番 前 地 林 君

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	濱口 武彦 君	消 防 長	片岡 信次 君
福 祉 事 務 所 長	仲森 弘安 君	市 長 公 室 長	庵前 佳生 君
総 務 課 長	山本 哲也 君	防 災 対 策 推 進 課 長	尾中 弘明 君
市 民 保 険 課 長	岩本 眞智子さん	税 務 課 長	星山 政文 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	清嶺地 利夫君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	西垣戸 勝 君	林 業 振 興 課 長	大江 勝郎 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	久保 智 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	濱口 幸治 君
建 設 課 長	下岡 昌年 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	西岡 久典 君
水 道 課 長	東 佳広 君	教 育 長	杉松 道之 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	山本 哲也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	長田 健次 君
監 査 委 員 事 務 局 長	坪井 正登 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	南 佳壽 君	次 長 兼 庶 務 係 長	山口 耕作 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	和田 春菜 さん

提出議案

議案第9号 財産の取得について

議事日程

[提案理由、内容説明、質疑、委員会付託]

日程第1 議案第9号 財産の取得について

[質疑、委員会付託]

日程第2 議案第1号 熊野市誘客・周遊拠点施設条例案

- 日程第3 議案第2号 熊野市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第4 議案第3号 熊野市紀和鉾山資料館条例の一部を改正する条例案
- 日程第5 議案第4号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第6 議案第5号 平成25年度熊野市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第6号 平成25年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第7号 平成24年度熊野市歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第8号 平成24年度熊野市水道事業会計決算の認定について
[質疑]
- 日程第10 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第2号 平成24年度熊野市財政の健全化判断比率について
- 日程第12 報告第3号 平成24年度熊野市青年の家事業の資金不足比率について
- 日程第13 報告第4号 平成24年度熊野市紀和地区水道事業の資金不足比率について
- 日程第14 報告第5号 平成24年度熊野市水道事業の資金不足比率について

午前 9時 00分 開議

○議長（増田幸美君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。欠席の届け出は14番 前地林議員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案の上程（議案第9号）

○議長（増田幸美君） 本日、市長より議案1件が追加提出されましたので、議題といたします。

日程第1 議案第9号「財産の取得について」を議題といたします

提案説明

○議長（増田幸美君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

本定例会に追加提案いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第9号「財産の取得について」につきましては、熊野市消防本部に配備する水槽付消防ポンプ自動車を購入するため、平成25年7月22日指名競争入札に付した結果、三重保安商事株式会社、代表取締役松本隆幸氏が5,449万5,000円で落札したので、物品売買契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げました。よろしくご審査賜われますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

○議長（増田幸美君） 次に、議案第9号の内容の説明を求めます。

消防長。

（消防長 片岡信次君 登壇）

○消防長（片岡信次君） おはようございます。

議案第9号「財産の取得について」につきましてご説明を申し上げます。

本件は平成25年度水槽付消防ポンプ自動車更新事業として、水槽付消防ポンプ自動車を購入するに当たり、日本機械工業株式会社名古屋営業所ほか4業者を指名し、平成25年7月22日指名競争入札に付した結果、伊勢市上地町2691番地、三重保安商事株式会社、代表取締役松本隆幸氏が5,449万5,000円で落札し、同日付で仮契約を締結しております。納入期限は平成26年3月20日となっております。

仮契約の内容、取得する財産の内容及び機器の説明につきましては、追加議案集2ページ、3ページのとおりであります。

水槽付消防ポンプ自動車は1,500リットルの水槽を装備したポンプ自動車でございます。水利の限られている自動車道路などに最も必要な車両であります。特に車両特殊装備品につきましては、熊野市で初めてC A F S装置を導入いたしました。C A F S装置につきましては、放水の際に水と泡消火薬剤を混合する段階において、コンプレッサーで空気を注入攪拌して泡放水する装置であり、少量の水で消火効果を格段に高めることができる装置でございます。このたび開通となります熊野尾鷲道路での災害や事故を想定するに当たり、特に車両火災に有効な装置であると言えます。

このように仮契約をしたところですが、オーダーメイドで極めて特殊な艤装が必要な消防車の場合、入札により車両が決定された後、車両の艤装や消火装置において詳細な打ち合わせを行っていく必要があります。今回の場合は特に、車両にC A F S装置を導入することになり、装置の性能や構造における専門的かつ詳細な打ち合わせが必要であったこと、また装置の消火力、消火効率の数字的な交渉を行っていくことに時間がかかり、最終的に業者と合意を得るまでに予想以上の日数がかかりました。

導入すれば、長年にわたり使用する車両でございますので、細部にわたって妥協せず詳細な打ち合わせを行おうとした結果でございますが、9月定例会の議案提出期日に間に合わず、追加議案として提出いたしました。

物品売買契約締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審査賜われますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第1 議案第9号「財産の取得について」を議題とし、質疑に入ります。

下田議員。

○7番（下田克彦君） 質疑させていただきます。1点だけ。

当初予算でもありまして、今回契約に至ったということなんですけども、今、消防長のほうから、長年使用するというお言葉がありましたけれども、どの程度、車両本体、資機材等ですね、そのC A F S装置等は取りかえができるのか、ただ車両本体の寿命というのもありますので、一体、長年使用するというのはどの程度見越しとるのか、わかれば教えてください。

○議長（増田幸美君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 車両につきましては、一応耐用年数というものを設けておりまして、10年から15年というようなところでありまして、ポンプ車の場合は15年やったと思います。ちょっと定かではないんですけど、そのぐらいで後でまた正確にちょっと調べてみたいと思います。

それで装置につきましては、経年劣化ということもありまして、それも申しわけないですけど、ちょっと今確実なお答えができませんので、申しわけございません。また後で調べまして、報告させていただきます。

○議長（増田幸美君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） 質疑を終結いたします。

常任委員会へ付託

- 議長（増田幸美君） ただいま議題となっております議案第9号は総務厚生常任委員会に、お手元に配付しております議案付託表のとおり付託いたします。
-

議案の上程（議案第1号～議案第6号）

質 疑

- 議長（増田幸美君） 日程第2 議案第1号「熊野市誘客・周遊拠点施設条例案」を議題とし、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、許可します。

13番 中田征治議員。

- 13番（中田征治君） きのう一般質問に入れてあったんですけども、いささか時間が足りなくなりまして、議案質疑だけになります。

ということで、まず、この指定管理者の予定もしくは内定はあるのかという問題と、あとは改装計画の事前の開示はないのかと。これに関しましては、ちまたで非常にいろんな話が飛んでおりまして、市民も非常に関心が高いもので、できたらこの開示予定があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

あと予算執行の着工と完成の予定ですね。もう高速道路できるらしいんで、どのような工程になっているのか、それもお聞きしたいと思います。

- 議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

観光スポーツ交流課長。

- 観光スポーツ交流課長（濱口幸治君） まず、1項目めにつきましてお答えします。

平成25年5月30日に行われました総務厚生常任委員会の管内視察において、ご説明もさせていただきましたが、施設の運営主体につきましては、現在のところ観光客の誘致と滞在型の観光を進めるための業務を行っている有限会社熊野市観光公社を想定してお

ります。

2項目めにつきましてお答えします。

改装計画につきましては、熊野市中心市街地活性化市民会議の皆さんや、今年の4月26、27日に開催しました建物見学会の参加者の方々から、改装等についてさまざまなご意見を頂戴しておりますので、今後とも必要に応じて市民の皆さんのご意見をお伺いしていきたいと考えております。

また、3項目めにつきましてお答えします。

現在のところ平成25年10月中旬着工の平成26年2月中旬完了予定で進めております。

以上です。

○議長（増田幸美君） 中田議員。

○13番（中田征治君） 有限会社熊野市観光公社ですか、これちょっと飛ぶんかと思えますけど、あそこの人員で対応できますか。そこへもう一つ、今年度中にもし、来年度になるのか、今年度完成が2月にということは来年度から委託だったら間に合うのか、事業計画に向こうの入っているかどうか確認したいと思います。観光公社のほうの。

○議長（増田幸美君） 観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（濱口幸治君） 人員等につきましては対応できると考えております。また、観光公社の事業計画等につきましては、この設置条例が可決されて、その後において、指定管理者としてそういう手続きを進めた上において事業計画等を入れていくということで考えております。

以上です。

○議長（増田幸美君） これにて、議案第1号の質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第3 議案第2号「熊野市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第4 議案第3号「熊野市紀和鉾山資料館条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第5 議案第4号「工事変更請負契約の締結について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第6 議案第5号「平成25年度熊野市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とし、質疑に入ります。

別冊の補正予算に関する説明書の内容について、質疑の通告がありますので許可します。

歳出のうち、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、「地域農業支援組織連携強化事業」について。

8番 岩本育久議員。

○8番（岩本育久君） 補正予算書の18、19ページの目3農業振興費、地域農業支援組織連携強化事業でございますが、その件に関してお伺いいたします。

備品購入費として597万5,000円計上されておりますが、この備品とはどのようなものなのか、内容をお伺いいたします。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

農業振興課長。

○農業振興課長（西垣戸 勝君） ご質問の地域農業支援組織連携強化事業の備品購入費597万5,000円の内容につきましてお答えをいたします。

当事業につきましては、地域農業のあり方や、今後地域の中心の担い手となる方の育

成、農地の集積などを定めた人・農地プランの策定を円滑に進めていくため、現在紙媒体で管理しております農地に関する所有者、耕作者等の属性情報や、農地地図情報をデータ化した電子地図情報システム及びパソコン機器等の備品を購入するためのものです。

このことにより、これまで手作業で行っていた耕作者別の農地の集積図が迅速かつ的確に行える上、所有者や貸し借り状況等の把握も即座に行えるようになります。

以上でございます。

○議長（増田幸美君） よろしいですか。

次に、款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費、「有害鳥獣駆除事業」について。

8番 岩本育久議員。

○8番（岩本育久君） 同じく18、19ページの目1林業総務費、有害鳥獣駆除事業でございます。

捕獲買上金473万2,000円を計上されておりますが、その捕獲される対象、そしてその価格について、その内容をお伺いたします。

○7番（下田克彦君） 執行部の答弁を求めます。

林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） 議員ご質問の有害鳥獣駆除補助買上金473万2,000円の内容につきましてお答え申し上げます。

有害鳥獣駆除買上金につきましては、有害鳥獣からの農産物の被害を防ぐため、駆除を実施し協力していただいた猟友会会員に報償費としてお支払をしております。

有害鳥獣被害につきましては、近年、全国的に個体数の増加によって農作物被害が深刻化しており、国では平成24年度補正において、捕獲活動のさらなる強化を目的とし、集中的かつ効果的な被害対策を緊急的に実施するものとして、捕獲活動を支援する事業、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業が実施されることになりました。

熊野市につきましても、全国同様に農作物の被害が深刻化しており、対応が急がれることから熊野市緊急捕獲等計画を策定し、この事業を実施することになりましたので、その費用についての増加でございます。

国の支援を受け、報償費の単価をイノシシが3,000円から9,000円に、鹿は5,000円から同じく9,000円に増額となります。猿については2万円と変更がございません。

また、捕獲計画数についてですが、イノシシが250頭から294頭、鹿は300頭から534頭、猿については175匹から225匹に増加となっております。

次に、本年度の捕獲実績についてですが、制度変更前の4月から7月31日までは、イノシシ95頭、鹿281頭、猿44匹でございます。制度変更後の8月1日からの実績がイノシシ19頭、鹿71頭、猿4匹となっております。

以上でございます。

○議長（増田幸美君） よろしいですか。

次に、款5農林水産業費、項3水産業費、目4漁港建設費、「漁港建設事業」について。

8番 岩本育久議員。

○8番（岩本育久君） 同じく18、19ページでございます。目4漁港建設費、漁港建設事業の中で、遊木漁港耐震診断業務委託料5,000万1,000円のうち、一般財源として1,500万1,000円を計上されておりますが、ほかにもいろいろ漁港があると思います。今回、遊木漁港の耐震の業務委託なった経緯と、その遊木漁港の現在の面積とかそういうもろもろの、わかればお伺いいたします。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

水産・商工振興課長。

○水産・商工振興課長（久保 智君） 議員お尋ねの遊木漁港耐震診断業務委託料5,000万1,000円についてお答えします。

今回の補正につきましては、三重県の圏域総合水産基盤整備事業計画において、熊野灘圏域の生産拠点に指定されている遊木漁港において、国より重点的に地震・津波対策を行うべき施設として耐震診断の実施を強く求められたため、この経費を計上したものであります。

このため、まず遊木漁港において、仮に地震、津波により被災した場合、直ちに漁業活動を再開し、生産流通機能の維持継続を図ることができるよう耐震性の確認と、地震・津波対策工事が必要かどうかについて調査検討を行います。

耐震診断業務委託料5,000万1,000円につきましては、財源として国の漁港施設機能強化事業による県補助金3,500万円、補助率70%でございますが、これが出ておりまして、残りの1,500万1,000円を一般財源としております。

遊木漁港の面積等につきましては、ご質問の中にございませんでしたので、今手元に

資料ございませんので。

○議長（増田幸美君） 次に、款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費、「首都圏営業拠点「三重テラス」活用事業」について。

13番 中田征治議員。

○13番（中田征治君） 大して大きな予算ではないんですけども、まず報償費の講師謝礼20万ですけども、これは受講者の対象がどういう方で、講師をどういう方を予定されているのかをお聞きしたいと。

それからもう一つは、その同じ項目の普通旅費というのは、これちょっと大きくて43万7,000円ですか、ございますけども、これはどういう趣旨の誰が出張する、誰といっても個人名じゃないですけど、どういう方が出張する旅費になっているのかを、よろしくお願いします。

○議長（増田幸美君） 執行部の答弁を求めます。

水産・商工振興課長。

○水産・商工振興課長（久保 智君） 首都圏営業拠点「三重テラス」活用事業についてお答えいたします。

ご質問の首都圏営業拠点「三重テラス」活用事業につきましては、9月28日に三重県が東京都日本橋に開設いたします首都圏営業拠点三重テラスにおいて、熊野市の食材を使った試食会や熊野学セミナー等の熊野フェア、これは仮称でございますが、これを開催することを計画しております。

1点目の報償費、講師等謝礼20万円につきましては、誰を対象にどんな講師がやるのかについてですが、首都圏で飲食店を経営する方々や食品バイヤーなどを対象に試食会を行い、販路の拡大を図るほか、若い女性や退職した企業OB等を中心とした向学心にあふれ、熊野に興味をお持ちの方を対象とした熊野学セミナーもあわせて計画をしております。講師等謝礼につきましては、その際に熊野をPRしていくための熊野観光大使等への謝礼を想定しております。

2点目の旅費、普通旅費43万7,000円につきましては、この熊野フェア開催に伴い、現地で対応に当たる職員等の旅費についてであり、セミナーを含め、熊野フェアを数回、延べ10日ほど予定していることから、これに係る費用でございます。

○議長（増田幸美君） 中田議員。

○13番（中田征治君） ありがとうございます。昔もアンテナショップあったような気す

るんやけど、うまいこといくことをお祈りしますなんやけども、物すごい事業内容の割に講師料が20万、足りるんですか。

○議長（増田幸美君） 水産・商工振興課長。

○水産・商工振興課長（久保 智君） 予算の範囲内でやってもらいたいと思っています。

○議長（増田幸美君） これにて、議案第5号の質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第7 議案第6号「平成25年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてを議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

常任委員会へ付託

○議長（増田幸美君） ただいま議題となっております議案第2号、議案第6号は総務厚生常任委員会に、議案第1号、議案第3号、議案第4号は産業教育常任委員会に、議案第5号は各所管の常任委員会に、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ付託いたします。

議案の上程（議案第7号）

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第8 議案第7号「平成24年度熊野市歳入歳出決算の認定について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

決算審査特別委員会の設置・付託

○議長（増田幸美君） お諮りいたします。

本件については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算審査特別委員会委員の指名

○議長（増田幸美君） ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、道後宣弘議員、西賢二議員、和田いく子議員、下田克彦議員、山本洋信議員、中田征治議員、以上6名を指名いたします。

議案の上程（議案第8号）

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第9 議案第8号「平成24年度熊野市水道事業会計決算の認定について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

水道決算特別委員会の設置・付託

○議長（増田幸美君） お諮りいたします。

本件については、7人の委員をもって構成する水道決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(増田幸美君) ご異議なしと認めます。

よって、本件については、7人の委員をもって構成する水道決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

水道決算特別委員会委員の指名

○議長(増田幸美君) ただいま設置されました水道決算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、西賢二議員、濱重明議員、下田克彦議員、樋口雄史議員、山本洋信議員、中田悦生議員、清水純一議員、以上7名を指名いたします。

議案の上程(報告第1号～報告第5号)

質 疑

○議長(増田幸美君) 日程第10 報告第1号「専決処分報告について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

○議長(増田幸美君) 日程第11 報告第2号「平成24年度熊野市財政の健全化判断比率について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第12 報告第3号「平成24年度熊野市青年の家事業の資金不足比率について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第13 報告第4号「平成24年度熊野市紀和地区水道事業の資金不足比率について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第14 報告第5号「平成24年度熊野市水道事業の資金不足比率について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

散 会

○議長（増田幸美君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

9月17日から19日は委員会審査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(増田幸美君) ご異議なしと認めます。

よって、9月17日から19日まで休会とすることに決しました。

20日は午前9時から会議を開き、委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論・採決等を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦勞さまでした。

午前 9時 31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成25年9月熊野市議会定例会会議録

(第5日)

平成25年9月20日(金曜日)

平成25年9月熊野市議会定例会会議録

平成25年9月20日（金曜日）

第 5 日

招集年月日 平成25年9月2日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成25年9月20日（金）午前9時00分

出席議員

1番	道 後	宣 弘 君	2番	西	賢 二 君
3番	濱	重 明 君	4番	和 田	いく子 さん
5番	増 田	幸 美 君	6番	山 田	実 君
7番	下 田	克 彦 君	8番	岩 本	育 久 君
9番	樋 口	雄 史 君	11番	山 本	洋 信 君
12番	中 田	悦 生 君	13番	中 田	征 治 君
14番	前 地	林 君	15番	前 田	桂之助 君
16番	清 水	純 一 君			

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	濱口 武彦 君	消 防 長	片岡 信次 君
福 祉 事 務 所 長	仲森 弘安 君	市 長 公 室 長	庵前 佳生 君
総 務 課 長	山本 哲也 君	防 災 対 策 推 進 課 長	尾中 弘明 君
市 民 保 険 課 長	岩本 眞智子さん	税 務 課 長	星山 政文 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	清嶺地 利夫君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	西垣戸 勝 君	林 業 振 興 課 長	大江 勝郎 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	久保 智 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	濱口 幸治 君
建 設 課 長	下岡 昌年 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	西岡 久典 君
水 道 課 長	東 佳広 君	教 育 長	杉松 道之 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	山本 哲也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	長田 健次 君
監 査 委 員 事 務 局 長	坪井 正登 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	南 佳壽 君	次 長 兼 庶 務 係 長	山口 耕作 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	和田 春菜 さん

提出議案

- 議員提出議案第1号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書案
- 議員提出議案第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書案
- 議員提出議案第3号 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書案

議事日程

[委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決]

- 日程第1 議案第1号 熊野市誘客・周遊拠点施設条例案
- 日程第2 議案第2号 熊野市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第3 議案第3号 熊野市紀和鉦山資料館条例の一部を改正する条例案
- 日程第4 議案第4号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第5 議案第5号 平成25年度熊野市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第6号 平成25年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第7号 平成24年度熊野市歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第8号 平成24年度熊野市水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 議案第9号 財産の取得について
[提案理由、質疑、討論、採決]
- 日程第10 議員提出議案第1号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書案
- 日程第11 議員提出議案第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書案
- 日程第12 議員提出議案第3号 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書案
- 閉 議
- 閉 会

午前 9時 00分 開議

○議長（増田幸美君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

開議に先立ち、消防長から発言の申し出ありましたので、これを許可します。

○消防長（片岡信次君） おはようございます。失礼します。

下田議員から追加議案に対する質疑につきまして、水槽付ポンプ自動車更新事業のポンプ車の耐用年数、機器装備品の耐用年数、また載せかえについて使用できるかについてお答えいたします。

消防車両の耐用年数としましては、消防ポンプ車は15年として耐用年数としております。それに合わせて更新計画をしております。

機器装備品のC A F S装置は耐用年数については、確認したところ10年くらいのものではないかということ、これについては点検整備をしていることで、通常10年ぐらいのことであるということでありました。オーバーホールをすると15年ぐらい使えるのではないかということでもあります。

載せかえにつきましては、C A F S装置につきまして、ポンプに組み込んだ艀装でありますので、修理等で部品などの交換があるかもわかりませんが、通常車両の更新に合わせていきますので、次の車に載せかえての使用はありません。

以上です。

○議長（増田幸美君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案の上程（議案第1号～議案第9号）

○議長（増田幸美君） 日程第1 議案第1号「熊野市誘客・周遊拠点施設条例案」から日程第9 議案第9号「財産の取得について」まで、以上9件を一括議題といたします。

総務厚生常任委員長報告

- 議長（増田幸美君） 本件については、各委員会へ審査付託となっておりましたので、この際、各委員長報告及び報告に対する質疑に入ります。
- まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。
- 道後議員。

（総務厚生常任委員長 道後宣弘君 登壇）

- 総務厚生委員長（道後宣弘君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る9月13日に委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、

議案第2号 熊野市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例案

議案第5号 平成25年度熊野市一般会計補正予算（第2号）第1条第1表歳入全般、歳出のうち款2総務費、款3民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費、款8消防費、款11公債費、第2条第2表地方債補正

議案第6号 平成25年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第9号 財産の取得について

につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同賜わりますようお願い申し上げます。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑

- 議長（増田幸美君） これより総務厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。
- 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（増田幸美君） これにて総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を終結します。

産業教育常任委員長報告

○議長（増田幸美君） 次に、産業教育常任委員長の報告を求めます。

西議員。

（産業教育常任委員長 西 賢二君 登壇）

○産業教育常任委員長（西 賢二君） 産業教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の結果及び経過をご報告申し上げます。

去る5月13日委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、

議案第1号 熊野市誘客・周遊拠点施設条例案

議案第3号 熊野市紀和鉱山資料館条例の一部を改正する条例案

議案第4号 工事変更請負契約の締結について

議案第5号 平成25年度熊野市一般会計補正予算（第2号）第1条第1表歳出のうち
款4衛生費項2環境対策費、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木
費、款9教育費、款10災害復旧費

につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同賜われますようよろしくお願い申し上げます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑

○議長（増田幸美君） 次に、産業教育常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） これにて産業教育常任委員長の報告に対する質疑を終結します。

決算審査特別委員長報告

○議長（増田幸美君） 次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

道後議員。

（決算審査特別委員長 道後宣弘君 登壇）

○決算審査特別委員長（道後宣弘君） 決算審査特別委員会に付託されました

議案第7号 平成24年度熊野市歳入歳出決算の認定について

につきまして、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る9月17日委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査の結果、平成24年度熊野市一般会計歳入歳出決算、熊野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、熊野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、熊野市青年の家事業特別会計歳入歳出決算、熊野市市有林整備事業特別会計歳入歳出決算、熊野市紀和診療所事業特別会計歳入歳出決算、熊野市紀和地区水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、いずれも全会一致をもって認定することに決しました。

以上、ご賛同賜われますようよろしくお願い申し上げます。

決算審査特別委員長報告に対する質疑

○議長（増田幸美君） 次に、決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） これにて決算審査特別委員長の報告に対する質疑を終結します。

水道決算特別委員長報告

○議長（増田幸美君） 次に、水道決算特別委員長の報告を求めます。
西議員。

（水道決算特別委員長 西 賢二君 登壇）

○水道決算特別委員長（西 賢二君） 水道決算特別委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る9月13日委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、議案第8号 平成24年度熊野市水道事業会計決算の認定について
につきましては、全会一致をもって認定することに決しました。

以上、ご賛同賜われますようよろしくお願い申し上げます。

水道決算特別委員長報告に対する質疑

○議長（増田幸美君） これより、水道決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） これにて水道決算特別委員長の報告に対する質疑を終結します。
これにて各委員長の報告に対する質疑を終結します。

討 論

○議長（増田幸美君） 日程第1 議案第1号「熊野市誘客・周遊拠点施設条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。
よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（増田幸美君） これより採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（増田幸美君） 日程第2 議案第2号「熊野市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。
よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（増田幸美君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（増田幸美君） 日程第3 議案第3号「熊野市紀和鉾山資料館条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（増田幸美君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（増田幸美君） 日程第4 議案第4号「工事変更請負契約の締結について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（増田幸美君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(増田幸美君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長(増田幸美君) 日程第5 議案第5号「平成25年度熊野市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長(増田幸美君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(増田幸美君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長(増田幸美君) 日程第6 議案第6号「平成25年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（増田幸美君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（増田幸美君） 日程第7 議案第7号「平成24年度熊野市歳入歳出決算の認定について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（増田幸美君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号はこれを認定することに決しました。

討 論

○議長（増田幸美君） 日程第8 議案第8号「平成24年度熊野市水道事業会計決算の認定について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（増田幸美君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号はこれを認定することに決しました。

討 論

○議長（増田幸美君） 日程第9 議案第9号「財産の取得について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（増田幸美君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案の上程（議員提出議案第1号～議員提出議案第3号）

○議長（増田幸美君） 日程第10 議員提出議案第1号「『地方税財源の充実確保』を求める意見書案」から日程第12 議員提出議案第3号「大規模地震等災害対策の促進を求める意見書案」までを一括議題といたします。

提案説明

○議長（増田幸美君） 議員提出議案第1号から順次提出者の説明を求めます。

まず、議員提出議案第1号及び第2号について提出者の説明を求めます。

道後議員。

（1番 道後宣弘君 登壇）

○1番（道後宣弘君） 議員提出議案第1号「『地方税財源の充実確保』を求める意見書案」につきまして、案文の朗読により提案理由をご説明申し上げます。

「地方税財源の充実確保」を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷などにより、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

（1）地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

（2）特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

（3）財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。

（4）依然として厳しい地域財政を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

（5）地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2 地方税源の充実確保などについて

（1）地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方

税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

三重県熊野市議会

以上でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜われますようよろしくお願い申し上げます。

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第10 議員提出議案第1号「『地方税財源の充実確保』を求める意見書案」を議題とし、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

提案説明

○議長（増田幸美君） 続いて、議員提出議案第2号について提出者の説明を求めます。

(1番 道後宣弘君 登壇)

○1番(道後宣弘君) 議員提出議案第2号「『森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保』のための意見書案」につきまして、案文の朗読により提案の理由をご説明申し上げます。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要な喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの、(第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保)と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が、平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の充実を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源としても最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

三重県熊野市議会

以上でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜わりますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第11 議員提出議案第2号「『森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保』のための意見書案」を議題とし、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

提案説明

○議長（増田幸美君） 次に、議員提出議案第3号について提出者の説明を求めます。

下田議員。

（7番 下田克彦君 登壇）

○7番（下田克彦君） 議員提出議案第3号「大規模地震等災害対策の促進を求める意見書案」につきまして、案文の朗読により提案理由をご説明申し上げます。

一昨年の東日本大震災以降、全国における地震は、それ以前とは比較にならないほど頻発し、大きな地震もしばしば発生しています。そうしたなか、今後の発生確率が極めて高く、甚大な被害が懸念される「南海トラフ巨大地震」に対しては、国を挙げて万全の対策が急務となっています。

また、日本列島は太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの4つの大きなプレートが交わる場所に位置しているため、我が国は地殻変動による地震、津波、火山噴火等の頻発する国といえます。さらに近年増えている局地的豪雨は地形の急峻さと相まって土砂災害を発生させ、台風等による風水害は大規模な被害をもたらしています。

そこで、国民の生命・財産を守るため、高度経済成長期に整備された道路、橋梁、上下水道・電気等のライフライン、港湾、河川堤防やダム等の水防・砂防設備といった社会資本の老朽化に対して、計画的な長寿命化を早期に行うとともに、総合的な防災・減

災、国土の強靱化を定める基本的理念が必要だと考えます。

よって、政府におかれては、以下の事項について早急な対策を講じるよう強く要望します。

記

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災および発生後の迅速な復旧・復興に資する事前措置を実施するための計画及び総点検等を定める「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（衆院で継続審議）の趣旨に沿い、防災・減災対策を強化すること。
- 2 甚大な被害をもたらすおそれのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強化を要する地域を指定し、それら地域の対策強化学業の加速化に要する規制緩和および財政上・税制上の特例を定めるよう「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（衆院で継続審議）の趣旨を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

三重県熊野市議会

以上でございます。よろしくご審議の上ご賛同賜われますようよろしくお願い申し上げます。

質 疑

○議長（増田幸美君） 日程第12 議員提出議案第3号「大規模地震等災害対策の促進を求める意見書案」を議題とし、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会への付託の省略について

○議長（増田幸美君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号、第2号及び第3号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(増田幸美君) ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号、第2号及び第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

○議長(増田幸美君) 日程第10 議員提出議案第1号「『地方税財源の充実確保』を求める意見書案」を議題とし、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(増田幸美君) これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長(増田幸美君) これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(増田幸美君) ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長(増田幸美君) 日程第11 議員提出議案第2号「『森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保』のための意見書案」を議題とし、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（増田幸美君） これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長（増田幸美君） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（増田幸美君） 日程第12 議員提出議案第3号「大規模地震等災害対策の促進を
求める意見書案」を議題とし、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長（増田幸美君） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田幸美君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

閉 議

○議長（増田幸美君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

閉 会

○議長（増田幸美君） これにて、平成25年9月熊野市議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午前 9時 35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員
